

自治体向けFAQ

【第17.2版】

平成31年3月29日

- ※ 本FAQは、自治体向けFAQ【第16版】にお示したものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(セルの網掛け及び備考欄に記載)
- ※ なお、この他、「公定価格に関するFAQ」、「子育て支援員研修事業FAQ」、「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインQ&A」も作成しておりますので、こちらも併せてご参照ください。

自治体向けFAQ【第17.2版】「目次」

- 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1～
- 基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- 認定・利用調整・・・・・・・・・・・・・・・・P7～
- 認可・確認・・・・・・・・・・・・・・・・P19～
- 利用定員・認可定員・・・・・・・・・・・・・・・・P27～
- 利用者負担額・・・・・・・・・・・・・・・・P35～
- 公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園・・・P59～
- 認定こども園・・・・・・・・・・・・・・・・P65～
- 地域型保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・P75～
- 一時預かり事業・預かり保育・・・・・・・・P81～
- 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・P93～
- 財政支援・私学助成・就園奨励費・・・・・・・・P101～
- 教育標準時間認定子どもに係る
 施設型給付費に係る経過措置等・・・・・・・・ P105～
- 会計基準・外部監査・・・・・・・・P107～
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・P114～

【事業計画】

No.	事項	問	答	備考
1	確保方策 (定員弾力化の取扱い)	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可能ですか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで記載していただく必要があり、定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。	
2	事業計画 (私立幼稚園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、事業計画との関係はどうなりますか。施行後に新制度に移行する場合、供給計画の内容を見直す必要があるのでしょうか。	確認を受けない幼稚園については、事業計画における確保方策において、「特定教育・保育施設」とは別に記載していただくこととしている(「量の見込み」の算出のための手引き)が、新制度への移行状況に変化が生じた場合でも必ずしも計画を変更していただく必要はありません。	
3	事業計画 (認定こども園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。	28年度以降に認定こども園に移行して施設型給付を受けることも可能です。なお、子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整については、現時点の方向性としては、引き続き実施することとしているため、供給過剰地域においても認可・認定を受けられるよう、事業計画に「都道府県が定める数」を定めておく必要があることから、あらかじめ移行の意向を明確にし、事業計画に位置付けられていることが望まれます。	修正
4	事業計画 (認定こども園移行特例)	供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする特例措置において、設定することとなる利用定員(幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員)の水準はどのように考えればよいですか。 幼稚園、保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定することですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。	子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、当該需給調整については、現時点の方向性としては、引き続き実施することとしています。ただし、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。 例えば、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子どもの数をひとつの目安として2号の定員を設定することが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしなくても済むという認定こども園のメリットを活かす観点から、数人程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。 いずれにせよ、認可・認定に当たっては、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、都道府県計画(指定都市・中核市が処理することとされているものについては、指定都市・中核市計画)において「上乘せる数」を各地域の実情に応じて適切に定めていただくことが前提になります。	修正

5	事業計画(認定こども園移行特例)	供給過剰地域における幼稚園、保育所からの認定こども園への移行特例の対象となるのは、制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に限られるのでしょうか。それとも、制度施行後に設置された幼稚園、保育所も対象になるのでしょうか。	子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、当該需給調整については、現時点の方向性として、引き続き実施することとしていきます。その上で、当該需給調整の対象には、制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に限らず、施行後に設置された幼稚園、保育所も含まれます。	修正
6	事業計画(計画と認可の関係)	事業計画上、想定していない施設・事業について、事業者より認可申請があり、この申請が条件を満たしていれば、自治体は計画に位置付けられていなくても認可をしなければならないのでしょうか。 (例えば計画中、保育の確保方策として認可保育所のみを定めているが、計画に定めていない小規模保育事業者からの認可申請がある場合。)	事業計画に具体的な記載がなくても、事業計画に定める需要量に達していない場合は、原則として認可しなければなりません。ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。 この場合であっても、現に待機児童がいる場合、機動的な対応が望ましいと考えます。いずれにせよ、計画にない施設・事業であっても、認可・確認することは可能です。	
7	事業計画(計画と認可の関係)	待機児童は存在しているが、事業計画で設定した供給量は既に満たされている場合において、認可申請が行われた場合、どのように取り扱うべきでしょうか。	事業計画に定める供給量がすでに確保されている場合であっても、現に保育認定を受けて保育を受けられない状況、すなわち待機児童がいる場合には、認可しなければなりません。 ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。	
8	確保方策(認可を受けない幼稚園の取扱い)	確認を受けない幼稚園は事業計画上どのように取り扱うのですか。	量の見込みについては、「確認を受けない幼稚園」を利用する需要も含めて教育標準時間に係る量を見込みます。 また、確保方策については、確認を受けない幼稚園も施設等での保育を必要としない満3歳以上の子どもの教育の受け皿となっていることから、対象として含めます。	基本指針 Q&A Q10再掲
9	確保方策(認可外保育施設の取扱い)	認可外保育施設を確保方策として計画に記載して良いのでしょうか。	子ども・子育て支援新制度では、市町村が把握した「量の見込み」に対して、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」により対応することが基本となりますが、「待機児童加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可化を支援しているところであり、当分の間は、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」に加えて、一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている「認可外保育施設」による対応についても計画に記載することも可能とします。 ※ベビーホテルのように、上記のような内容の支援を行っていない認可外保育施設は対象外とします。 (参考) 量の見込みの算出に当たっては、いわゆる「2号認定」「3号認定」は、これまでの保育の利用状況(認可外保育施設の利用等を含む。)を基本として定めるものであり(別表第二)、認可外保育施設を利用する子どものうち保育を必要とする子どもを含めます。 ※上記のような内容の支援を行っている認可外保育施設に限りません。	基本指針 Q&A Q11再掲

10	確保方策 (国立大学附属幼稚園の取扱い)	国立大学附属幼稚園は事業計画においてどのように取り扱うのでしょうか。	国立大学附属幼稚園は、法律上、新制度の施設型給付の対象となることはできませんが、実質的には施設等での保育を必要としない満3歳以上の子どもの教育の受け皿となっていることから、事業計画に定める確保方策には対象として含めます。	
11	次世代行動計画との関係	子ども・子育て支援事業計画を、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の後継計画として位置づけたいと考えていますが、次世代行動計画を作成しないこととしても差し支えありませんか。	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、計画策定自体について任意化しています。すなわち、 ・策定しないという選択もありうる ・策定する場合にどの項目を盛り込むかについても任意としています。 ただし、法第11条第1項に基づく通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により施設整備の交付金を受けようとする場合や、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進を図るための事業を実施し、財政支援の対象となる場合には、次世代法の市町村行動計画に位置付けることが必要です。	修正
12	次世代行動計画との関係	子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を一体のものとして、一つの計画として定めることは可能ですか。また、その場合、例えば、行動計画部分については、「新・放課後子ども総合プラン」に関する事項のみを盛り込むといった対応は可能でしょうか。	行動計画の策定の仕方については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することもできるため、例えば、子ども・子育て支援事業計画に次世代法の計画の一部(例えば「新・放課後子ども総合プラン」に関する事項のみ)の要素を加えた計画として策定するなどの柔軟な対応も可能です。	
13	確保方策 (公立の認可外保育施設の取扱い)	市が運営している認可外保育施設(へき地保育所と保育所型児童館など)は直営なので、確保方策に含めることができる「市町村が運営費支援を行っている認可外保育施設」には該当しないと考えられますが、確保方策に含めることは可能ですか。	「市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設」については、当分の間、確保方策に含めることを可能とする取扱いとしていますが、その趣旨は市町村が当該施設の適正な運営に一定の責任を負っていると評価されることによるものです。したがって、市が直営している施設についても同様に評価し得ると考えられることから、含めることとして差し支えありません。	
14	確保方策 (定員を超過している私立幼稚園の取扱い)	定員を超過している私立幼稚園の取扱いにしたがって、認可定員を超える利用定員を設定する場合、事業計画に記載する確保方策としては、利用定員によるべきでしょうか、それとも認可定員や実利用人員によるべきでしょうか。	事業計画の確保方策は、質の高い教育を提供可能な体制として、利用定員を計上していただくこととなります。なお、認可定員を超える利用定員は、実利用人員によっても認可基準を満たすことができることを前提に、例外的・暫定的に期限付で認められるものです。	

15	<p>幼児期の学校教育の利用希望が強い2号ニーズに対する確保方策</p>	<p>幼児期の学校教育の利用希望が強い2号ニーズについては、1月に示された「作業の手引き」p64では、特定教育・保育施設の2号定員(保育所等)のみならず、1号定員(幼稚園等)についても確保方策とできる旨示されていますが、確認を受けない幼稚園の定員は確保方策とすることはできないのでしょうか。</p>	<p>確認を受けない幼稚園(国立大学附属幼稚園を含む)の定員(実員が定員を大きく下回る場合は実員)についても、特定教育・保育施設の1号定員と同じく、確保方策として取り扱うことができます。</p>	
----	--------------------------------------	---	---	--

16	広域利用による利用定員の確保	A市に所在する施設(定員70人)を、A市居住者50人、B市居住者20人が利用しています。新制度移行後は、施設の確認及び利用定員の設定はA市のみが行うこととなりますが、今後とも、B市居住者の枠として20人分を確保したいと考えています。その場合、利用定員の設定や利用調整の方法等について、どのようにすればよいのでしょうか。また、利用調整の結果、B市居住者が入所できなかった場合には、どちらの市が対応することになるのでしょうか。	A市とB市との間で十分に協議いただくことが基本となりますが、以下のような対応が考えられます。 ・A市に所在する施設において、一定数のB市居住者を恒常的に受け入れており、今後と同様に受け入れる見込みである場合には、両市において当該施設の利用枠に関する協定を締結する。その際、利用調整の時期や実施方法、優先利用の考え方等についても、併せて当該協定に規定しておく。 (なお、このような場合には、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市の子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが適当と考えられます。) ・複数の施設において広域利用が見込まれる場合には、当該複数の施設を対象とした包括的な協定を締結する。 なお、B市居住者の受け入れが恒常的なものではない場合には、保護者から当該施設の利用申込みを受けた際に、その都度協議することが考えられます。その場合、必要に応じ、当該施設の利用定員を超えて受け入れを行うことも可能です。 また、利用調整の結果、B市居住者が当該施設に入所できなかった場合には、B市において、その者の保育を確保するための措置を講じる必要があります。	
17	市町村計画が変更された場合の都道府県計画の取扱い	都道府県の事業計画は、市町村計画の積み上げになると思いますが、市町村計画の変更の都度、都道府県計画も変更しなければならぬのですか(都道府県計画は都道府県議会の議決案件となっています)。	都道府県の事業支援計画については、市町村の事業計画と整合性が取れている必要がありますが、市町村の事業計画の「量の見込み」「確保方策」の数字を積み上げたものとするのが基本ですが、厳密に一致しなければならないものでもありません。市町村の事業計画の変更の内容が、都道府県全体の需給の見通しに大きな影響を与えるものでない限り、その都度変更しなければならないものではありません。計画期間の中間年を目安とする都道府県の事業支援計画の見直しの際に、一括して反映することも1つの方法と考えられます。	
18	利用定員の変更について	当初設定した利用定員が実際の在籍園児数よりも過大となった等の場合に、施設側の意向に基づき、利用定員を見直す必要があるのでしょうか。	利用定員は、質の高い教育・保育が提供されるよう、各施設の意向を十分に考慮しつつ、最近における実利用人員の実績や今後の見込み、市町村子ども・子育て支援事業計画への影響等を踏まえながら、適切に見直すべきものです。 見直しの時期としては、毎年度当初に見直すことが考えられるほか、年度途中であっても、見込みをもとに設定した利用定員と実利用人員との乖離が大きく、園の経営に多大な影響を及ぼしかねない等の事情がある場合には、各施設の意向を尊重しつつ、適切に利用定員の変更を検討していただくことが考えられます。	

【基準】

No.	事項	問	答	備考
19	基準条例 (地域型保育事業)	地域型保育事業の認可基準については、現時点で事業の実施を想定していない場合であっても、条例を制定しなければならないのでしょうか。	そのような場合であっても、将来、参入しようとする事業者から認可申請があった場合に備え、条例を制定しておく必要があります。	
20	基準条例 (地域型保育事業)	小規模保育事業の認可基準について、条例において、B型、C型の職員配置基準に係る保育士資格の要件を国基準より厳しい内容に設定することは可能ですか。また、A型のみに限定することは可能ですか。	例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を上回る4分の3に設定するなど国の基準を上回る基準を設定することは可能ですが、その基準を全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません。	
21	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業に係る基準条例において、小4から小6の児童については、児童館など放課後児童クラブ以外の居場所を確保することを前提に、放課後児童クラブの受け入れ対象児童の利用対象を小3までに限定することは可能ですか。	個々の放課後児童クラブに小6までの受け入れ義務を一律に課すものではありませんが、対象年齢を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではありません。	
22	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブにおける集団の規模について、「おおむね40人以下」と定められましたが、これについて経過措置を設けることは可能ですか。	支援の単位(児童の集団の規模)は参酌すべき基準であり、各市町村で省令基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、条例で異なる内容を定めていただくことも可能です。 このため、省令基準を十分に参酌した結果、各市町村の判断で経過措置を設けることも可能ですが、経過措置期間内に省令基準に適合させる取組を進めるなど、放課後児童クラブの質の確保を図るという基準策定の趣旨を踏まえた対応が望まれます。	
23	学則(園則)と運営 規程の関係	各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則(園則)を定めていますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条の運営規程も別途整備しなければならないのでしょうか。	運営規程として定めるべき事項について、幼稚園や幼保連携型認定こども園が法令に基づき定める学則(園則)で網羅している場合には、運営規程と兼ねることが可能であり、別途、運営規程を作成する必要はありません(学則(園則)に定めていない事項がある場合には、別途、運営規程を作成する、又は学則(園則)に追加する必要があります)。なお、学則(園則)は認可権者への届出が必要であり、運営規程は確認権者たる市町村へ確認の際に提出することが必要となります。	

【認定・利用調整】

No.	事項	問	答	備考
24	支給認定 (有効期間)	認定の有効期間は原則3年とのことですが、認定事由に該当しなくなった場合にはどうなりますか。また、現況確認についてはどのように対応すればよいでしょうか。	<p>教育標準時間認定の有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とします。</p> <p>保育認定の有効期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、90日を基本的な有効期間として取り扱います。</p> <p>また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとします。</p> <p>(注)年齢計算に関する法律により、「満3歳に達する日」は3歳の誕生日の前日となります。</p>	自治体向けFAQ第3版において、3号認定の有効期間について「満3歳の誕生日まで」と記載しておりましたが、正しくは「3歳の誕生日の前々日まで」となります。
25	保育の必要性認定	就労以外の事由についても、保育標準時間・短時間認定の区分設定を行う必要がありますか。また、求職活動、育児休業取得時の継続利用の事由については、一律に短時間認定としてもよいですか。	<p>就労以外の事由についても、それぞれの置かれた状況が異なることから、保育標準時間・短時間の区分を設けることを基本としています。ただし、「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」の事由については、区分を設けず、保育標準時間を基本としています。</p> <p>なお、「求職活動」、「育児休業取得時の継続利用」の事由について、市町村判断により、必要に応じて、例えば、原則として保育短時間認定に統一することも可能です。</p>	
26	保育の必要性認定	求職活動中であることを理由として、保育の必要性を認定する場合、その有効期間はどのようになりますか。また、求職活動中であることを確認するための証明書類などの運用方針は国から具体的に示す予定はありますか。	<p>保育の必要性の認定の期間については、雇用保険の失業給付日数(基本手当)の支給日数が90日となっていることを踏まえ、90日を基本的な期間として、それを上限に市町村が定める期間とします。</p> <p>また、求職活動中であることを確認方法については、ハローワークの登録証の写しや求職活動の状況が分かる申立書などを利用していただくことを想定しています。</p> <p>なお、市町村が定めた期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にある場合には、認定時と同様にその状況を確認のうえ、再度認定することも可能です。</p>	

27	保育の必要性認定	保育認定が受けられる就労要件として、月48時間から64時間の間で市町村が定める時間が下限となりますが、既に48時間未満の下限時間を設定している場合やそもそも下限時間を設定していない場合において、親の就労時間が48時間に満たないが、現に保育所を利用している児童の取り扱いはどうなりますか。保育所を利用できなくなるのでしょうか。	制度施行時に、保育所において入所している児童については、経過措置により、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所を利用することが可能です。	
28	保育の必要性認定	現に保育所に入所している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても保育標準時間認定しても良いでしょうか。	現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けています。	
29	保育の必要性認定	保育短時間認定の要件に該当する子どもについては、新制度施行の時点で在園している子どもに限り、保育標準時間認定として差し支えないとする経過措置が設けられていますが、制度施行時に、0～2歳のみ保育所や小規模保育事業等を利用している場合、当該園を卒園し、満3歳以降に別の園に移る場合でも、当該経過措置は適用されますか。	新制度施行時点で在園している子どもについて保育標準時間認定で差し支えないとする経過措置の趣旨は、当該子どもについて従前と同様の保育を受けられるようにするものです。こうした観点から、ご指摘のような異なる園に転園した場合についても、引き続き、経過措置の対象として差し支えありません。	
30	保育の必要性認定	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合には、保育の必要性を認定することとされたが、「継続利用が必要である場合」とは、具体的にはどういう場合を想定しているのでしょうか。	従来の制度における取扱いを踏まえ、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときを想定しています。	
30-2	保育の必要性認定	高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者は、保育の必要性の認定において、どのように就労時間を把握すればよいのでしょうか。	高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の保育の必要性の認定に当たっては、同制度における「健康管理時間」や本人からの申し立てなどの情報をもとに、就業の実態を把握した上で、総合的に判断することが考えられます。 ※健康管理時間とは、 「事業場内に所在していた時間(在社時間)」(タイムカード、パソコンの起動時間等で客観的に把握)と 「事業場外での労働時間」(できるだけ客観的に把握 ※自宅で仕事をしている時間も把握)の合計時間で、割増賃金支払の基礎としてではなく、健康確保の観点から使用者が把握する時間です。	新規
31	子どもの親と別の市町村に居住する者が子どもを監護する場合の支給認定	親が子どもを養育できない場合で、当該親とは別の市町村に居住する祖父母がその子どもを預かって監護する場合、親と祖父母のどちらの市町村で支給認定を行うのでしょうか。	子ども・子育て支援法の保護者の定義は、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者」となっているため、例の場合は、子どもを監護している祖父母が保護者となり、その居住地の市町村に対して支給認定の申請を行い、当該市町村が認定を行うこともできます。	

32	教育標準時間認定	新制度に移行していない私立幼稚園を利用する場合、1号認定(教育標準時間認定)の申請および認定の手続きは必要ないと理解して良いですか。	そのとおり。ただし、保護者が1号認定を市町村に申請した場合には、利用する施設が確認を受けているかどうかにかかわらず、認定することが必要です。 なお、当該利用者が2号認定を受け、保育所・認定こども園を希望していたが入園できず、新制度に移行していない私立幼稚園を利用することとなった場合、引き続き保護者が保育所・認定こども園を利用する希望があれば、2号認定を維持することが必要です。	
33	認定の基準日	認定時期は入学する年度の前年度の10月頃から始まりますが、10月時点で2歳児の子どもが入学する4月には3歳になる場合、10月時点では3号で認定しておいて、4月にまた2号に認定しなおすのでしょうか。認定の基準日はいつになるのでしょうか。	入学までに満3歳に達することが見込まれる場合は、2号の認定をすることになります。	
34	認定の処理期間の基準日	1号認定の認定証の交付について、30日以内となっているが、施設で取りまとめて市に送ってくる場合、保護者が施設に提出した日から起算するのか、市役所に届いた日から起算するのでしょうか。	市町村が受理した日が起算日となります。	

35	3号から2号の認定証の切り替え時期	認定証を3号から2号に切り替える時期はいつになるのでしょうか。自治体の裁量で決めて良いのでしょうか。	満3歳に達する日の前日(誕生日の前々日)までの期間が認定証の期限となるので、実質的な弊害がないよう配慮した上で、新しい認定証の受け渡し時期は自治体の裁量にお任せいたします。 (注)年齢計算に関する法律により、「満3歳に達する日」は3歳の誕生日の前日となります。	
36	各種ひな形、様式	各種様式のひな型は今後、国から示してもらえるのでしょうか。(例:みなし確認、入所申し込み、認定証、利用者負担額決定通知、施設型給付(法定代理受領請求))	幼稚園及び認定こども園に係る施設型給付(法定代理受領請求)の様式については、平成27年3月10日都道府県説明会資料9別紙3でお示しているのをご参照ください。支給認定証の記載事項は省令で規定していますが、利用者負担額決定通知その他の様式を国からお示しする予定はありません。平成25年10月30日子ども・子育て支援制度説明会(システム関係)において、支給認定や確認に係る申請書(案)をお示しているのをご参照ください。	
37	日本に居住する外国籍の子どもへの取扱い	日本国内に居住する外国籍の子どもも、新制度の対象となるのでしょうか。米軍基地内の子どもの場合はどうでしょうか。	日本国籍の有無、戸籍・住民登録の有無にかかわらず、当該市町村での居住の実態があれば、米軍基地内に居住する場合を含め、新制度に基づく支援の対象となります。	
38	認定の有効期間	子ども・子育て支援法施行規則で、支給認定の有効期間について、例えば、2号の就労については「小学校就学の始期に達するまでの期間」と定められましたが、当初から3か月限定の就労と分かっているような場合には、認定の有効期間も3か月として問題ないでしょうか。	2号子どもに係る就労を事由とする場合の支給認定の有効期間は、小学校就学の始期に達するまでの期間とされています(法第21条、規則第8条第1項第2号)。あらかじめ就労の終期と、その後も保育の必要性の必要性の事由に該当しないことが明らかになっている場合に限り、就労の終期をもって1号認定に職権で変更することを、認定の条件として定めることも可能と考えられます。	
39	認定に係る処理期間を延期する場合の通知方法	支給認定は、認定申請のあった日から30日以内になければならないとされていますが、「特別な理由がある場合」には、処理見込期間とその理由を通知し、延期することができることとされています。この「特別な理由」として、どのようなものが考えられますか。また、この「通知」はできる限り簡素に処理したいのですが、どのような方法が考えられますか。	申請に係る認定事務が特定の時期に集中し、審査に時間を要する場合などは、「特別な理由がある場合」に該当するものと考えられます。また、この場合の通知方法については、各市町村の判断により、以下のような方法とすることが考えられます。 ①当該申請を受理した際に、申請者に対し、一律に「次年度4月の入所に向けた認定事務が集中するために審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を通知する方法 ②申請に当たって、「次年度4月の入所に向けた認定事務が集中するために審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を案内し、これに同意する保護者の意思を認定の申請に併せて書面により確認する方法	

40	2号認定を受けた子どもの幼稚園利用	2号認定を受けた場合でも、幼稚園に入ることはできるのでしょうか。	<p>新規に2号認定を受け、利用調整の結果、保育所等に入所できない場合（保育所等の利用を希望した場合、保育所等と幼稚園を併願した場合）又は既に2号認定を受けている場合（小規模保育の卒園者が入園、転居により保育所等から転園等）には、特例施設型給付を受けて幼稚園を利用することが可能です。いずれの場合も、入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認し、希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられます。</p> <p>なお、両親が共働きであるなど客観的には2号認定を受けられる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、1号認定を受けて幼稚園を利用することになります。</p> <p>いずれの場合も、午後の預かりニーズについては、一時預かり事業（幼稚園型）を利用することが想定されます。</p>	
41	就労時間の変更に伴う認定区分の変更手続き	フルタイム就労で保育標準時間認定を受けていた人が10月からパートタイム就労となり保育短時間認定を希望してきた又はそうした事実が判明した場合、10月から職権で認定区分を変更するのでしょうか、あるいは、あくまで申請を原則とし、変更申請を受けた翌月からの変更とするのでしょうか。	<p>支給認定は原則として保護者からの申請が必要となるため、事実が判明した時点で速やかに変更申請を行うよう促す必要があります。（変更の事由が発生した日と変更申請日が異なる場合において、事由発生日に遡って変更認定を行うものではありません。）</p> <p>なお、正当な理由なく変更の申請を行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により取消を行うことができます。</p>	
42	保育の必要性認定事由に変更が生じた場合の手続き	保育の必要性認定事由に変更が生じた場合や、保育を必要とする子どもとしての事由が無くなっていたことが分かった場合の認定の切替えや取消しなどの手続きは、どのように行うのでしょうか。	<p>支給認定の変更は原則として保護者からの申請が必要となるため、速やかに変更申請を行うよう促す必要があります。もし正当な理由なく変更申請を行わない場合は、2号認定子ども、3号認定子ども共に子ども・子育て支援法第23条により支給認定の変更を行うことができます。なお、保育の必要性の認定事由に変更がある場合であっても同法施行規則第10条に該当しない場合は、変更を行う必要はありません。</p> <p>また、保育を必要とする事由に該当しなくなっていた場合は、3号認定子どもであれば、法第24条により支給認定の取消しを行うこともできます。</p> <p>なお、市町村は、教育・保育給付に必要があるときには、必要な範囲で、保護者に報告等を求めることができ、保護者が、虚偽の報告等を行った場合については、子ども・子育て支援法第24条（同法施行令第3条）により2号認定子ども、3号認定子ども共に職権で支給認定の取消しを行うことが可能です。</p>	
43	保育の必要性認定事由が無くなった場合の手続き	保育の支給認定を受けた者が、その当該認定事由が無くなった場合でも、市町村に対する届出義務はないのでしょうか。	<p>保育認定されていた者が、当該認定事由が無くなった場合には、給付を行うことができないため、速やかに変更の申請を行うよう認定証にその旨を記載するなど、変更の申請を促す必要があります。</p> <p>なお、市町村は、教育・保育給付に必要があるときには、必要な範囲で、保護者に報告等を求めることができ、保護者が、虚偽の報告等を行った場合については、子ども・子育て支援法第24条（同法施行令第3条）により2号認定子ども、3号認定子どもともに職権で取消を行うことが可能です。</p>	

44	保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合の取扱い	<p>①例えば1日8時間・1か月14日勤務の場合のように、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となりますが、勤務日によっては8時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、延長保育の利用による利用者負担発生の負担を避けるため、市町村の判断により保育標準時間認定を行うことは認められますか。</p> <p>②また、例えば1日の就労時間は5時間ですが勤務時間帯が午後1時から6時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯(例えば午前9時～午後5時)を超えて施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。</p> <p>③この他、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を必要とする時間帯がまちまちな場合はどうでしょうか。</p>	<p>保育必要量の認定に当たっては、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば原則として保育標準時間認定、120時間未満であれば原則として保育短時間認定として認定することとしています。</p> <p>①一方で、ご指摘の例のように1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと市町村が認めるときは、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えています。</p> <p>②また、ご指摘の例のように、1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えます。(ただし、保育短時間認定に係る利用時間帯が利用者の就労実態を踏まえ、適切に設定されていることが前提です。)</p> <p>③この他、①②に当てはまらないケースであって、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちで常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても保育標準時間として認定しても差し支えありません。</p> <p>なお、就労時間が8時間に満たない場合であっても、通勤時間等により利用時間が8時間を超えると市町村が認める場合については①に該当します。</p>	
45	保育時間の設定	保育短時間認定の子どもの保育時間については、施設で定めることとされていますが、その設定の仕方として、子どもの生活リズムや経験活動の保障、保護者の多様な就労時間への対応などの観点から、短時間認定に係る保育時間の中に6～7時間程度の基幹となる時間を設け、その前後1～2時間を個別に対応する形で設定することは可能でしょうか。	<p>①質の高い教育・保育を提供する観点や施設・事業の人員体制確保の観点</p> <p>②自治体向けFAQ【認定・利用調整】No.44にもお示しているような認定事務の取扱いにより、保育短時間認定に係る利用可能時間帯の設定は1施設1時間帯で定めることが基本と考えられます。</p> <p>ただし、上記の①及び②を踏まえた上で、施設・事業者が複数の時間帯を設けるべきと判断する場合は、例外的に、当該施設・事業者が、複数の時間帯を設定することも可能です。</p>	事業者向けFAQ【保育所に関すること】Q9再掲
46	広域利用の受け入れ義務	受け入れ制限(同市の居住者のみ受け入れ)をしている公立施設は、新制度では必ず広域化が必要ですか。	必須ではありませんが、広域入所をどの程度見込むかなど周辺自治体との連絡・調整のうえ、検討する必要があるものと考えます。	
47	広域利用における利用調整	広域利用の際に、複数の市町村間で入所の優先度の判断が異なる場合、どのように対応すべきでしょうか。また、入所できなかった場合、広域入所の依頼元と依頼先、どちらの市町村があっせん等の調整を行うことになるのでしょうか。	広域利用における調整については、市町村間でよく協議の上、対応して下さい。また、広域入所できなかった場合については、依頼元、すなわち給付の実施主体である居住地市町村で対応いただくことが基本になります。	

48	保育短時間認定の下限が異なる自治体間での広域利用等の取扱い	転出・転入予定の場合や広域利用の場合、保育認定を行った居住地の市町村と実際に広域利用する施設が所在する市町村とで保育短時間の下限が違うことにより、居住地の市町村(または転出前の市町村)では保育認定が受けられる要件に該当するが、利用する施設が所在する市町村(または転入先の市町村)では保育認定が受けられる要件に該当しない場合の取扱いはどうなるのでしょうか(例えば、下限48時間で短時間認定を受けた人が、下限を64時間としている自治体の施設を広域で利用することはできるのでしょうか)。	転出・転入の場合、転入先の市区町村の認定基準により再度認定を受けることとなります。また、広域利用の場合、保育認定の下限時間について、各市町村ごとに経過措置を設けることにしているなど、市町村ごとに認定の取り扱いが異なる場合がありますが、保育認定は保護者の居住地の市町村がその市町村の基準で行うことになるため、受け入れ先市町村と異なる基準で保育認定を受けた子どもであっても、利用調整を経た上で、関係市町村間で協議が整えば、広域利用することは可能です。
49	広域利用の条件	保育所の広域利用について、これまでは保護者の勤務先や祖父母の住所が市外であることや里帰り出産の場合であることなどの条件を付していましたが、新制度下でもその取扱いを継続することは可能ですか。	2号認定子ども、3号認定子どもの保育所や認定こども園の利用については、居住地の市町村が利用調整を行うこととなりますが、これらの施設の広域利用については、市町村間で協議の上、対応されるものであり、施設所在の市町村が自市町村外の子どもを受け入れる義務を負っているものではありません。したがって、施設所在の市町村が、広域利用について、お尋ねのような条件を付することも可能です。なお、これまでの広域利用の実態を踏まえ、子ども(保護者)の居住地の市町村においては、当該保護者が広域利用を希望する場合には、個々の事情に応じ、保護者の理解を得られるよう適切に対応することが求められます。
50	利用調整の処分性	2号認定子ども及び3号認定子どもの利用調整に関し、市町村との契約である保育所とは異なり、直接契約である認定こども園や地域型保育については、利用調整の結果がストレートに入所を決定するものではなく、一種の行政指導と考えられることから、必ずしも不服申立ての対象となる行政処分とは言えないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。	直接契約の施設であっても、利用調整の結果は事実上入所の可否を左右するものであり、処分性があると考えられます。
51	優先利用の事項	国の通知において、保育所等の入所に係る利用調整に当たっての優先利用の対象となる事項として、ひとり親家庭など8つの項目が例示されましたが、この8つの項目は、全て優先利用の対象事項としなければならないのでしょうか。自治体の判断により、優先利用の対象事項としないことも可能ですか。	優先利用に関する運用面の詳細については、各市町村の判断により実施していただくこととなりますが、今回、お示した8つの優先事項については、国としては、基本的には対象事項として配慮していただきたいと考えています。 なお、ひとり親家庭や、被虐待児童については、別途、法律等により配慮が求められている点に留意が必要です。

52	<p>法施行前の利用調整の根拠</p>	<p>保育の利用調整業務は改正児童福祉法に根拠をもつ行為であり、子ども・子育て支援法附則12条の準備行為(支給認定やあっせん・要請)は適用されないと理解しています。</p> <p>そのため、以下の点を考慮すると、利用調整業務に係る準備行為について、法的根拠が必要と思われるので、法的根拠を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年度向けの利用調整結果通知は、1月又は2月等の実際日付(4月1日付けではなく)で発出することが妥当と考えられること。 ・利用調整結果通知は、待機(保留)を伝える処分でもあるため、不服申立の対象となることが想定され、法令等の裏付けが求められること。 <p>※平成26年5月16日付け新制度施行準備室事務連絡において、児童福祉法施行令の内容として「準備行為」との記載があるが、ここに含まれる想定か。</p>	<p>平成26年12月19日公布「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を修正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年政令第404号)」第3条において、事前の準備行為を行うことができることとしています。</p>	
----	---------------------	---	--	--

53	認定こども園に係る利用調整	認定こども園を利用している1号認定の子どもが、保護者の就労等の事由により2号認定への変更を申し出た場合の取り扱いについて、同施設の利用を希望する2号認定の利用希望者と同等に取り扱うのでしょうか、若しくは、継続して利用するために優先的に変更する取扱いとなるのでしょうか。	認定こども園を利用する1号認定の子どもについて、2号認定への区分の変更があった場合には、市町村の利用調整を経ることになりますが、市町村の判断により優先的に継続利用させることは可能です。なお、利用定員について、認定こども園の全体定員の範囲内での1号と2号間での柔軟な取り扱いを可能としています。	
54	妊娠・出産を理由に保育認定をする場合の取扱い	妊娠・出産を理由に保育認定をする場合の産前・産後の期間についての具体的な目安はありますか。例えば、つわりがひどい場合など妊娠初期のケースも認められますか。また、産後6か月くらいまで認めることも可能ですか。	子ども・子育て支援法施行規則(以下「規則」という。)第1条第1項第2号においては、「妊娠中か出産後間がないこと」と定めています。そのため、妊娠初期のケースであっても、保護者の心身の状況を踏まえ、「保育の必要性がある」と判断されれば保育認定することは可能と考えます。他方、産後については、認定証の有効期間を「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日」と定めていますので、この期間を原則としつつ、保護者の個別の状況により、この期間を超えるケースについても必要に応じ、保育認定することは可能と考えます。 例)9月30日が出産日から起算して8週間を経過する日にあたる場合、10月末日が有効期限となります。	
55	育児休業期間中の慣らし保育期間の認定事由	育児休業期間中に行う慣らし保育の期間の認定事由は、「就労」で良いのでしょうか。	従来の取扱いと同様に、育児休業終了前の慣らし保育の期間を含め、「就労」事由として支給認定を行っていただいて差し支えありません。	
55-2	応諾義務	平成27年1月29日付事務連絡「保育所や認定こども園等を現に利用している児童の取扱いについて」において、認可外保育施設が認可された場合に、市町村は、現在利用している施設を継続的に利用することに配慮することが望ましい旨の記載があるが、この事務連絡はあくまでも新制度移行による混乱を避けるためのものであるという理解でよいでしょうか。	本事務連絡は、新制度施行に際し、保育認定子どもについては市町村による利用調整を経て利用が決定されることに伴い、現在保育所等を利用している子どもに対して継続利用の保障を求める趣旨のものです。 しかし、認可外保育施設が認可保育所に移行する場合等において、現在利用している施設を継続的に利用することへの配慮は新制度施行後においても必要となることから、本事務連絡は新制度施行時に限定した取扱いを示したものではありません。 とはいえ、いかなる場合でも継続利用を「保障」することを求めているものではなく、最終的には市町村の判断により、待機児童等の状況を勘案し、取扱いを決定することとなります。	新規
56	認定こども園に直接申し込みがあった場合の応諾義務との関係	市町村の利用調整の結果、別の園に利用決定となった保護者が、直接、認定こども園に申し込んできた場合や、市町村に申し込まずに直接、認定こども園に申し込んできた場合、入園を断っても応諾義務違反には問われないと考えてよいですか。	保育認定の対象となる2号・3号認定子どもについては、直接契約施設である認定こども園を利用する場合を含め、全て市町村による利用調整を経て、利用先の施設・事業が決定される仕組みとなっていますので、ご指摘のようなケースにおいて、認定こども園が入園を断っても応諾義務違反を問われることはありませんが、保護者の方に市町村に申し込みや相談をしていただくようご案内することが望まれます。	
57	経過措置期間及び経過措置対象者の弟妹の取扱い	保育短時間認定の要件に該当する子どもについては、新制度の施行の時点で在園している子どもに限り、市町村が必要と認める場合には保育標準時間認定として差し支えないとする経過措置が認められていますが、当該経過措置の適用を受ける子どもの弟妹が入園する場合の認定の取扱いはどうすべきでしょうか。	本経過措置は、現に在園している児童に限って新制度への切り替えによる不利益変更が生じることのないよう保育標準時間認定とすることを可能とするものであり、新制度施行後において新たに入園する当該経過措置の適用を受ける児童の弟妹については、原則どおり保育短時間認定とするのが基本と考えますが、家庭の事情等を踏まえ、必要な範囲において、市町村の判断により保育標準時間認定とすることを妨げるものではありません。	

58	就学猶予・免除者の認定	学校教育法第18条の規定により、小学校の就学義務を猶予又は免除された児童が特定教育・保育施設を利用する場合、支給認定を受け、施設型給付の対象となることは可能でしょうか。	可能です。なお、1号認定子どもについては、幼稚園就園奨励費においても対象となっています。	修正
59	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもの保育の必要性認定	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもについても、保育認定を受ける必要はありますか。また、保育認定を受けることができない程度の短時間勤務従業員の子どもが従業員枠を利用することは可能でしょうか。	市町村によって認可・確認を受けた事業所内保育事業については、従業員枠で利用する場合であっても、保育認定を受ける必要があります。 また、従業員枠を利用していた子どもが、事由変更などにより1号認定に切り替わるなどした場合には基本的には利用ができませんが、保護者の希望により3歳以降も継続して利用しており、当該子どもが次年度に小学校への就学を控えているなど、当該児童の環境の変化に留意する必要がある場合には、特例地域型保育給付の対象として、1号認定を受けた従業員の子どもを受け入れることは可能です。また、保育認定を受けない3歳未満の子どもについては、基本的に受け入れることはできません。(ただし、定員に余裕がある場合に私的契約児として受け入れることを禁止するものではありません。この場合は、地域型保育給付の対象とはなりません。)	
60	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもの保育の必要性認定	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもの場合の、保育認定の手続きについて教えてください。	事業所内保育事業の従業員枠の利用を希望する従業員等については、事業所内保育事業所において申請書等を取りまとめた上で、事業者から各従業員の居住する市町村に提出することが基本となります。 詳しくは、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運営上の取扱いについて(通知)」(平成26年12月25日付通知)をご確認ください。	
61	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもの利用調整	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもも、利用調整の対象となるのでしょうか。	事業所内保育事業における従業員枠を利用する子どもについては、従業員等のための福利厚生等の観点から設置されるものであることから、他の保育所等と同様の利用調整は行わず、従業員枠の利用を希望する保育認定を受けた従業員等に対しては、当該事業所内保育事業所が利用者を選定することとしています。 -なお、従業員枠の定員を超える利用申し込みがあった場合には、事業所内保育事業者において、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第39条の趣旨を踏まえ、利用者の選考を行っていただくこととなります。 詳しくは、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運営上の取扱いについて(通知)」(平成26年12月25日付通知)をご確認ください。	
62	月途中の認定変更	「保育必要量や認定区分が月途中で変更した場合の利用者負担については、翌月から変更後の利用者負担を適用する」とのことですが、実際の利用の取扱いはどうすべきでしょうか。変更前の認定区分による利用でよいでしょうか。それとも、変更後の認定区分による利用とすべきでしょうか。	給付は月単位で行うことが原則となりますが、教育・保育の提供は実際の認定区分により対応することになるため、変更後の認定区分による利用となります。	

63	認定事務の簡素化 (待機児童の現況届)	子ども・子育て支援法施行規則第9条において、現況調査をすることと定められています。現況届は1年に1回を基本に求めるといっていますが、施設型給付費等の給付を受けていない支給認定保護者(いわゆる待機児童)にかかる現況届の提出についてはどのように対応すればよいでしょうか。	平成27年12月28日付で「子ども・子育て支援法施行規則(以下「規則」という。)」の一部改正を行い、規則第9条第1項に規定する「届出」について、「当該支給認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。」と改正し、待機児童等の場合については、特段の事情がない限り、市町村の判断により現況届を不要とできることとしました。
64	転居の際の認定取り消し	市外へ転居し、居住実態がなくなった場合、支給認定は当然に取り消されることになるのでしょうか。	支給認定は転居により当然に取り消されるものではなく、子ども・子育て支援法第24条に基づく取り消しを行う必要があります。そのため、取り消しを行うまでの間は、支給認定が継続されており、教育・保育の提供を受ける限り、給付の支払いが発生するため、関係部局とよく連携する必要があります。
65	認定事務の簡素化 (2・3号認定)	職権で3号から2号に支給認定の変更を行うことができるとされていますが、そもそも3号認定を行う際に、3号と2号をまとめて申請・認定することはできないのでしょうか。	各市町村が地域の実情等を踏まえて、実質的な弊害がないよう配慮した上で、それぞれの支給認定の有効期間を明示することにより、3号と2号をまとめて申請・認定する運用も可能です。
66	客観的な状況の変化が伴わない場合の支給認定の変更	客観的には2号認定を受けることができるにもかかわらず、希望により1号認定を受け認定こども園に在園している支給認定保護者が、就労状況の変化等がないにもかかわらず、夏休みや冬休みなどの長期休暇期間中だけ2号認定に変更したいとの申請があったときは、変更を認めないとすることができるのでしょうか。	支給認定の変更は、子ども・子育て支援法第23条第2項において、「市町村は、(中略)、必要があると認めるときは、支給認定の変更を行うことができる」とされています。ここに規定する「必要があると認めるとき」は、就労状況の変化等、保護者の状況に客観的な変化があり、支給認定の変更の必要が生じた場合を想定していますので、単に保護者の希望が変わったことだけを理由として支給認定の変更を申請された場合には、市町村の判断により当該変更を認めないとすることも可能です。ただし、その場合は、保護者にあらかじめ、「支給認定の変更に当たっては、客観的な必要性が市町村により認められることを要する」ことについて、丁寧な説明のうえ、理解を得ておくことが重要となります。
67	支給認定について	法第20条において、保護者は居住地の市町村へ認定の申請をすることとなっているが、住民票がA市にあり、実態はB市に住んでいる場合、どちらの市町村が申請を受け付けたらよいのか。	ここでいう居住地とは、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所を指しますので、個別の状況を把握したうえで、市町村間において調整のうえ、御判断ください。

68	就労証明書の標準的様式について	平成29年8月に示された「就労証明書の標準的様式」について、自治体の状況に応じて加除修正して差し支えないか。	<p>「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について(平成29年8月8日付通知)」のとおり、各市区町村における独自の運用を踏まえ、項目の必要性和企業の負担を十分に精査した上で、標準的様式の項目を加除修正することは、差し支えありません。</p> <p>ただし、「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査並びに標準的様式の活用にあたっての留意事項について(依頼)」(平成29年12月13日付事務連絡)のとおり、今後、企業等が標準的様式を元に自動入力等のシステム化を行うことにより、就労証明書作成に係る業務負担の更なる軽減を図ることが想定されます。</p> <p>そのため、自治体の事情により標準的様式の項目を加除修正する場合においては、標準的様式の1から15までの項目を変更しないようにすることが求められるため、加除修正の方法については、以下のとおりとしていただくようお願いいたします。</p> <p>①項目を修正・削除する場合 修正・削除対象項目が記載されているエクセルの行を修正・削除するのではなく、当該項目の欄を黒塗りにするとともに、修正後の項目は、備考欄以降に行を追加して記入する。</p> <p>②項目を追加する場合 1から15の項目の間に行を追加するのではなく、修正・削除する場合と同様、備考欄以降に行を追加して記入する。</p>	
----	-----------------	--	---	--

【認可・確認】

No.	事項	問	答	備考
69	幼保連携型認定こども園のみなし認可	認定こども園法一部改正法附則第3条第1項のみなし認可について、地方公共団体が設置者である場合は適用されないのでしょうか。	地方公共団体が幼保連携型認定こども園を設置する場合、都道府県知事の認可は必要ありません。都道府県知事に届出をすることとなります(認定こども園法第16条)。このため、のみなし認可の規定は適用されませんが、既存施設については、上記のとおり、都道府県知事に届出をすることとなります。 ※指定都市・中核市が設置する場合、認定こども園法第16条の届出は不要ですが、都道府県知事への情報提供が必要となります(認定こども園法第18条第3項)。	
70	幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の名称の変更の登記	のみなし認可を受けて幼保連携型認定こども園を設置することになった学校法人が、その設置する私立学校の名称変更の登記を行う際、所轄庁による学校法人の寄附行為の認可に係る認可書等の添付は必要となりますか。	学校法人が幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けたことによる私立学校の名称変更については、所轄庁の認可事項ではなく、届出事項となっています。よって登記手続についても、認可書等の添付は不要となっており、その旨法務局に周知されています。	
71	幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の寄附行為の変更	学校法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた場合に、どのような寄附行為の変更手続が必要ですか。また、既存幼稚園、既存保育所から移行する場合は、どうなるのでしょうか。	学校法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた際の寄附行為の変更手続については、「幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う寄附行為変更の取扱いについて」(平成27年3月3日付事務連絡)でお示しておりますので、ご参照ください。	
72	幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の定款の変更	社会福祉法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた場合に、どのような定款の変更手続が必要ですか。また、既存幼稚園、既存保育所から移行する場合は、どうなりますか。	社会福祉法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた際の定款の変更手続については、①目的、②名称、③社会福祉事業の種類、④公益事業を行う場合には、その種類の変更の事項の変更については、所轄庁への届出で差し支えありませんが、それ以外の事項を変更する際には、所轄庁による定款変更の認可が必要となります。 詳しくは、「幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の取扱いについて」(平成27年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長通知)でお示しておりますので、ご参照ください。 また、社会福祉法人が既存幼稚園、既存保育所から新幼保連携型認定こども園に移行した場合には、新設の場合と同じく認可の手続きが必要となります。	

73	新制度に係る学校法人の寄附行為の取扱い(幼保連携型認定こども園以外)	学校法人が幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設を設置する場合や、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)及び地域子ども・子育て支援事業(一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等)を実施する場合、寄附行為の変更は必要となるのでしょうか。	学校法人が幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設を設置する場合、制度上、当該認定こども園を構成する幼稚園との一体的な運営が行われているものであることから、「付随事業」と位置付けることが適当です。 また、学校法人が地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業を実施する場合も、当該学校法人の行う教育事業と密接な関連性を有すると考えられるため、これらの事業を「付随事業」として位置づけることができます。 なお、保育機能施設を設置する場合は、文部科学大臣所轄学校法人が認可保育所を設置する際の取扱いと同様に、適切な法人運営を確保する観点から、小規模施設等を除いては、保育機能施設の設置を寄附行為に記載することが望ましいと考えます。	事業者向けFAQ【その他】Q2再掲
74	都道府県立院内保育の認可	都道府県立病院が実施している院内保育について、地域型保育事業の認可を受けようとする場合、都道府県が市町村に認可申請することになるのでしょうか。	いわゆる院内保育については、事業所内保育事業として実施することが想定され、その場合、都道府県から委託を受けた事業者や共済組合は、市町村長の認可を受ける必要があります。 (なお、都道府県が事業所内保育事業を含む地域型保育事業を直接実施することはできません。)	
75	事業所内保育施設の認可申請者	事業所内保育施設の場合、企業が別の事業者へ委託していることが通例ですが、その場合、認可を受ける事業者はどちらになりますか。	事業所内保育事業は、児童福祉法上、「事業主自ら設置する施設」又は「事業主から委託を受けて実施する施設」と規定されています。前者の場合は事業主が設置主体として認可を受ける(その上で運営を委託することも可能)ことになり、後者の場合は委託先の事業者が認可を受けることになります。 その場合には、認可を受けた者が児童福祉法や子ども・子育て支援法等の遵守義務等を負うことになるため、どのような運営形態で事業を実施するかについては、保育事業への関与の度合い等を踏まえて、事業主と委託先の事業者との間で決定してください。	
76	待機児童がいない場合における地域型保育事業の認可	地域型保育事業の認可について、待機児童がいない場合でも設置者から申し出があり、認可基準を満たしていれば認可することはできますか。	待機児童がいない場合であっても、市町村の実情等に応じ、認可権者である市町村の判断により認可することが可能です。	
77	連携施設を設定できない場合の認可	事業者から小規模保育事業や家庭的保育事業の認可申請があった場合、連携施設を設定できないことを理由として認可しないことは認められますか。	連携施設の設定は家庭的保育事業等の認可基準のひとつとなっているため、連携施設が設定できない場合には認可基準を満たさないこととなりますが、新制度施行後5年間は連携施設の設定を要しないとする経過措置を設けていることから、保育の供給量が需要量を上回っている等の法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携施設設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可しなければなりません。 なお、この経過措置期間中は、満3歳の幼児が4月以降も家庭的保育事業等を利用する際には、地域の保育事情などにおいて特段の事由がある場合に、当該年度内に卒園後の受け皿を確保することを基本として、市町村がやむを得ないと認めた場合には特例給付を受けて、引き続き、家庭的保育事業等を利用することを可能としています。本来、連携施設を設定し、確実に卒園後の受け皿を確保していただくことが基本ですので、経過措置期間中に、事業者は、必要に応じ市町村からの支援を求めつつ、連携施設の確保に努める必要があります。	自治体向けFAQ【地域型保育事業】No.252再掲

78	確認 (確認の期限)	確認の期限はありますか。	一定期限に区切って更新するという仕組みではなく、確認の期限はありません。	
----	---------------	--------------	--------------------------------------	--

79	確認 (確認の効力)	各施設・事業者の確認について、広域利用がある場合には、利用者の居住する複数の市町村が確認をする必要がありますか。	施設型給付の対象施設(幼稚園、保育所、認定こども園)については、施設所在市町村による確認の効力が全国に及ぶことから、それぞれの市町村による確認行為は不要です。他方、地域型保育給付の対象事業者については、利用者の居住する複数の市町村がそれぞれ確認する必要がありますが、市区町村域を超えた広域利用が想定される事業所内保育事業の従業員枠の取扱いを参考に、確認を行うことが効率的です。(平成26年12月25日付府政共生第1208号・雇児発1225号第9号「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」3参照) また、事業所内保育事業所の従業員枠の取扱いのように、複数の市町村間の調整が必要となる場合については、都道府県が積極的な役割を果たすことが望ましいと考えられます。 詳しくは、上記通知をご覧ください。	
80	事業所内保育事業の広域利用の利用定員	事業所内保育事業者の確認について、広域利用がある場合には、事業所が所在している市町村及び利用者の居住している市町村は確認の際、どのように利用定員を設定することになりますか。	事業所内保育事業の提供において、広域利用が見込まれる場合、事業者は、まずは事業所が所在している市町村(A)に確認の申請を行います。Aは当該事業所内保育事業の施設全体の利用定員及びその内訳としての地域枠、従業員枠の利用定員の設定を行います。 同様に、従業員等の居住地市町村(B)も、確認を行う必要がありますが、その定員は原則設定しない(0人として設定する)取扱いとします。なお、Bの確認にあたっては、自治体向けFAQ【認可・確認】No.77にあるとおり、簡素な手続きで行うことも可能です。 詳しくは、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運営上の取扱いについて(通知)」(平成26年12月25日付通知)をご確認ください。	
81	確認 (利用定員設定の際の 手続き)	確認対象施設の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に届け出なければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に届け出なければならないのでしょうか。	確認対象施設の利用定員については、あくまで個々の施設の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に届出をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・届出をするなどその運用については、各自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいで差し支えありません。 ※地域型保育事業については、都道府県知事への届出は不要。	自治体向けFAQ【利用定員・認可定員】No.101再掲 修正

82	みなし確認を受けない別段の申し出	子ども・子育て支援法施行規則第4条には「別段の申し出」について、「申請書」を提出すると規定されていますが、これは行政手続法第2条第3号にいう「申請」に該当するのでしょうか。(該当するとすれば、応答義務が発生することとなる。)	行政手続法上の「申請」は、行政庁の処分を求める行為とされています。子ども・子育て支援法の「別段の申し出」については、これに回答すべき行政庁の処分は想定されておらず、行政手続法上の「申請」に当たりません。 (参考1) 子ども・子育て支援法施行規則(抜粋) 附則第4条 法附則第7条ただし書の規定による別段の申し出は、次の事項を記載した申請書を当該申し出に係る認定こども園、幼稚園又は保育所の所在地を管轄する市町村長に提出して行うものとする。 (参考2) 行政手続法(抜粋) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。	
83	幼稚園設置基準施行前に設置された幼稚園の確認	市町村が確認を行う際、幼稚園設置基準施行前に設置された幼稚園の確認はどのように行えば良いでしょうか。	確認は認可が適正に行われていることを前提として行うものであり、改めて設置認可と同様の認可基準に基づく審査は不要です。なお、幼稚園設置基準施行前に設置された幼稚園については、これまでも特例として幼稚園設置基準の本則に定められる基準を満たすことは求められていませんが、この取扱いを継続することも可能です。当該幼稚園の設置の経緯を確認することが必要な場合は、認可権者に確認してください。	
84	認可施設・事業者に対する確認	認可された施設や事業について、市町村の判断により公的給付の対象となる確認を行わないことはできますか。	施設や事業者から確認の申請があった場合には、都道府県や市町村による認可を前提として、市町村は必ず確認を行う必要があります。なお、確認後、当該施設・事業者が子ども・子育て支援法第40条又は第52条に定める確認の取消事由等に該当することになった場合については、確認の取り消し等を行うことができます。	
85	家庭的保育事業のみなし確認	家庭的保育について、従来、市町村が実施していた家庭的保育は、法施行時にみなし確認されるとされていますが、確認される対象は、自治体でしょうか、個別の保育ママでしょうか。 また、法施行後においても市町村が保育ママに委託して実施する枠組みの場合は、保育ママ(特に個人)を地域型保育事業として認可することは不要と考えてよいでしょうか。また、市町村直接実施でも、国費等の負担がなされると理解してよいでしょうか。	みなし確認は市町村が実施する家庭的保育事業が対象となり、市町村以外の者が実施することになる家庭的保育事業については対象となりません。(子ども・子育て支援法附則第8条) なお、新制度施行後も引き続き市町村が委託して実施する場合は、みなし確認の対象となり、また、市町村が事業者となるため、認可については不要となります。 また、地域型保育事業については、公立・私立を問わず国庫負担の対象となります(公立・私立:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)ので、市町村が直接実施する場合であっても、委託して実施する場合であっても、いずれも国庫負担の対象となります。	

86	運営規程	運営規程はいつまでに整備しなければならないのでしょうか。市町村に対する確認申請の際には内容を確定させておかなければならないのでしょうか。	保護者が利用申込みを行う際に運営規程が整備されていることまでは求められませんが、教育・保育の提供の開始に当たり、申込みを行った保護者に対し、運営規程の概要等を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る必要があります(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第5条)。また、確認を受ける際には、運営規程に規定すべき内容が確定できない場合がありますことから、市町村へ提出する申請書は、案として提示し、内容が確定した段階で速やかに差し替える等の柔軟な運用が可能であり、その旨を地方自治体にもお示しているところです。
87	運営規程の変更に関する届出	運営規程に変更があったときは、市町村長へ届出することになっていますが、軽微な変更であっても届出が必要でしょうか。	運営規程の変更はすべて届出が必要となりますが、教育・保育の提供内容に大きな影響を与えない程度の軽微な内容の変更の届出については、少なくとも年に1度更新していただくことを基本に、他の重要な変更の際に併せて行うなど柔軟に取り扱っても差し支えありません。
88	幼保連携型認定こども園の財産所有要件	幼稚園や保育所では、長期間使用できる保証がある等の一定の要件を満たせば、園地、園舎等について、自己所有ではなく借用でも可とされていますが、幼保連携型認定こども園でも同様でしょうか。	幼保連携型認定こども園についても、これまでの学校法人や社会福祉法人における取扱いを踏まえ、園地、園舎等の借用を可能とすることとしています。詳しくは、平成26年12月18日付「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について(通知)」をご参照ください。
89	幼保連携型認定こども園、保育所の設置の認可に係る合議制の機関からの意見聴取	幼保連携型認定こども園の設置の認可をしようとする際、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされていますが、この合議制の機関において、どのような内容を審議すればよいのでしょうか。 また、整備法により改正された児童福祉法では、保育所の設置の認可をしようとする際は、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされていますが、ここではどのような内容を審議すればよいのでしょうか。	私立幼保連携型認定こども園の設置の認可をする際には、条例により設置された審議会その他の合議制の機関の意見を聴くこととなっています。この合議制の機関において審議する内容は、法令上特段定められておらず、各認可権者のご判断で決めていただくこととなります(例えば、私立幼稚園の設置の認可の際に意見を聴くこととされている私立学校審議会や私立保育所の設置の認可の際に意見を聴くこととされている児童福祉審議会における運営方法を参考とすることも考えられます)。 なお、みなし認可を受ける場合には合議制の機関の意見を聴くことは不要であり、また、新設の場合には準備行為として改正認定こども園法の施行前に意見を聴くことが可能です。

90	合議制の機関で意見聴取が必要な事項	子ども・子育て支援新制度の関係で、教育・保育施設の認可や、施設型給付費等の支給に係る施設・事業としての確認などを行う際に、法律上、審議会その他の合議制の機関で意見聴取が必要な事項にはどのようなものがありますか。	<p>子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育施設となる幼保連携型認定こども園や幼稚園、保育所の設置等の認可の際や、施設型給付費等の支給に係る施設・事業としての確認などを行う際に、法律上、審議会その他の合議制の機関で意見を聴くことが必要な事項があります。</p> <p>各審議会等における意見聴取が必要な主な事項は以下のとおりです。</p> <p>○認定こども園法に基づく合議制の機関(同法第25条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼保連携型認定こども園の設置、廃止、休止、設置者変更の認可(同法第17条第1項) ・幼保連携型認定こども園の事業の停止、閉鎖の命令(同法第21条第1項) ・私立幼保連携型認定こども園の認可の取消し(同法第22条第1項) <p>○私立学校審議会(私立学校法第9条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園の設置、廃止、設置者変更、収容定員に係る学則の変更(学校教育法第4条第1項、学校教育法施行令第23条第1項第11号) ・私立幼稚園の閉鎖命令(学校教育法第13条第1項) ・学校法人の寄附行為の認可(私立学校法第31条第1項)等 <p>○児童福祉審議会(整備法による改正後の児童福祉法第8条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所の設置の認可(同法第35条第4項) ・私立地域型保育事業の認可(同法第34条の15第2項) ・児童福祉施設の停止(同法第46条第1項第4号) <p>○子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関(同法第77条)</p> <p><市町村に置かれるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認に係る利用定員の設定(同法第31条第1項、第43条第1項) ・市町村子ども・子育て支援事業計画の作成、変更(同法第61条第1項) <p><都道府県に置かれるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成、変更(同法第62条第1項) 	
90-2	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きに係る協議	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きにおいて、設置者が市町村立の場合は、都道府県が当該認定の申請に係る施設が所在する市町村長への協議を行う必要がありますか。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議が不要です。	新規
91	小規模保育	従来の定員60人未満の小規模保育所の設置認可等の取扱いに変更はありますか。	新制度においては、保育所は定員20人以上で認可を行えることとし、「保育所の設置認可等について」の改正(平成26年12月12日付雇児発1212第5号)により明確化したところであり、「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日付児発第296号厚生省児童家庭局長通知)及び『「小規模保育所の設置認可等について」の取扱いについて』(平成12年3月30日付児保第11号厚生省児童家庭局保育課長通知)は、廃止することになっています。	
92	連携施設	家庭的保育事業者等の連携施設は、市町村の確認を受けていない施設も設定できるのでしょうか。	家庭的保育事業者等の連携施設は、市町村の確認を受けた施設だけでなく、確認を受けていない施設も設定の対象となります。	

93	確認申請	<p>特定地域型保育給付にかかる確認については、子ども・子育て支援法第43条第5項の規定により、同条第4項ただし書きの同意がある場合、所在地市町村長が確認したことをもって被申請市町村長(給付を受ける者の居住地市町村)による確認があったものとみなすことができますが、これは、事業者から被申請市町村への申請が必要なのでしょうか。</p>	<p>子ども・子育て支援法第43条第5項は、同条第1項の申請を行った事業者について適用される規定であるため、事業者から給付を受ける者の居住地市町村に対する申請が必要です。</p> <p>事業者の負担軽減の観点から、あらかじめ広域利用が見込まれる場合に、事業者が、所在地市町村に対して、所在地市町村及び居住地市町村宛での申請書(宛先を両市町村とした1通の申請書とすることも可)を一括して提出し、所在地市町村が居住地市町村に送付するなど、柔軟に運用がすることが考えられます。</p> <p>なお、子ども・子育て支援法第43条第4項のただし書きの合意の取扱いなどについては、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」(平成26年12月25日付内閣府政策統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参考にした柔軟な運用は可能と考えられます。</p>	
----	------	--	--	--

【利用定員・認可定員】

No.	事項	問	答	備考
94	事業計画 (定員弾力化)	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可能ですか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで記載していただく必要があります。定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。	自治体向けFAQ【事業計画】No.1再掲
95	利用定員を上回る受け入れ	認可基準を下回らない範囲内であれば、年度当初から、利用定員を上回る受け入れを行うことは認められますか。	可能です。ただし、利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合や、利用定員を上回る状況が恒常化している場合には、適切に利用定員を見直していただく必要があります。	
96	定員超過の場合の施設型給付の取扱い	定員を超えて受け入れをしていますが、施設型給付費は支払われるのでしょうか。	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受け入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受け入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受け入れをしている場合(連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合)には利用定員を見直す必要があります。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。 なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、【利用定員・認可定員】No.97をご参照ください。 ※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化(都道府県等の認可権者の認可・届出等)も必要になります。また、私立幼稚園の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び自治体向けFAQの参考資料をご参照ください。	・公定価格FAQ No.16再掲 ・事業者向けFAQ【利用定員・認可定員に関すること】Q2再掲

97	定員超過の場合の減額調整	定員超過が連続する過去2年度間継続する場合には、公定価格の減額調整が行われるとのことですが、この2年度間はいつの時点からカウントされるのでしょうか。	<p>いずれの施設においても「連続する2年度間」の起算点は、制度施行の平成27年度から又は施行後確認を受けた時点からとなります。(よって、減算措置が適用されるのは、早いところで平成29年度からとなります。)</p> <p>ただし、従来の都道府県の私学助成における減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、制度施行前から既に認可定員を超過している私立幼稚園に対しては、施行当初から又は施行後確認を受けた時から減算を適用することも可能な取り扱いとしています。</p> <p>※平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び平成27年3月31日付通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」をご参照ください。</p>	<p>・公定価格 FAQ No. No.17再掲 ・事業者向けFAQ【利用定員・認可定員に関すること】Q.3再掲</p>
98	私立幼稚園の定員超過の場合の取扱い	定員弾力化措置のルールがある保育所と異なり、私立幼稚園の中には、認可定員を大幅に超えた受け入れを行っている施設がありますが、私立幼稚園の定員超過についても、保育所と同様に取扱われるのですか。	認可定員を超過して受け入れを行っている施設については、都道府県と市町村で連携して、認可定員の増や受け入れ人数を減少させる等の対応により、認可定員の適正化に取り組んでいただくことが基本ですが、こうした改善措置をただちに講じることが困難な場合も想定されることを踏まえ、その取扱いについては、平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料3「認可定員を超過している私立幼稚園への対応について」においてお示ししたので、同資料をご確認ください。	
99	利用定員の設定方法	利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。	<p>利用定員の設定(1号～3号の認定区分、3号の年齢区分ごとの定員設定を含む。)は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うこととなります。</p> <p>その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要です。</p> <p>利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要ですが、具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではありません。</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則では、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績の提出を求めることとしており、当該実績を参考にさせていただくことが考えられるほか、定員増の認可申請・届出や認定こども園の認可・認定の申請などの予定があれば、そうした事情も反映していただくことが適切です。</p> <p>なお、利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くとともに、都道府県への届出が必要となります。</p> <p>また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続を求めるものではありません。</p>	修正
100	需要を上回る利用定員の設定	利用定員は認可定員と一致させることが基本とのことですが、認可定員どおりに利用定員を設定した結果、利用定員総数(供給量)が利用見込総数(需要)を上回る、すなわち供給過剰になっても問題ないのでしょうか。こうした場合は、供給量を減らす必要はありますか。	新制度に基づく事業計画においては、需要を満たす確保方を定めていただく必要がありますが、需要に対し、供給量が不足している場合は、当該不足に対応した確保方を具体的に定めていただく必要がありますが、供給が過剰な場合に需要に応じて供給量(利用定員)を減らすことを求めるものではありません。	

101	利用定員設定の際の 手続き	確認対象施設の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に届け出なければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に届け出なければならないのでしょうか。	確認対象施設の利用定員については、あくまで個々の施設の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に届出をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・届出をするなどその運用については、各自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいて差し支えありません。 ※地域型保育事業については、都道府県知事への届出は不要。	自治体向けFAQ【認可・確認】No.81再掲 修正
101-2	利用定員設定の際の 手続き	第8次分権一括法に係る子ども・子育て支援法の改正により、同法第31条第3項の規定による利用定員の設定・変更時の市町村長から都道府県知事への「協議」が事後「届出」に変更されました。 他方、私立幼稚園について認可定員を超えた利用定員の設定を可能とする例外的な取扱いは、都道府県知事への事前協議を前提としています（「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日3府省通知）第3の1（2）エ）。このため、私立幼稚園については、引き続き一般的に利用定員の設定・変更に当たって都道府県知事への事前協議を必要としてよいのでしょうか。	左記の取扱いの運用を可能とするために、「私立幼稚園については、市町村が例外的に認可定員を超えて利用定員を設定・変更しようとする場合には都道府県との事前協議を行う」といった取扱いをすることは差し支えありません。 他方、一般的に「私立幼稚園については必ず事前協議を必要とする」といった取扱いをすることは、地方分権の提案を踏まえた法改正の趣旨に沿わず、望ましくありません。	新規
102	利用定員の変更	定員超過の状況を踏まえ、認可定員及び利用定員を引き上げた後、需要の減少により利用人員が減少した場合、再び利用定員を引き下げることができますか。	客観的に実利用人員が減少しているなど、利用定員を引き下げることについての合理的な理由がある場合には、3月前に市町村長に届け出ることによって引き下げることも可能です。 その際、実利用人員を考慮して定員設定を行う必要があり、また現に当該施設・事業において教育・保育の提供を受けていた児童に対して、定員減少後も引き続き教育・保育の提供がなされるよう、他の施設・事業者等との連絡調整等を図ることが義務づけられている点に留意が必要です。	
103	利用定員の変更	利用定員の弾力化が恒常的に行われる場合など、利用定員の見直しが必要な場合、1号、2号、3号（0歳、1・2歳）の各区分の利用定員を見直しの対象として指導していくこととなるのでしょうか。1号と2・3号の2区分の利用定員を見直すのでしょうか。	それぞれの定員設定の区分ごとにそれぞれ利用児童数に応じた利用定員を設定することが基本ですが、とりわけ、施設型給付費等の単価設定を適正なものとする観点から、1号と2・3号の2区分での適正化を図る必要があります。	

103 -2	利用定員の変更	<p>事業者からの利用定員の減少の届出を受理せず利用定員の減少を認めないことは可能ですか。</p> <p>また、利用定員の減少の届出がされた後に、実際の利用者数が利用定員を上回っている場合、利用定員を見直す必要はないのでしょうか。</p>	<p>利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により事業者の届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできません。</p> <p>他方、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供を行うこととされており、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日3府省通知)第3の1(2)アにおいて、「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」とこととされていることから、事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当です。</p> <p>その上で、当該利用定員の減少が保育士・幼稚園教諭等の確保が困難である等の理由によるものであれば、都道府県・市町村は、事業者に対して保育士・幼稚園教諭等の確保を支援することが適当です。</p> <p>また、利用定員の減少の届出がされた後であっても、上述の通知第3の1(2)オ(イ)のとおりに、恒常的に実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、市町村及び事業者は、利用定員を適切に見直し、法第32条又は第44条の規定による確認の変更を行う必要があります。</p>	新規
104	利用定員変更の際の 手続き	<p>確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合にも、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に届け出なければならないのでしょうか。</p>	<p>確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は都道府県知事への届出が必要となります。また、定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。</p> <p>なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。</p>	修正
105	減算調整	<p>減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。</p> <p>また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。</p> <p>(例：認定こども園の施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合)</p>	<p>認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることとなります。(2・3号は合計の定員)</p> <p>1号認定については、直前の連続する2年間、2号・3号認定については、直前の連続する5年間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均所在率120%以上の状態にある場合に減算調整が適用されます。</p> <p>※例の場合は、2号と3号の超過率が143%(2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用)となっておりますが、5年間連続で超過していないため、減算調整は適用されません。</p> <p>また、1号については、実利用人数が利用定員を超過していないため、減算調整は適用されません。</p>	公定価格 FAQ No. No.84再掲

106	認定こども園における1号利用定員と2号利用定員の取扱い	認定こども園を利用している保護者の就労状況が変化し、2号認定から1号認定に変更になった場合、1号認定から2号認定に変更になった場合、それぞれどのような取扱いとなりますか。利用定員に空きがない場合には、退園しないといけないのでしょうか。	保護者の就労状況が変化し、支給認定区分が変更となった場合でも、子どもが通う施設の変更はできる限り避けることが望ましいと考えています。 特に、認定こども園の場合、保護者の就労状況が変化しても、継続して同一の施設で教育・保育を受けることがメリットのひとつであることから、利用定員に空きがある場合はもちろんのこと、利用定員に空きがない場合であっても、認可(認定)基準を満たす範囲であれば、一時的な定員超過を認める柔軟な取扱いが可能です。 なお、利用定員の超過が恒常的に生じる場合には、適切に利用定員を見直していただくことが必要です。
107	最低利用定員	利用定員の最低数はどのような取扱いとなっていますか。	施設型給付・委託費の対象施設のうち、保育所、認定こども園については、地域型保育事業との区分を踏まえ、最低利用定員を20人以上としています。 地域型保育事業については、家庭的保育は1人以上、小規模保育は6人以上としています。
108	利用定員の区分(年齢・保育必要量)	利用定員は、年齢別に設定する必要がありますか。また、保育標準時間・短時間ごとに設定する必要がありますか。	1号定員および2号定員については3～5歳、3号定員については0歳と1～2歳の区分により設定することを基本としています。地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。 また、保育標準時間・短時間ごとの区分は設けずに設定することを基本としています。年齢区分と同様に、地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。
109	利用定員の設定区分	利用定員の設定は、満年齢ベースで設定する必要がありますか。例えば満3歳児は、満3歳児の利用定員を設定しなければならないのか、年度中に満3歳に到達する2歳児クラスの利用定員を設定するという方法でも差し支えありませんか。	1号認定子どもにおいては、2歳児クラスの利用定員を設定することが出来ないため、当該年度内に満3歳児の利用定員については、3歳児の定員に合わせていただくことが法体系上は整合的ですが、各自治体において、需要に見合った確保方策が適切に講じられるのであれば、自治体の判断により、ご指摘の方法によることとして差し支えありません。

110	認可定員を超過している幼稚園の減算の考え方	<p>認可定員を超過している私立幼稚園への対応について、平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料2の取扱い(A～C)以外の取扱いは認められないのでしょうか。これよりも厳しい減算措置や、逆に緩やかな減算措置は可能なのでしょうか。私立幼稚園は認可定員を遵守することが原則ですが、新制度でその取扱いは変わったのでしょうか。また、この取扱いは、私立保育所にも適用して良いのでしょうか。</p>	<p>平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会では、認可定員を超過した私立幼稚園への対応案を示したところですが、もとより国としての一定の標準的な考え方を示したいいわゆる参酌基準的なものであり、従来の私学助成の運用や他の新制度に移行していない私立幼稚園に対する指導との関係や地域の事情に応じ、各都道府県で柔軟に取り扱っていただいて構いません(平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料3「認可定員を超過している私立幼稚園への対応について」の3ページ参照)。</p> <p>また本案の趣旨は、新制度の施設型給付費は法律上個人給付であり、市町村から法的に有効な確認を受けている限り、当該園に通園する子どもに対する給付は行わざるを得ない制度であることを前提として、これまでの私学助成における厳しい減額措置等との整合性を図る観点から設けた仕組みです。</p> <p>したがって、私立幼稚園が認可定員を遵守することが原則であるとの考えは何ら変わるものではなく、説明会で対応案を示したことで、認定定員を超過した受入れが一定の要件のもと認められ得るものと考えているものではなく、その旨、誤解のないよう、引き続き私学行政の適正な実施をお願いします。</p> <p>なお、当該対応案は、「認可定員を超過している私立幼稚園への対応」を示すものであり、私立保育所については、原則通り、認可定員の範囲内での利用定員設定しかできず、また、利用定員を超えた受入れについては、認可基準を下回らないことを前提に、市町村がやむを得ないと判断する場合に可能です。</p>	
-----	-----------------------	--	---	--

111	定員を超過する申込みがあった場合の選考	幼稚園、認定こども園の1号認定子どもについて、利用定員を超過する申込みがあった場合の選考基準はどのようなものですか。また、選考基準はあらかじめ定めておく必要はありますか。	<p>選考基準としては、抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考(書類、面接等の方法に制限はない。)のほか、例えば以下のような一定の場合に優先的に受け入れる選考も考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在園児・卒園児の弟妹である場合 ・連携施設である地域型保育施設の卒園者である場合 ・当該法人が経営する保育所に在園していた場合 ・前年度の抽選で落選し補欠登録している場合 ・施設所在地市町村に在住する場合 ・保護者が卒園者である場合 <p style="text-align: right;">など</p> <p>選考に当たっては、あらかじめ選考基準を定めて保護者に明示した上で行う必要があります。</p> <p>選考方法は運営規程にも定める必要がありますが、保護者に明示する際に運営規程の形式で示さなければならないものではなく、募集要項などで選考方法を示すことも可能です(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第6条4項及び第20条7号)。</p>	
112	既設認定こども園の利用定員の設定	既設認定こども園について、都道府県に届出をしている保育が必要な3歳未満の子どもの数、保育が必要な3歳以上の子どもの数、保育を必要としない3歳以上の子どもの数(認定こども園法第4条第1項第3号・第4号)と異なる利用定員を定めることは可能ですか。	既設認定こども園については、都道府県に届出をしている保育が必要な3歳未満の子どもの数、保育が必要な3歳以上の子どもの数、保育を必要としない3歳以上の子どもの数と、3号認定区分、2号認定区分、1号認定区分の利用定員をそれぞれ一致させなければならない訳ではありません。利用定員の設定に当たっては、設置者の意向を十分に考慮しつつ、実際の実利用人員の状況及び今後の利用の見込み等を踏まえて、市町村が適切にそれぞれの区分ごとの利用定員を定めてください。なお、それぞれの区分ごとの利用定員が都道府県に届出をしている数を超える場合には、原則として、認定こども園法第29条第1項の変更の届出が必要です(軽微な変更として都道府県知事が定める範囲内の変更となる場合であって、幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴わないときは不要です)。	
113	利用定員を減少させた場合の定員弾力化	認可定員よりも少ない利用定員を設定する場合、利用定員の弾力化による受け入れはできないのでしょうか。また、その場合、利用定員を弾力化後の実利用定員に合わせて変更する必要はありますか。	認可定員よりも少ない利用定員を設定した場合においても、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応等、やむを得ない事情が生じた場合には、認可基準を満たす範囲で利用定員を超えた受け入れをしても差し支えありません。	

114	利用定員の変更に ついて	<p>1号認定の利用定員を減少させ、その分、2号認定の利用定員を増加させるなど際、施設全体としての利用定員に変更がない場合でも子ども・子育て支援法に基づく申請・届出が必要なのでしょうか。</p> <p>また、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（運営基準）において、特定教育・保育施設等は、3号認定について、満1歳未満児の利用定員と満1歳以上児の利用定員を区分して定めることとされていますが、3号認定全体の利用定員を変更せずに、満1歳未満児と満1歳以上児の利用定員数の内訳を増減させる場合はどのような手続きが必要でしょうか</p>	<p>施設全体としての利用定員に増減がない場合でも、認定区分ごとの利用定員の増加・減少が生じる場合には、子ども・子育て支援法第32条第1項の規定による申請（増加の場合）、第35条第2項の規定による届出（減少の場合）が必要となります。なお、減少の場合は、利用定員の減少の日の三か月前までに届け出なければいけません。</p> <p>また、3号認定全体の利用定員を変更せずに、満1歳未満児と満1歳以上児の利用定員数の内訳を変更する場合には、子ども・子育て支援法第32条及び第35条の規定による申請及び届出は不要ですが、あらかじめ利用者（利用予定者を含む。）に説明を行い理解を得ておくことが望まれます（各施設の判断で、他の年齢区分ごとに利用定員の内訳を定めている場合についても同様）。</p>	
-----	-----------------	--	--	--

【利用者負担額】

No.	事項	問	答	備考
115	幼稚園の入園料等の取扱い	幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。	<p>入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として、所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となります。</p> <p>また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、従来の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「特定負担額(上乘せ徴収)」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担(基本負担額)及び特定負担額(上乘せ徴収)とは重複のないように設定する必要があります。</p> <p>新制度移行後も入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、</p> <p>①教育・保育の対価としての性質</p> <p>②入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価としての性質</p> <p>の大きく2つに分けられると考えます。(なお、入園の権利を保証するため、これらとは別に費用を徴収することは、一定の利用者負担により標準的な内容の教育・保育の利用を保証しようとする新制度の趣旨を鑑みると適切でないと考えられます。)</p> <p>このうち①については、特定負担額として一定の要件の下で徴収することが可能であり、特定負担額の徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。</p> <p>特定負担額の徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。</p> <p>上記の②に該当する、入園受入れの準備や選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乘せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。</p>	

			<p>期や返還条件などについて保護者とトラブルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。</p> <p>また、既入園者が既に納付している入園料等がある場合、新制度の下で徴収する負担額(基本負担額・特定負担額)と重複することとなる分については、特定負担額として新たに徴収しない、又はその一部を返還・相殺する、基本負担額から減算する等の対応をとることが適切と考えられ、具体的な内容は各園で既入園の保護者との話し合いで決めることが必要と考えられます。ただし、就園奨励費の対象となっていた経費の一部を返還する対応とする場合には、国庫返納等の手続きが必要となる場合があります。</p> <p>こうした観点にかんがみると、新制度の下で入園時に行う費用徴収を「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を明示して保護者へ説明することが適切と考えられます。</p> <p>なお、学則(園則)における保育料(基本負担額)、上乗せ徴収(特定負担額)や実費徴収の記載については、自治体向けFAQ【利用者負担額】(or事業者向けFAQ【利用者負担額に関すること】)をご参照ください。</p>	
--	--	--	--	--

116	幼稚園・幼保連携型認定こども園の学則(園則)の取扱い	幼稚園の学則(園則)や幼保連携型認定こども園の園則において、保育料(基本負担額)や上乗せ徴収(特定負担額)、実費徴収といった利用者負担はどのように記載すれば良いのでしょうか。	<p>保育料(基本負担額)及び上乗せ徴収(特定負担額)については、幼稚園については学則(園則)の記載事項を定めている学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条第1項第7号に、幼保連携型認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第16条第6号に該当するため、学則(園則)に記載する必要があります。その際、保育料(基本負担額)については、具体の金額を記載する必要はなく、例えば、「保育料(月額) 園児が居住する市町村が定める額」といった記載ぶりとし、上乗せ徴収(特定負担額)については、これまでの各種納付金と同様に、具体の金額・費目と月額・年額・入園時等の別を記載することが考えられます(例:施設整備費(年額) 〇〇〇円、研修充実費(年額) 〇〇〇円)。実費徴収については、学則(園則)に記載する必要はありません(各園の判断により、記載することも可能です)。</p> <p>なお、経過措置により、上位の階層区分について、園児が居住する市町村が定める額よりも低い保育料を設定する場合には、「保育料(月額) 園児が居住する市町村が定める額(〇〇〇円以上の階層区分に該当する場合は〇〇〇円)」というように、上限となる額を明記してください。</p>	
-----	----------------------------	---	---	--

117	上乗せ徴収、実費徴収	上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。	<p>教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格(利用者負担額を含む)によって賄われない費用については、実費徴収又は上乗せ徴収を行うことを検討していただくことになります。</p> <p>これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条において規定しています。</p> <p>上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</p> <p>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。</p> <p>なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。</p>	
118	私立幼稚園の経過措置	私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならないのでしょうか。	<p>市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料をこれまで設定していた私立幼稚園(認定こども園を含む。以下同じ。)については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。</p> <p>私立幼稚園にはこれまで保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっていることを踏まえ、これまで適正な運営が行われているなどの要件に該当する場合は、市町村が定める利用者負担額よりも低い額を徴収することを認め、施設型給付費の減額は行わないとするものです。この措置は、市町村がその公費により国基準額より低減する場合には、その低減した額よりも更に低い額とすることを認めるものであり、市町村などが公費によりその差額を補填することを前提としているものではありません。</p>	
119	公立施設の利用者負担額の徴収根拠・位置づけ	<p>公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しませんが、条例で定めることは必要ですか。また、利用者負担の額も条例で定めることが必要ですか。また、利用者負担は公債権、私債権のいずれになるのでしょうか。</p> <p>また、公立施設の利用者負担額の規定方法としては、公の施設の使用料として設定することとされていますが、法律上、個人給付及び法定代理受領であることを踏まえて、具体的にはどのように規定すれば良いのでしょうか。</p>	<p>公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当するため、条例に徴収根拠を定めることにより、公債権として整理されます。また、公の施設の使用料に徴収根拠を定める際には、金額の決定を全面的に規則に委ねることはできないので、少なくとも、条例上、上限額あるいは範囲等が規定されていることが求められます。</p> <p>公立施設の利用者負担額の規定方法としては、法体系上は公定価格の額を基に使用料として定め、その弁済に、給付費の法定代理受領及び保護者負担を充てることが整合的です。</p> <p>一方で、介護保険制度や障害者福祉サービス等における使用料条例の状況を見ると、実際の利用者負担額を使用料として定めている例もあるので、最終的には、市町村の考え方により決めてください。</p>	

120	広域利用	広域利用する場合の利用者負担額について、保護者の居住地の市町村外の施設を利用する場合の利用者負担額は、当該保護者の居住地の市町村が定める額になると理解してよいでしょうか。 (公立保育所については利用者と施設(=市町村)との直接契約になるため、例えばA市の子どもa子がB市公立保育所に通う場合は、B市が、A市が定める利用者負担額をa子から徴収するということでよろしいでしょうか。)	お見込みのとおり、広域利用の場合であっても、利用者負担額は保護者の居住地の市町村が定める利用者負担額になります。 (例のケースでは、お見込みのとおり、B市(施設)が、A市が定める利用者負担額をa子の保護者から徴収することになります。)
121	広域利用	私立幼稚園のないA市の子どもが、B市の私立幼稚園を利用した場合の利用者負担額はどうか。	広域利用の場合においても、あくまで給付の実施主体となるのは、利用者が居住する市町村になります。 したがって、ご質問の事例でいえば、A市が給付の実施主体となり、その場合の利用者負担額もA市が定める額となります。
122	利用者負担	利用者負担には、どのような費用が含まれているのでしょうか。	利用者負担額は公定価格の一部を成すものであり、公定価格を構成する教育・保育を提供するに当たって通常必要となる人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者に負担していただくものです。なお、2号認定子どもと3号認定子どもの利用者負担額には給食材料費相当額(2号は副食費、3号は主食費及び副食費)が含まれています。
123	2号認定に切り替わった満3歳児の保育料	利用者負担額は認定区分ごとに設定されていますが、満3歳に到達したことにより、年度途中で3号認定から2号認定に切り替わる子どもの利用者負担額は、2号の利用者負担額に切り替わるのでしょうか。	満3歳児に係る公定価格は、満3歳に到達した年度中は、2歳児の公定価格と同額になるよう調整しており、利用者負担額についても、3号と同額を適用します。
124	多子軽減	従来の制度で行われていた幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いは新制度ではどうなりますか。	多子軽減の取扱いについては、従来の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講じています。 具体的には、教育標準時間認定の子どもについては、小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。 また、保育認定の子どもについては、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。

125	多子軽減のカウントの仕方	保育料の多子軽減について、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合はどのようにカウントするのでしょうか。また、認定こども園を利用する場合、上の子は1号認定を受けて利用し、下の子は3号認定を受けて利用する場合はどうなるのでしょうか。	多子軽減のカウントについては、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合であれ、支給認定区分が異なる場合であれ、1号認定子どもの利用者負担については小3以下の範囲で第何子かをカウントし、2号・3号認定子どもの利用者負担については就学前の範囲で第何子かをカウントすることになります。 したがって、例えば、第1子が中1、第2子が小2、第3子が幼稚園の年長、第4子が保育所の2歳児だとした場合、第3子は小3以下の範囲で数えて第2子になるので半額、第4子は就学前以下で数えて第2子になるので半額になります。 また、例えば、第1子が小2、第2子が認定こども園の1号利用、第3子が認定こども園の3号利用の場合、第2子は小3以下で数えて第2子になるので半額、第3子は就学前以下の範囲で数えて第2子になるので半額になります。
126	多子軽減のカウント対象児	第1子が小学校2年生、第2子が5歳児で未就園、第3子が幼稚園児の場合、第3子の1号認定子どもの利用者負担額は第3子として無償になるのでしょうか。	多子軽減の対象カウントの対象については、小学校就学前の子どもについては、就園又は事業を利用していることが必要です。したがって、お尋ねのケースの場合、第2子はカウント対象外となるため、第3子は、第2子の扱いとなり、半額となります。
127	多子軽減のカウント対象児	1号認定子どもに係る利用者負担の多子軽減については、年少から小学校3年生までの範囲内の子どもの数で判断することとなりますが、就学猶予のため本来の就学年齢としては小学校4年生以上に該当する場合であっても、小学校3年生以下であれば、同様にこの範囲内の子どもに含まれることとなりますか。	幼稚園就園奨励費補助においては、就学猶予等により本来の就学年齢が小学校4年生以上である兄・姉が小学校1～3年生として就学している場合は、多子軽減のカウント対象外としてきましたが、本年度より当該ケースについても多子軽減のカウント対象となります。また、新制度の1号認定子どもに係る利用者負担の多子軽減の取扱いにおいても同様の取扱いとなります。
128	多子軽減のカウント対象施設	新制度における多子軽減のカウント対象施設はどうなりますか。	新制度における多子軽減のカウント対象施設は、子ども・子育て支援法施行令に規定しており、従来の幼稚園就園奨励費、保育所運営費におけるカウント対象施設(幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設への通所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援)に加えて、新制度においては、地域型保育給付の対象事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)をカウント対象としています。
129	多子軽減	市町村が定める利用者負担額が、国が政令で定める上限額より低額である場合でも、第2子の利用者負担額は、市町村が定める利用者負担額の半額に設定する必要があるのでしょうか。	利用者負担額の上限額については、子ども・子育て支援法施行令に規定していますが、多子軽減に係る規定についても盛り込んでいます。 市町村が多子軽減に係る利用者負担額を定める際は、公立・私立を問わず、市町村が定める利用者負担額が国が定める上限額の半額以下であれば、第2子の利用者負担額が市の定める利用者負担額の半額でなくとも差し支えありません。なお、その場合、半額とならない理由について、住民に十分に周知をすることが必要と考えられます。

130	多子軽減とひとり親世帯等の減額の要件が重複した場合	利用者負担について、ひとり親世帯等は1,000円を減額するケースで、かつ、第2子の多子軽減が重複適用される場合、利用者負担が半額とされた後に1,000円減額されるのでしょうか、あるいは、1,000円減額された後に半額とされるのでしょうか。	ひとり親世帯等の減免と多子軽減の関係については、例の場合、1,000円を減額した後に第2子の利用者負担額を半額にすることになります。	
131	特例給付の多子軽減の取扱い	特例給付を受ける子どもの多子軽減のカウントの仕方はどうなりますか。	特例給付を受けている場合であっても、利用する施設にかかわらず、支給認定区分に応じてカウントします。つまり、1号認定子どもの利用者負担については小3以下の範囲で第何子かをカウントし、2号・3号認定子どもの利用者負担については就学前の範囲で第何子かをカウントすることになります。	事業者向けFAQ【利用者負担に関すること】Q7再掲
132	入退所による日割り計算方法等	月途中で入退所した場合等の利用者負担額の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園(又はその逆)など異なる施設、事業への変更の場合等はどうか。	<p>月途中での入退所があった場合は、給付費・委託費と同様に教育標準時間認定は20日、保育認定は25日を基本として日割り計算することになっています。また、利用先が異なる施設・事業となった場合にも、それぞれの利用者負担額を日割り計算することになります。</p> <p>また、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成31年4月1日施行)により、障害、疾病等の理由により居宅訪問型保育事業を利用する児童について、月利用日数が19日以下(利用できない日数が1月当たり5日を超える)場合は、利用者負担額を日割りで計算することとなりました。</p> <p>※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て (教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育認定子どもの場合)</p> <p>1月当たりの利用者負担額×その月の 途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(20日を超える場合は20日)÷20日 (上記以外の子どもの場合)</p> <p>1月当たりの利用者負担額×その月の 途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(25日を超える場合は25日)÷25日</p>	修正

133	保育必要量、認定区分が途中で変更した場合の利用者負担	保育必要量や認定区分が途中で変更した場合、利用者負担は途中で変更となり日割りとなるのでしょうか、それとも翌月からの変更となるのでしょうか。	保育必要量や認定区分が途中で変更した場合の利用者負担については、翌月から変更後の利用者負担を適用することになります。
134	保育必要量、認定区分が途中で変更した場合の利用者負担	月途中の支給認定区分の変更(2号→1号、3号→1号)により、利用者負担額が下がる場合であっても、利用者負担額は翌月から適用となるのでしょうか。当該月の利用者負担額の差額は、保護者が負担しなければならないのでしょうか。	月途中の認定変更(転園以外)の場合、国の給付額の精算基準としては月を単位として翌月からの適用となります。 なお、市町村の判断で、当該月の利用者負担額を日割りとするは妨げませんが、国の精算基準としては月単位での精算となります。 詳しくは、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成27年3月31日付通知)第2をご参照ください。
135	入園式・始業式前の利用者負担額	幼稚園・認定こども園において教育を受ける場合、入園式や始業式が4月1日より後に行われ、その後から通園を始めることができますが、4月における1号認定子どもの施設型給付費及び利用者負担額は日割りにする必要がありますか。	公定価格は、年間を通して必要となる経費として設定していることから、入園式や始業式が月途中にあったとしても、施設型給付費及び利用者負担額を日割りにする必要はありません。施設型給付費は、基本的には、入園式又は始業式時点の在園児が4月1日時点で在籍していたものとして算定することになります。卒園式が月途中にあった場合も同様です。
136	遡及適用	税の更正がされた場合、最大5年前まで税額の修正ができますが、その場合、利用者負担額も過去に遡って変更するのでしょうか。	従来の取扱いを踏まえ、国の給付額の精算基準としては、利用者負担額の根拠となる税の更正が分かった翌月から、更正された税額による利用者負担額を適用し、遡及は行いません。 なお、市町村の判断で、更正後の利用者負担額を当該年度分は遡及して適用するなど取扱いをすることは妨げませんが、国の給付額の遡及は行いません。
137	保育料の特別徴収	市町村が契約の主体となる公立保育園及び私立保育園の保育料は、従来と同様に児童手当から特別徴収することができますか。	私立保育所は子ども・子育て支援法施行令による読み替えに基づき、従来通り、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。 公立保育所は滞納があり代行徴収の対象になる場合、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。
138	徴収事務	市町村民税の税率が異なる自治体も一部ありますが、その場合であっても標準税率で再計算する方法ではなく、課税されている金額で利用者負担額を決定するということになるのでしょうか。	実際に保護者が課税されている市町村民税所得割額をもとに、利用者負担額を決定することになります。
139	階層区分	利用者負担の階層区分は従来の利用者負担の水準を基本にしているとのことですが、新制度の階層区分の設定にあたり、どのような世帯を想定しているのでしょうか。	夫・妻・子2人(廃止前の年少扶養控除の対象)という世帯を想定しています。 ※教育標準時間認定は、妻は専業主婦を想定(所得がゼロ) ※保育認定は、妻はパートタイム労働程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入)

140	階層区分	<p>保育所においては、国通知(「保育所の費用徴収制度の取扱いについて(平成7年3月31日付児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)」)により、費用負担が困難であると市町村が認めた場合は階層区分の変更を行って差し支えないとされていますが、新制度においてもこの例外措置は適用されるのでしょうか。また、保育所以外の施設・事業について、同様の場合は階層区分の変更を行っても差し支えないでしょうか。</p>	<p>新制度においても、負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村が認めた場合は、直近の年収等を基に利用者負担額の変更を可能としています。なお、その際の国・都道府県の施設型給付費等負担対象額については、従来の保育所の取り扱いに倣い、公定価格から①災害等による場合には市町村が定めた額を、②失業等による場合には市町村が定めた額に係る階層区分の上限額を控除した額となります。</p>
141	階層区分	<p>利用者負担の所得階層区分に用いる税額について、従来の制度において行っている年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算する取扱いはどうなりますか。</p>	<p>利用者負担額の算定にあたっては、市町村の事務負担等に考慮し、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算する方法や簡便な再計算を行うのではなく、改正前後で極力中立的なものになるよう、階層に用いる市町村民税所得割額を設定しています。</p> <p>ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算した上で新制度の利用者負担階層区分の決定を可能とする経過措置を設けることができます。</p>
142	階層区分	<p>利用者負担の階層区分の決定について、年少扶養控除等の廃止に係る影響については再計算しない取扱いを原則としつつ、市町村の判断により経過措置を設けることも可能とのことですが、経過措置を適用した場合、給付費に係る国との精算は、経過措置適用により算定される給付費が基準となると考えてよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、給付額は、経過措置適用後の階層区分に基づく利用者負担額(国基準額)に基づき、精算することとなります。</p>
143	階層区分	<p>年少扶養控除を加味して利用者負担額を算定する取扱いについて、今後の新規利用者についても同様の取扱いとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>新規利用者は本経過措置の対象にはありませんが、市町村の判断で新規利用者も年少扶養控除を加味して利用者負担額を設定することを妨げるものではありません。ただし、その場合の国庫負担金の精算は、年少扶養控除適用前の階層区分に基づく利用者負担額に基づき、行うこととなります。</p>

144	階層区分	<p>年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除に係る利用者負担の経過措置を適用している場合、給付費に係る国との精算は経過措置適用後の階層区分に基づいて行うとのことですが、その際の利用者負担額表は、経過措置を適用しない場合と同じものとなるのでしょうか。</p>	<p>経過措置の対象となる者(施行前に既に入園している者)に係る給付費の国との精算に当たっては、従来の就園奨励費及び保育所運営費において講じている取扱いをそれぞれ踏襲することにしており、具体的には経過措置の対象者に係る利用者負担の所得階層区分に用いる税額(市町村民税所得割課税額)を以下のとおり変更して精算することになります。</p> <p><1号認定> ※別添資料1「簡便な調整方式(第2方式)による調整後の基準額算出方法」もご参照ください。 第3階層 34,500円に①、②の合計を加えた額以下 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円 第4階層 171,600円に③、④の合計を加えた額以下 ③16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円</p> <p>※市町村において扶養控除見直し前の市町村民税所得割課税額(以下「見直し前課税額」)をより精緻に算出できる場合は、見直し前課税額を下記の金額で判定 第3階層 34,500円以下 第4階層 171,600円以下</p> <p><2・3号認定> <table border="1" data-bbox="1086 746 1704 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>経過措置適用後の税額</th> <th>経過措置適用前の税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3階層</td> <td>6,000円未満</td> <td>(48,600円未満)</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>53,900円未満</td> <td>(97,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>129,200円未満</td> <td>(169,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>261,100円未満</td> <td>(301,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>357,400円未満</td> <td>(397,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第8階層</td> <td>357,400円以上</td> <td>(397,000円以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2・3号認定に係る経過措置適用後の税額の算定にあたっては、平成23年7月15日雇児発0715第1号「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」でお示している「旧税額計算シート」を参考にすることも考えられます。</p> </p>		経過措置適用後の税額	経過措置適用前の税額	第3階層	6,000円未満	(48,600円未満)	第4階層	53,900円未満	(97,000円未満)	第5階層	129,200円未満	(169,000円未満)	第6階層	261,100円未満	(301,000円未満)	第7階層	357,400円未満	(397,000円未満)	第8階層	357,400円以上	(397,000円以上)	
	経過措置適用後の税額	経過措置適用前の税額																							
第3階層	6,000円未満	(48,600円未満)																							
第4階層	53,900円未満	(97,000円未満)																							
第5階層	129,200円未満	(169,000円未満)																							
第6階層	261,100円未満	(301,000円未満)																							
第7階層	357,400円未満	(397,000円未満)																							
第8階層	357,400円以上	(397,000円以上)																							

146	階層区分	「利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額の所得割額を基に行う」とありますが、これまでの保育所の保育料は、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない取り扱いとしています。新制度においては、これらの税額控除額をどのように扱うのでしょうか。	税額控除(調整控除を除く)は、人的控除と異なり所得能力を直接反映するものではないことを踏まえ、利用者負担額の算定上反映させないこととします。
147	階層区分	市町村民税額を基に階層区分を設定するという全体方針にも関わらず、2号認定、3号認定の利用者負担の所得階層区分の第3階層が「市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)」となっているのはなぜですか。	保育認定の第3階層については、これまでの保育所における取り扱いを踏襲し設定したところですが、所得税非課税であることを別途推算する必要があり、また、年少扶養控除に係る取り扱いを変更したことにより利用者負担額が従来の制度と比較して変動する世帯が多く発生する可能性もあることから、モデル世帯における推計年収を基に、改正前後で極力中立的なものになるよう「市町村民税所得割額」に置き替えます。 具体的には、第3階層の区分について「市町村民税課税かつ所得税非課税となる世帯」から「市町村民税所得割額48,600円未満」とします。
148	階層区分	支給認定保護者の利用者負担額(区分)を決定するために必要な税情報や書類の提出がない場合や、さらに調査への協力が得られない場合に、自治体の判断で、適当と認められる利用者負担額(区分)を決定してよいのでしょうか。	自治体における利用者負担額(区分)の決定は、国庫負担額の決定にも関係するものであり、公正に行っていただく必要があります。 利用者負担額を決定するために必要な税情報や必要書類の提出がない場合、その他の資料等から当該支給認定保護者の世帯の所得を調査又は推定していただくことが適当と考えます。さらに、当該支給認定保護者の協力が得られないことにより、その他の資料等による調査・推定も困難である場合には、市町村の判断により、支給認定保護者の協力が得られるまでの間、最も高い階層区分により決定し、書類等の提出がなされた後に、遡及して利用者負担を適用することなどが考えられます。
149	階層区分	保護者が海外で勤務し、住民票が日本にない状態から帰国した場合の利用者負担の算出方法はどのようになるのでしょうか。	利用者負担の上限額等については、子ども・子育て支援法施行令において、賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者については、市町村民税非課税世帯から除く旨を規定しています。これは、前年度海外居住者には市町村民税の課税がされないことで、自動的に市町村民税非課税世帯に位置づけられてしまうことを避けるためですが、実際の利用者負担額の算出にあたっては、所得を推定できる資料等により、課税相当額を推計するなどして、市町村民税非課税世帯を含む全階層区分のうちいずれかの区分に当てはめることになります。
150	階層区分	海外で勤務している配偶者や長期に入所した親の収入について、世帯収入として計算すべきか。	父母の一方が入所した場合においては、どの程度子の監護を行っているか(関わっているか)という点を確認し、各家庭の御事情を十分踏まえたくうえで、御判断ください。 なお、海外で勤務していた保護者の利用者負担額の算定については、FAQ NO149のとおりです。

150 -2	階層区分	両親の一方が、遠方や海外で勤務しており、仕送りや養育費等を送っていない場合については、その親は利用者負担額の算定に係る保護者には当たらないのでしょうか。	青年に達しない子は、父母の親権に服し(民法第818条第1項)、親権を行う者は、子の監護をする義務を負っている(同法第820条)ことから、行方不明、受刑、疾病等の理由により「父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う」(同法第818条第3項)こととならない限り、父母は原則として「子どもを現に監護する者」であり、子ども・子育て支援法第6条第2項の「保護者」に当たるといえます。 そのため、婚姻関係の破たんしていない一時的な別居、単身赴任、養育費の不払い等の事情のみで、「保護者」に当たらなくなるわけではありませんが、最終的には、どの程度子の監護を行っているか(関わっているか)という点を確認し、各家庭の御事情を十分踏まえたうえで、御判断ください。	新規
150 -3	未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例	前年(4月～8月については前々年)の12月31日時点において未婚のひとり親であれば、申請時点で未婚のひとり親でない場合であっても特例の対象となるか。	前年(4月～8月については前々年)の12月31日時点及び申請日現在において、未婚のひとり親である必要があります。	新規
150 -4	未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例	特例の適用を行うためには、対象者からの申請が必要となるか。	申請が必要となります。市町村においては対象者を網羅的に把握しきれない可能性がありますので、対象者が適切に申請できるよう、市町村のホームページや広報紙への掲載、案内文書の配布等により、できるだけ広く周知広報を行っていただくことが望ましいです。 また、市町村において、特例の対象者を把握した場合には、個別に案内を行っていただくことが望ましいです。	新規
150 -5	未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例	特例の対象者であることの確認はどのように行うのか。	申請書と併せて、以下の書類により確認することを想定しております。 ①申請者の戸籍全部事項証明書 過去及び現在において婚姻をしていないことを確認します。 ※外国籍の方の場合は、婚姻をしていないことを証明する書類(婚姻要件具備証明書、独身証明書等) ②申請者及び子の属する世帯全員の住民票 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(いわゆる事実婚)に該当しないことを確認します。 住民票上、母(父)子以外に、「同居人」、「夫(未届)」又は「妻(未届)」がいる等、事実婚について疑義が持たれるケースについては、必要に応じて聞き取り調査を行う等、事実関係の確認を行ってください。 ③申請者の所得証明書(合計所得金額が分かるもの) 申請者の合計所得金額が、寡婦等とみなした場合に市町村民税非課税となる125万円以下であるかどうかについて確認します。 ④生計を一にする子の所得証明書(総所得金額等が分かるもの) 扶養親族ではない生計を一にする子について、総所得金額等が38万円以下であることを確認します。	新規

150-6	未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例	特例の申請時点より前から未婚のひとり親であった場合には、遡って特例の適用を行うか。	税の更生と同様、申請のあった月の翌月*から適用し、遡及しない取扱いとします。 なお、市町村の判断で、遡及して適用する取扱いをすることを妨げませんが、国の給付額の遡及は行いません。 *本特例は平成30年9月1日から適用されていることに鑑み、市町村の事務手続上問題がない場合は、平成30年9月分については、月途中の申請であっても、当月分から適用し、国の給付額の対象としていただいで構いません。	新規
150-7	未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例	特例の適用後に状況が変わり、未婚のひとり親でなくなった場合には、いつ時点から特例の適用対象外となるのか。	税法上の寡婦等でなくなった場合と同様に、未婚のひとり親でなくなった日以降の最初の9月(利用者負担額の切り替え月)より特例の適用対象外となります。	新規
150-8	未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例	特例を適用した場合に、市町村民税はどのような計算を行うのか。	①合計所得金額が125万円以下の場合 市町村民税所得割及び均等割が非課税(0円)となります。 ②合計所得金額が125万円を超える場合 以下の計算により寡婦控除のみなし適用を行います。 「利用者負担の算定の基礎となる所得割額－寡婦(寡夫)控除額×6%*」 *市町村独自の減免措置等により税率が6%でない場合は、当該市町村の税率により計算してください。	新規
150-9	未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例	寡婦控除のみなし適用をした場合に、当該控除に伴う調整控除も適用させる必要があるか。	本特例は、あくまでも特例措置であり、市町村事務が煩雑となることを避ける観点から、適用しない取扱いとします。 なお、市町村が独自で調整控除を適用する取扱いをすることは妨げませんが、調整控除の適用により利用者負担上限額の階層が変わった場合は市町村の独自減免の取扱いとなるのでご注意ください。	新規
150-10	都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例	税源移譲後の新税率により算定した市町村民税所得割に6/8を乗じた額をもとに利用者負担を決定することも可能か。	算定に当たっては、一定の事務負担の発生が見込まれるため、運用上、そのような取扱いを可能とします。その場合、近似値での算定となることにご留意ください。	新規
150-11	都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例	運用上の算定により市町村民税所得割に6/8を乗じた場合の端数処理はどのように行うのか。	できる限り近似値での算定となるよう、端数処理は行わずに利用者負担を決定してください。	新規
150-12	都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例	市町村独自の減免措置等により、市町村民税率が税源移譲前後でそれぞれ6%や8%ではない場合についても、運用上、税源移譲後の新税率により算定した市町村民税所得割に6/8を乗じる取扱いとなるのか。	税源移譲前の旧税額になるよう、新税率により計算された市町村民税所得割に適切な割合を乗じてください。 例えば、税源移譲前の税率が5.7%、税源移譲後の税率が7.7%である場合には、5.7/7.7を乗じてください。	新規
150-13	都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例	税源移譲前の税情報について、情報連携を行うことにより確認することはできますか。	運用により近似値での算定が可能であるため、情報連携により確認することはできません。	新規

151	児童養護施設等に 入所する子どもの利 用者負担	児童養護施設等(里親、児童養護施設、児童自立施設、情緒障 害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム)に入所する子ども については、誰を保護者とし、また、利用者負担はどのように設定 すれば良いでしょうか。	支給認定保護者については、 ・児童養護施設等の入所施設 → 施設長 ・小規模住居型児童養育事業 → 小規模住居型児童養育 事業を行う者(養育者) → 里親 と整理しています。 利用者負担については、 ①1号認定子どもについては、 ・「児童養護施設等」、「小規模住居型児童養育事業」及び「養育里親」につい て、市町村民税非課税世帯に位置づけます。 (ただし、その分は措置費が支給される。) ・「養子縁組里親」及び「親族里親」については、従来どおり保護者の所得に応 じて階層決定を行います。 (ただし、その分は措置費が支給される。) ②2・3号認定子どもについては、 里親について、被保護者世帯と同様、利用者負担額を0円とする。 と整理しています。	
152	利用者負担の切り 替え時期	利用者負担の切り替え時期はいつになりますか。	利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近 の所得の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとし、具体的な切り替え時 期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月としま す(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する)。	
153	公定価格との関係	公定価格の水準は、27～29年度は各年度において変わり得る とのことですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎 年変わるのですか。	利用者負担額については、公定価格の単価と同様、最終的には毎年度の予算編成過程 を経て決定されることとなりますが、公定価格の水準に連動して、国が示す利用者負担額 の水準を変更させることは考えていません。	

154	給食費の徴収方法	1号認定の子どもに係る給食費はどのように徴収すれば良いでしょうか。	1号認定子どもの公定価格には給食材料費が含まれておらず、給食材料費は実費徴収として徴収することが基本となります。また、人件費の不足分は特定負担額(上乘せ徴収)として徴収することが可能です。実際に費用徴収を行う際には、対象経費により特定負担額や実費に分解することなく、全体をまとめて特定負担額又は実費のいずれかにより徴収することも可能です。 なお、市町村が定める利用者負担額とは別に、実費徴収等を徴収するか否かは施設の判断であり、給食に係る費用や特定負担額の費用徴収を行わないことも可能です。
155	私立施設の徴収根拠・位置づけ	私立施設の利用者負担の徴収根拠は何で規定されているのでしょうか。また、私立施設の利用者負担額は、規則で定めることは可能ですか。	私立保育所の利用者負担の徴収根拠は、子ども・子育て支援法附則第6条4項に規定があり、それ以外の私立施設については、施設と保護者との直接契約になるため法で特段の規定はしていません。 また、私立施設の利用者負担額については、第27条3項の規定により、政令で定める額を限度として、世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定めることとなっており、規則で定めることも可能です。
156	時効	従来の制度では保育料の時効は5年でしたが、時効の考え方については、子ども・子育て支援法第78条により、子どものための教育・保育給付を受ける権利、拠出金、徴収金を徴収する権利の時効は2年とあります。新制度の公立施設の保育料の時効は何年になりますか。また、私立施設の保育料の時効は何年になりますか。また、その根拠は何処になりますか。	公立施設の利用者負担については、地方自治法第225条及び第228条に基づき条例で使用料として徴収根拠を定めていただくことから、地方自治法第236条に基づき時効は5年間となります。 また、私立保育所に関しては、子ども・子育て支援法附則第6条4項の規定により、市町村長が徴収をすることから、上記と同様に時効は5年間となります。私立保育所以外の私立施設については、私債権として時効は2年間となります。 なお、子ども・子育て支援法第78条に規定する徴収金を徴収する権利に、利用者負担を徴収する権利は含まれていません。
157	特例給付の利用者負担額	2号認定子どもが幼稚園に入り、特例給付を受ける場合の利用者負担額はどのようなのでしょうか。	利用者負担、公定価格ともに、1号認定子どもに係る額と同額となります。

158	入園料	入園料は、上乗せ徴収として月々の徴収でも、一度の徴収でも良いとされていますが、これまで入園時に一括徴収していた幼稚園が施設型給付に移行した場合、入ってきた年度によって、既に払っている子と月々徴収する子と、同一園で入った年度で徴収方法を変えても良いのでしょうか。	既に入園した子どもについて徴収済みの納付金は、新制度に基づく規制の対象となるものではなく、施設と保護者との民民契約に基づくものであり、両者の間で相談・協議のうえ、その取扱いを決めることが適当と考えられます。 新制度に移行して以後徴収する納付金については、既に入園している園児も含めて、同じルールや金額で徴収することが基本と考えますが、保護者の同意が得られることを前提に、合理的な説明がつけば、園児により額を変えることもあり得ると考えます。また、既に一括で徴収している子については改めての上乗せ徴収の負担は不要とする運用や、一旦清算した上で、徴収し直す方法もあると考えられます。最終的には施設と保護者との民民契約であり、確認基準に違反しない範囲内で、各幼稚園が判断することとなります。
159	利用者負担額の減免	従来の制度で行われていた、ひとり親世帯等への保育料の軽減・減免については、新制度でも継続するのでしょうか。その場合、保育所以外の施設を利用した場合の利用者負担額も減免するのでしょうか。また、幼稚園での減免はありますか。	従来、保育所運営費において行われていたひとり親世帯等への軽減措置については、新制度においても、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に軽減措置を実施しています。 ※平成26年7月31日子ども・子育て会議資料参照。
160	延長保育の利用料	延長保育の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。	基本的には従前の延長保育事業の考え方を引き続き踏襲していくこととしており、利用料の取り扱いについても従前と同様に各市町村又は施設・事業所において定めることとなります。
161	入園受入準備費	「入園受入準備費」とは、具体的にどのようなものを想定していますか。	入園受入準備費とは、内定から入園までの準備などの費用を想定しています。例えば、入学手続き関係の書類や、学級名簿等の書類作成、各種教材等の準備、入学辞退者が出た場合の再募集・手続き等に係る経費などを想定しています。
162	入園に係る事務手続き手数料	入園に係る事務手続きに要する費用の徴収については、1号認定に関してのみ認められるのでしょうか。利用者にとっての分かりやすさ、説明のしやすさという観点から、2号・3号認定の手続きについても、事前に利用者からの同意を得た上で、費用の徴収をすることは認められますか。	市町村が利用調整を行う保育認定(2号・3号)の子どもについては、入園に係る事務手続きに要する費用について、実費徴収をすることは想定していません。

163	上乗せ徴収を行う場合の手続き	上乗せ徴収を行う場合、市町村の許可や協議は必要ですか。	特定負担額の徴収(上乗せ徴収)を行うに当たっては、額や徴収理由を明示し、保護者に説明・書面による同意を得ることが必要ですが、私立幼稚園や認定こども園が特定負担額の徴収(上乗せ徴収)を行う場合、市町村の許可や協議は必要ではありません。他方、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議を経て実施することが必要となります。	
164	上乗せ徴収、実費徴収の水準	上乗せ徴収や実費徴収で保護者に支払いを求めることができる金額の上限はありますか。	具体的な上限額の基準はなく、上乗せ徴収は教育・保育に要する費用と公定価格の差額、実費徴収は実際の便宜の提供に要する費用について、施設の判断で、用途の説明や(文書による)同意といった適正な手続きを経た上で、保護者に支払いを求めることができます。	
165	特定負担額や実費徴収に係る領収書	施設・事業者が特定負担額(上乗せ徴収)や実費徴収の支払いを受けた場合の領収書は紙で用意する必要がありますか。	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第13条第5項により、領収書の交付が必要ですが、銀行等での振込による支払を可能としている場合は振込時に発行される明細書、保護者の指定した口座からの引き落としにより支払いを受けることとしている場合は通帳の記載等をもって領収書に代えることも可能と考えられます。あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収書を発行することが求められます。	
166	通園バス代の実費徴収	1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付き、2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1～3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。	公定価格 FAQ No.87再掲
167	利用者負担算定の根拠	利用者負担算定の根拠となる市町村民税額は誰の所得を見ていくこととなるのでしょうか。例えば両親に課税がある場合、両方の金額を合算していくのか、両親の他に同居親族である祖父母に収入がある場合、祖父母の課税額もみていくことになるのでしょうか。	従来の保育所運営費や幼稚園就園奨励費における取り扱いを踏襲しており、基本的には父母それぞれの課税額の合計で階層判定を行います。父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の保護者(家計の主宰者)の課税額を含めて階層認定を行うこととなります。 参考として、具体的には、下記事項を総合的に勘案して判断いただくことが考えられます。 (1)支給対象児童を地方税法上の扶養親族としているか。 (2)支給対象児童を健康保険等において扶養親族としているか。 (3)その世帯において最多収入、最多納税のものであるか。 なお、支給対象児童のいる世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合においては、祖父母は「家計の主宰者」とはならないものであること。	
168	利用者負担の切り替え時期	利用者負担の切り替え時期が毎年9月とされていますが、各市町村の判断によりこれとは異なる時期に切り替える運用は認められますか。	利用者負担額は、施設型給付及び地域型保育給付に係る国と地方の費用負担の精算の基準になるものであることから、全国統一で運用することを想定しています。	

169	私立幼稚園に係る低額の利用者負担設定に関する経過措置	私立幼稚園に係る低い利用者負担額設定に関する経過措置においては、第4・第5階層のみならず、第2・第3階層についても、市町村が定める利用者負担額よりも低額な利用者負担額を設定することは可能ですか。	私立幼稚園に係る低い利用者負担額設定に関する経過措置の適用を受ける園における具体的な利用者負担額については、これまでの保育料等の水準を勘案して各施設が定めることとしており、ご指摘のような設定も可能と考えます。 ただし、私立幼稚園に係る低額の利用者負担設定は、あくまでも経過措置であり、施行後5年で見直しを行うこととしており、施行後5年経過時点で市町村の定める基本負担額に合わせるよう努めることが基本となることに十分留意した運用としていただくことが必要と考えます。	
170	市町村が低い利用者負担額を設定した場合の園収入	市町村が国基準よりも低い利用者負担額を定めた場合、幼稚園は、収入が減少するのでしょうか。なんらかの補てんはあるのでしょうか。	市町村が国基準よりも低い利用者負担額を定めた場合、国基準額と市町村が定めた利用者負担額との差額は市町村が負担することになりますので、幼稚園が市町村から支払われる施設型給付と、幼稚園が保護者から徴収する利用者負担額の総合計額が減少することはありません。	
171	利用者負担額の上限	1号認定の場合でも、特に大規模園など、利用者負担額が公定価格を上回る可能性があると思われます。仮に利用者負担額の上限を給付単価限度にするとした場合、公定価格の中には、3月にしかつかない加算もあり、毎月利用者負担額の上限が変わるといふ運用はできないのではないのでしょうか。	利用者負担の給付単価限度は、一部の加算部分を含めたものとなります。給付単価限度の詳細は、別添資料2「給付単価限度算定項目」をご参照ください。ただし、ご指摘の3月限定の加算については、給付単価限度の算定上、除くこととしています。なお、1号認定子どもの利用者負担の給付単価限度の対象となる月額単価は、地方単独費用部分も含めた、国基準に基づき算定された公定価格全体とすることになります。	別添資料2参照
172	公立施設の広域利用の場合の利用者負担額の定め	公立施設を広域利用する場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額になるとのことですが、公立施設を他市町村の住民に利用させる場合、当該利用に係る利用者負担額は、施設所在の市町村において、議会の議決を経て定める必要はないのでしょうか。	公立施設の広域利用も含め、子ども・子育て支援新制度における利用者負担は保護者の居住地の市町村が定める仕組みであり(子ども・子育て支援法第27条第3項第2号及び第28条第2項)、広域利用する住民に係る利用者負担額を施設所在市町村の条例で定める必要はありません。	自治体向けFAQ【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】No.196再掲
173	消費税の取扱い	子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園における給食代やスクールバス代に係る消費税は非課税になるのでしょうか。	「施設型給付費等の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等」として非課税となります。	
174	領収書の印紙税の取扱い	利用者負担額の支払いを受けた場合、領収書を交付することになっていますが、その際、印紙税は課税されるのでしょうか。	印紙税の取扱いは、従前の保育料等の取扱いと同様、学校法人、社会福祉法人等の公益目的事業を行うことを主たる目的とし、営利を目的としない法人が作成する文書は非課税となります。新制度になることで取扱いが変わるものではありません。	
175	利用者負担の強制徴収	公立保育所の保育料の徴収根拠が条例になることにより、今後は、強制徴収ができなくなるのでしょうか。	保育所(保育所型認定こども園を含む)及び幼保連携型認定こども園の保育料については、一定の要件に該当する場合、児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、公立施設を含め、強制徴収を行うことが可能です。なお、公立幼稚園の保育料については、強制徴収を行うことはできません。	

176	教育標準時間認定の子どもの夏季休業中などにおける利用者負担等の取扱い	<p>以下のような場合に、施設型給付や利用者負担はどのような扱いになりますか。</p> <p>①教育標準時間認定の子どもの夏季休業中 ②病気等で長期にわたって欠席する場合</p>	<p>新制度においては、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設・事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の「利用」につき給付費と利用者負担が発生します。欠席・退園等の形式は各施設・事業所により運用実態が異なるため、継続的役務提供契約としての実質に照らして利用関係の有無を判断することとなります。具体的には、</p> <p>① 公定価格は基本的に年間の必要経費を月額に算定しているものであり、教育標準時間の子どものに係る休業期間中も通常の「利用」に当たり、給付費（給食、通園送迎等の加算項目も含む。）及び利用者負担が生じます。なお、保護者との関係で、8月分の利用者負担を8月に徴収せず、例えば7月や9月にまとめて徴収したり、8月以外の各月に平準化して徴収することは妨げられません。なお、各月に平準化した場合で、年度途中で転居等により転園・退園することとなった場合については、平準化して徴収した（9月以降の転園・退園の場合は未徴収となっている）長期休業期間に係る利用者負担について保護者に対して返還（保護者から未徴収分の徴収）を行うことが必要です。</p> <p>② 短期間の一時的な欠席については、通常は「利用」に当たり、給付費と利用者負担が発生します。他方、長期間にわたる継続的な欠席については「利用」に当たらないため、退所（園）により給付費と利用者負担は発生しないと考えられます。なお、この保育利用者が病気等から復帰した場合、事由により、市町村の判断で、当初利用していた特定教育・保育施設につき優先的に利用調整していただくことも可能です。</p>	
177		<p>幼稚園や保育所に在籍する児童が長期休業中や保護者の里帰り出産時に、里帰り先の保育所や認定こども園に、二重在籍することは可能か。</p>	<p>里帰り出産先等において他の特定教育・保育施設等を「利用」する場合で、当初の特定教育・保育施設等を退所（園）しているのであれば、当該他の特定教育・保育施設等について広域利用（又は転園）として給付費及び利用者負担が発生します。</p> <p>なお、この保育利用者が転園後に帰省先から戻った場合は、市町村の判断で、当初利用していた特定教育・保育施設に優先的に利用調整していただくことも可能です。</p> <p>また、当初の特定教育・保育施設等を何らかの理由で退所（園）していない場合は二重在籍はできませんので、一時預かり事業等での対応となることが想定され、その利用料が別途発生します。</p> <p>なお、通常は私学助成の幼稚園に通っているが、里帰り出産等で当該地の特定教育・保育施設等に通う場合、その施設における施設型給付が支給されることから、当該期間分について私学助成を受けることのないよう、都道府県間で調整をお願いいたします。</p>	

178	休日保育の利用者負担額	休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできますか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。	<p>新制度においては休日保育を給付化することになりますので、休日保育加算の対象となる「原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども」が休日保育を利用する場合、当該休日保育の利用に対し、所得に応じた利用者負担とは別に、利用料を徴収することはできません。</p> <p>なお、保護者のいずれもが急な出張等により保育が必要な状態になるなど、単発で休日保育を利用する場合についても、休日保育加算の対象とすることもできます。この場合は、休日保育加算により費用が賄われることになるため、保護者から利用料を徴収することはできません。</p> <p>また、就労により認定を受けた保護者が、冠婚葬祭など保育認定を受けた事由とは異なる事由により、休日に保育を利用する場合には、一時預かり事業により利用することが考えられます。この場合は、保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになります。</p> <p>なお、休日の職員体制を充実させて休日保育を実施しているなど、公定価格による水準を超えて費用がかかる場合は、保護者の同意や私立保育所の場合は市町村への協議など、必要な手続きを経た上で、特定負担額や実費徴収により、水準を超える費用を徴収することも考えられます。</p>	公定価格 FAQ No.98再掲
179	休日保育の利用者負担額	常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日(例:店の定休日である火曜日が週休日)に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。	保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないこととなりますが、お尋ねのように、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合には、保育の利用を妨げるものではありません。また、その場合、別途の利用料を徴収することはありません。	公定価格 FAQ No.99再掲
180	児童養護施設・里親等の多子軽減	多子軽減については、支給認定子ども等が同一世帯に2人以上おり、かつ、幼稚園等の対象施設に同時に在籍等していることが要件となっていますが、兄弟姉妹が同じ児童養護施設・里親等に2人以上入所・委託され、幼稚園等を利用している場合も、多子軽減の対象となるのでしょうか。	兄弟姉妹が同一の児童養護施設・里親等に入所・委託され、幼稚園等を利用している場合は、同一世帯に居ると同じ扱いとなり、多子軽減の対象となります。兄弟姉妹であっても、別々の児童養護施設・里親等に入所・委託されている場合は、別世帯に居る場合と同様、多子軽減の対象とはなりません。(なお、いずれにせよ、当該児童にかかる利用者負担額は、児童福祉法による児童入所施設措置費で賄われることとなります。)	

181	階層区分	<p>利用者負担の所得階層区分を決定するにあたっては、市町村民税の所得割額を元に行い、その際に子ども・子育て支援法施行規則第20条に規定されている控除があるときは、当該控除金額を加算した額により階層区分の決定を行うこととされています。地方税法の附則第3条の3第5項に基づく税額調整の措置は上記の施行規則の規定に当てはまりませんが、階層区分の決定の際、税額調整はどういった取り扱いとなるのでしょうか。</p>	<p>子ども・子育て支援法施行規則第20条に規定されているもの(※)以外については、通常の税計算の方法により、控除を反映することとなります。地方税法附則第3条の3第5項に基づく税額調整等、上記の規定に該当しないものについては、反映することとなり、税額調整後の金額を元に、利用者負担の所得階層区分を決定することとなります。</p> <p>※控除した金額を加算する(控除を反映させない)のは地方税法の下記8項目</p> <ol style="list-style-type: none"> ①法第314条の7(寄付金税額控除) ②法第314条の8(外国税額控除) ③法第314条の9(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) ④法附則第5条第3項(個人の市町村民税の配当控除) ⑤法附則第5条の4第6項(個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額) ⑥法附則第5条の4の2第6項(個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額) ⑦法附則第5条の5第2項(寄付金税額控除における特例控除額の特例) ⑧法附則第45条(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例) 	
-----	------	---	--	--

182	多子軽減のカウント対象児(政令第14条の2)	平成28年度から、年収約360万円未満相当世帯については多子計算に係る年齢制限が撤廃されたところですが、子ども・子育て支援法施行令第14条における「負担額算定基準子ども」のような、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用の有無についての要件(いわゆる「同時入所要件」)も撤廃されたのでしょうか。	平成28年4月1日に施行された改正後の子ども・子育て支援法施行令第14条の2の規定により、年収約360万円未満相当世帯については、小学校就学前子どもの場合も含め、いわゆる「同時入所要件」が撤廃されています。	
183	強制徴収・代行徴収の根拠について	保育所等の利用者負担額の強制徴収の根拠はどのようになりますか。また、その際、どの市町村が強制徴収・代行徴収を行うのでしょうか。また、延滞金の取扱いはどのようになるのでしょうか。	利用者負担額の強制徴収については、 ・私立保育所は、子ども・子育て支援法附則第6条第7項を根拠として、居住地市町村が強制徴収を行うことができます。 また、利用者負担額の代行による強制徴収については、 ・公立保育所、公立・私立幼保連携型認定こども園は、児童福祉法第56条第7項 ・公立・私立地域型保育事業は、児童福祉法第56条第8項を根拠として、「強制徴収できる」公債権として、居住地市町村が代行による強制徴収を行うことができます。 そのため、広域利用のケースなど、保育所等の利用にあたって複数の自治体に関係している場合には、居住地市町村以外の市町村においても上記取扱いが適切に行われるよう調整してください。 なお、市町村が徴収する場合、地方自治法第231条の3第2項に基づき、延滞金を徴収することは可能ですが、延滞金の強制徴収は行うことができませんので、御留意ください。	
184	私立施設の保育料を代行徴収する場合、時効はどのように考えるべきでしょうか。	私立施設の保育料を代行徴収する場合、時効はどのように考えるべきでしょうか。	債権の時効については、FAQ NO.156のとおり、公立施設及び私立保育所については5年、私立保育所以外の私立施設は2年としています。 代行徴収については、児童福祉法において「地方税の例により滞納処分ができる」と規定していることから、単なる徴収業務を担うのではなく、債権が移譲される性質になるものと考えます。 したがって、代行徴収の対象である認定こども園(幼保連携型及び保育所型)については、引き続き、債権時効年数は2年として市町村は債権回収を行うことができます。	

185	広域利用の場合の利用者負担の児童手当からの特別徴収	住民票があるA市に住む保護者がB市の保育園を利用している場合において、当該保護者が保育料を滞納した場合、B市はA市が当該保護者に対して支給する児童手当から当該保護者の同意なく保育料を徴収することができるのか。	<p>保育料を保護者の同意なく児童手当から徴収（特別徴収）できる自治体は、B市（施設所在地市町村）ではなくA市（児童手当を支給している自治体＝住民票があり居住している市町村）となります。</p> <p>公立保育所については、未納の保育料のうち、児童福祉法第56条第8項の規定に基づいて代行徴収する分について、A市は特別徴収を行うことができます。（B市の保育園の設置者は、A市に対して、代行徴収を行うことを請求できます。）</p> <p>私立保育所については、納期限前の保育料のみが児童手当による特別徴収の対象となっています。未納分の保育料については、子ども・子育て支援法附則第6条第7項により、A市が強制徴収を行うことができます。</p> <p>なお、特別徴収を実施する否かは、児童手当の支給を行う市町村の判断になります。</p>	
-----	---------------------------	--	---	--

186	強制徴収	<p>認定こども園の利用者負担額について、市町村の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要が生じた場合に、市町村が施設に代行して徴収することは可能でしょうか。</p>	<p>認定こども園における利用者負担額の徴収は、施設と支給認定保護者の契約に基づくものであり、市町村に帰責する事由により遡及して徴収する必要性が生じたとしても、市町村が施設を代行して徴収することはできません。</p> <p>一方で、施設の追加徴収事務が円滑に行われるよう、市町村が施設と支給認定保護者の間に立ち、事情を説明するなど、その徴収事務を補助することを妨げるものではありません。市町村におかれては、施設側の徴収事務が円滑に進むよう、積極的な協力をお願いいたします。</p>	
-----	------	---	--	--

【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】

No.	事項	問	答	備考
187	新制度の位置づけ	公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。	市町村は、住民の教育・保育に係る需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確保する責務を有しています。 市町村が自ら設置者となっている公立の幼稚園について、あえてこの制度の対象としないという選択肢を取ることは基本的には想定されず、私立施設を運営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも、基本的には取り得ない選択肢と考えています。 なお、消費税収等による質の向上に伴う所要額の地方財政措置への反映については、公立施設は基本的にすべて新制度に入ることを前提として設定しています。また、こうした考え方は公立保育所についても同様です。	
188	確認	公立施設の場合、確認の申請や法令に定める書類の提出等は必要ですか。手続を省略することはできますか。	公立施設の場合であっても、法令に定める確認の手続きは必要ですが、法令に反しない範囲で、各市町村の判断で手続を簡素化することは可能です。 なお、新制度施行時においては、みなし確認の対象となるため、確認の申請ではなく、一定の書類を施行日まで提出するものとされています。	
189	公立施設の施設型給付の額	公立幼稚園や公立保育所を設置する市町村は、公立幼稚園や公立保育所に係る施設型給付の額を定めることとなりますが、私立幼稚園や私立保育所と同じにしなければならないのでしょうか。	公立幼稚園や公立保育所の施設型給付額については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等第16条のとおり、特例として、最終的には、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村が定めることとなりますが、国の公定価格の基準、各施設での現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割、意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。 また、施設型給付の額を設定した場合、明示する必要があります。 なお、新制度における公立施設の地方財政措置のあり方については、従前の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の向上」に伴う所要額や、財源確保の状況などを踏まえ、設定しています。	修正
190	3年保育	2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要はありますか。	市町村事業計画の策定作成に当たり、見込んだ3歳児の教育・保育のニーズに対し、現存する幼稚園や認定こども園における教育・保育の供給量が不足している場合には、私立幼稚園に対する定員増の要請や公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等(3年保育化)などによる対応を含め、その確保方策を市町村として定めていただく必要があります。	修正
191	就園奨励費の取扱い	公立幼稚園に対する就園奨励費補助金はどうなるのですか。	公立幼稚園については、全て新制度に移行することを想定しており、就園奨励費補助金(国庫補助)の対象外となります。	

192	一時預かり	公立幼稚園の預かり保育は一時預かり(幼稚園型)の対象となりますか。	実施要件を満たすことにより対象となります。なお、他の地域子ども・子育て支援事業と同様、国3分の1、都道府県3分の1の交付金の対象となります。	
193	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額(階層区分)	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額は、どのように設定すれば良いですか。	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額については、従来の徴収額、公立施設の役割、意義、幼保・公私間のバランス、激変緩和の必要性等を考慮の上、最終的には市町村が判断すべきものです。設定に当たり、必ずしも国が定める所得階層区分ごとの区分とする必要はありませんが、国が定める上限は公私共通の基準となるため、それぞれの階層区分ごとに、国の定める基準の範囲内で設定されていることが必要になります。	
194	広域利用に係る条例制定	公立施設を他市町村の住民に利用させようとする場合に、設置条例の改正の必要はありますか。	公立施設の設置条例等において、当該施設の利用対象者を住民に限ることとする規定を定めている場合には、他の市町村の住民の利用を可能とするためには、当該規定の改正が必要です。 なお、このような規定を定めておらず、当該公立施設が、自己の住民に限定せず他の市町村の住民にも利用させることを想定して本来の目的として設置されたものである場合は、個々の利用に当たって、地方自治法第244条の3第2項に基づく市区町村間の協議は必要ないと考えられます。	
195	公立施設の広域利用	これまでは、私立保育所のみならず、他市町村の公立保育所であっても、当市と当該公立保育所の設置市町村との間で委託契約を締結するとともに、利用者負担額は当市において徴収していました。 新制度では、他市町村の公立保育所であっても直接契約とするよう変更されており、したがって、当市の設定する利用者負担額を、当該公立保育所の設置市町村が徴収することになるとの理解で間違いありませんでしょうか。	お見込みの通りです。	
196	公立施設の広域利用の場合の利用者負担額の定め	公立施設を広域利用する場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額になるとのことですが、公立施設を他市町村の住民に利用させる場合、当該利用に係る利用者負担額は、施設所在の市町村において、議会の議決を経て定める必要はないのでしょうか。	公立施設の広域利用も含め、子ども・子育て支援新制度における利用者負担は保護者の居住地の市町村が定める仕組みであり(子ども・子育て支援法第27条第3項第2号及び第28条第2項)、広域利用する住民に係る利用者負担額を施設所在市町村の条例で定める必要はありません。	自治体向けFAQ【利用者負担額】No.172再掲
197	広域利用の利用者負担額	公立施設の広域利用の場合、他の市町村に居住する者の利用者負担額について、条例でどのように規定すればよいのでしょうか。	自治体向けFAQ【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】No.196のとおり、他の市町村に居住する者の利用者負担の額そのものを、施設所在市町村が条例で定める必要はありません。 また、条例の具体的な内容については、各市町村のご判断で決めていただくことですが、広域利用時の徴収根拠として条例に規定する場合、例えば、広域利用の場合は居住地の市町村の定める利用者負担額とする旨を規定することなどが考えられます。	

198	広域利用の給付費に係る財政措置	公立保育所がないA市の子どもa子がB市の公立保育所b園を利用する場合の、a子の保護者に対する、A市からの給付費の支払いについてはA市に交付税措置されていないことから、当該給付費に対しては国からの財政措置がなされるのでしょうか。	従来より、左記の広域利用の場合は、A市に交付税措置を行っているところであり、新制度においてもA市に交付税措置がされるよう調整しています。
199	延長保育の保育料	公立保育所で延長保育事業を実施する場合についても条例で利用者負担の徴収根拠を定める必要がありますか。	公の施設の使用料徴収について、条例の根拠が必要とする地方自治法の解釈の問題となります。公立保育所と異なり、延長保育事業については、今回の制度改正で法的位置付けは変わっていないので、既に各自治体において整理済みの問題と考えます。
200	公立幼保連携型認定こども園に係る事務への教育委員会の関与	都道府県の教育委員会は、これまで公立幼稚園の設置廃止等の届出に係る事務を所管していましたが、公立幼保連携型認定こども園に係る事務には、何らの関与もしてよいのでしょうか。	市町村立幼保連携型認定こども園の設置・廃止等は、都道府県教育委員会ではなく、都道府県知事に届け出ることとなっています。なお、各都道府県の判断により、地方自治法の規定に基づき、首長部局の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任又は補助執行させることも可能です。 また、整備法により改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、公立の幼保連携型認定こども園に関する事務は、教育委員会ではなく、首長部局の所管とされています。 ただし、幼保連携型認定こども園を設置する市町村においては、教育課程に関する基本的事項の策定や職員の人事など、教育委員会の事務と密接な関連を有するものとして市町村の規則で定める事務を実施するに当たっては、教育委員会の意見を聴かなければならないなど、一定の関与が義務付けられています。 また、首長部局からも、公立・私立問わず、幼保連携型認定こども園に関する事務について、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について、助言・援助を求めることが出来ることとされています。
201	公立幼保連携型認定こども園における保育教諭	改正認定こども園法第14条においては、「幼保連携型認定こども園には…保育教諭を置かなければならない」と規定されていますが、この規定を踏まえ、幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体においては、どのような対応が必要となりますか。	改正認定こども園法第14条の規定の趣旨は、公立の幼保連携型認定こども園には、保育教諭という職を配置しなければならないとするものであり、保育教諭としての任命を受けずに、事実上、保育教諭が行うべき業務を行う者を配置したことをもって、この規定の趣旨を満たすことにはなりません。 このため、幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体においては、保育教諭を任命するために必要と判断される措置(例:当該地方公共団体における職員の職務又は処遇等について定める条例又は規則等において、保育教諭に関する規定を整備すること等)を行った上で、保育教諭となるための要件を満たす者を保育教諭に任命することが必要です。

202	公立幼保連携型認定こども園の保育教諭の研修計画	保育教諭に対する教育公務員特例法に基づく新規採用者研修及び10年経験者研修については誰が実施主体になるのですか。また、今まで保育士として勤務していた職員が新たに保育教諭となった場合、新規採用者研修を受ける必要はあるのですか。	<p>公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対しては、都道府県知事又は政令指定都市の長が、新規採用教員研修及び10年経験者研修を実施することとされています。しかしながら、従来、公立幼稚園の教諭に対する研修は教育委員会が実施しており、教育委員会は、教諭に対する研修の実施に当たっての専門的知見を有していると考えられることから、都道府県知事又は政令指定都市の長が保育教諭に対する研修を実施するに当たっては、教育委員会との連携・協力を十分に図ることが望ましいと考えます。なお、各都道府県の判断により、首長部局の事務の全部又は一部を、教育委員会に委任・補助執行することも可能です。</p> <p>新規採用者研修は、教育公務員特例法において、採用した日から起算して1年に満たない者に対して行うこととされていますが、ここでいう採用とは、教員でない者が教員となることを指すものであることから、保育所などの児童福祉施設における保育士としての勤務経験があっても、新たに保育教諭となった場合には、「採用」に当たることとなり、研修の対象となります。また、5年間の経過措置として保育士の資格のみ有する保育教諭についても対象となります。さらに、保育教諭としての担当が3歳未満児であっても、該当者は研修の対象となります。ただし、研修の実施者において、保育士としての勤務経験を有する者については、その点を考慮した研修の内容・方法とすることが望ましいと考えます。また、当該研修により、園の運営や子どもの教育・保育に支障が出ることをないよう配慮すべきと考えます。</p>	
203	公立幼保連携型認定こども園の保育教諭の研修カリキュラム	公立幼保連携型認定こども園の保育教諭向けの研修のカリキュラムの在り方についてはいつごろ示されるのでしょうか。	<p>文部科学省において、委託事業を通して、『幼稚園教諭・保育教諭のための研修ガイド-質の高い教育・保育の実現のために-』を作成し、幼稚園担当指導主事・担当者会議等で都道府県等に配布したところです。また委託先の団体HPにも掲載しております(http://youseikatei.com/)。本ガイドを活用いただき、研修が充実されることが望まれます。</p>	

204	<p>公立施設の公定価格の定め方</p>	<p>私立の幼稚園・保育所・認定こども園の施設型給付については、国が示す公定価格に基づくこととなっていますが、公立施設の施設型給付は何を基準として定めればよいのでしょうか。</p>	<p>内閣総理大臣が定める基準としての公立施設に係る公定価格については、平成27年2月5日の子ども・子育て会議において、「施設の設置主体である市町村が、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて定める額」とされたところです。</p> <p>この設定に当たっては、最終的には、各市町村が、公立施設の実態や取組の状況に応じ、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、市町村ごとに決めていただくこととなります。具体的な金額の検討に当たっては、当該施設に係る予算額・決算額等を利用者数で除して定めることのほか、国の公定価格の単価表（一般的な水準額は、別添資料3「子ども・子育て支援新制度における公立施設の予算等の取扱いについて」P5参照）や市町村管内における私立施設の公定価格を参考に検討すること等が考えられます。</p> <p>その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算においては、公立施設の地方財政措置においても、消費税引き上げによる増収分を活用して、3歳児の配置改善等の質の向上が図られていること ・公立施設の運営の実態を踏まえて、どのような経費を対象とし、どの程度の給付水準とするかを判断する上で、国の公定価格の単価表や所在する地域の私立施設の給付水準を参考とすることが考えられること ・他市町村の住民による広域利用が行われる場合にも、施設所在市町村の公定価格を用いて給付が行われること（給付は居住地市町村から行われる） ・利用者負担額は私立施設に適用される国基準の公定価格ではなく、各市町村が定めることとなる公立施設の公定価格の単価が限度となること ・仮に公立施設の運営等に要する経費の歳出の決算額が、特定財源である使用料（施設型給付の代理受領分＋保護者負担）の額を上回った場合、どのような財源を充てるかの検討が必要になること <p>等に留意が必要です。</p> <p>なお、市町村が実施する地域型保育事業に係る公定価格については内閣総理大臣が定める公定価格によることになるため、市町村が定める必要はありません。</p>	
-----	----------------------	--	---	--

205	公立施設の予算計上	公立施設の予算について、法律上、個人給付及び法定代理受領であることを踏まえて、どのような予算計上の方法をとれば良いでしょうか。	<p>新制度における公立施設に係る市町村の予算の計上に当たっては、従来と同様、①公立施設の職員の人件費・管理費・事業費を歳出予算に計上することに加えて、②個人に対する給付費を歳出予算に計上することが法体系上は整合的です。</p> <p>その場合、各々に対応する歳入(財源)は、</p> <p>①については、全体を使用料(調定＝債権化が必要)として計上するものの、個人給付相当額は法定代理受領として収入し、利用者負担相当額は国で定める額を限度として市町村が定める額を保護者から納付を受けることとなります。</p> <p>②については、地方財政措置の水準として制度的に保障する額の一般財源を充当することとなります。</p> <p>上記のとおり、市町村の予算には、給付費に係る歳入・歳出予算と、実際の公立施設の職員の人件費等を賄うための歳入・歳出予算が計上されることとなりますが、これらは目的が異なるものであり、予算の二重計上には当たりません。</p> <p>※介護保険制度や障害者福祉サービス等における使用料条例の状況を見ると、実際の利用者負担額を使用料として定めている例もあるので、最終的には、市町村の考え方により、利用者負担額のみを使用料とすることも可能です(下記資料P7参照)。その場合の給付費の予算等の取扱いについては、従来と同様、歳入予算に税・交付税及び保育料を計上し、歳出予算に公立施設の職員の人件費等を計上する方法とすることが考えられます。ただし、その場合であっても、個人給付額を把握し、法定代理受領分として各保護者に通知することは必要です。 (「子ども・子育て支援新制度における公立施設の予算等の取扱いについて」資料P2をご参照ください。)</p>	
206	公立施設の公定価格の定め方	公立施設の公定価格については、「市町村が定める」とされたところですが、公立施設の公定価格は条例で定めることが必要でしょうか。	公立施設の利用者負担額は、地方自治法の「使用料」にあたるため、条例で徴収根拠を定めることが必要ですが、公定価格については、必ずしも条例で規定する必要はありません。	

【認定こども園】

No.	事項	問	答	備考
207	保育教諭	幼保連携型認定こども園においては、3歳未満の子どもの保育を担当する職員も保育教諭でなければならないのでしょうか。	3歳未満の子どもの保育を担当する者も保育教諭となります。したがって、原則として、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両者が必要となります。	
208	保育教諭 (幼稚園教諭の免許更新)	幼稚園教諭の免許更新の手続きを行っていない幼稚園教諭の取扱いはどうなりますか。新制度移行に伴う経過措置は講じられますか。	旧免許状(平成21年3月31日までに授与された免許状)を所持している者で、保育士の登録をしている者は、更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を超過し、さらにその後更新講習修了確認を受けていない者についても、認定こども園法の施行の日から5年間(経過措置期間)については、保育教諭となることができます。ただし、その場合には、経過措置期間が終了するまでの間に、更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。(認定こども園法附則第5条第3項) なお、幼稚園教諭免許状を保有している保育士で、児童福祉法第39条1項に規定する保育所等に勤務する者は免許状更新講習を受講することができます。(免許状更新講習規則第9条第2項第2号)	事業者向けFAQ【認定こども園に関すること】Q15再掲
209	幼保連携型認定こども園の園長資格	幼稚園教諭免許の二種免許状のみ所有している者は、幼保連携型認定こども園の園長にはなれないのでしょうか。	単に幼稚園教諭の二種免許状を有しているだけでなく、例えば、幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者や、幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し、園長となるための識見を身につけた者など、幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、認定こども園法施行規則第12条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると設置者が認めた者については、園長となることが可能です。	

210	幼保連携型認定こども園の施設長に係る経過措置の適用範囲	幼保連携型認定こども園の施設長に係る経過措置の対象となる者(元の幼稚園の園長又は保育所の所長)を法人内で人事異動させた場合でも、施設長2人分の経過措置の対象になるのでしょうか。	<p>本経過措置は、5年を限度にいずれかの施設長が退職等した場合には、退職等した時点までをその適用期間としています。したがって、原則的には、元の幼稚園の園長及び保育所の所長のいずれもが新幼保連携型認定こども園の施設長及び施設長に準じる職務に従事していることがその適用の要件となりますが、雇用を維持する必要性に鑑みて本経過措置が設けられた趣旨を踏まえ、旧施設の施設長のいずれかを法人内で別の施設等に人事異動させた場合であっても、①当該経過措置対象の幼保連携型認定こども園において、施設長又は施設長に準じる職務の後任者が置かれていること②当該異動した施設長が異動先の施設において施設長又はそれに準じる職務に従事している場合には、経過措置の対象として認められます。</p> <p>ただし、当該異動した施設長の異動先での職務が、例えば、法人顧問など、施設運営に対して間接的な関わりにとどまるなど、施設長又はそれに準じる職務に相当するとは認められない場合には、当該幼保連携型認定こども園に後任者が配置されたとしても、経過措置の対象としては認められません。</p> <p>また、異動の対象となった旧施設の施設長が、異動後に退職等した場合には、新幼保連携型認定こども園に2人の施設長等が置かれる場合であっても、その時点で経過措置は終了することになります。</p>	
211	幼保連携型認定こども園の施設長に係る経過措置の適用範囲	旧幼保連携型認定こども園が新幼保連携型認定こども園に移行するに当たり、経過措置として、公定価格上施設長2人分の人件費を措置することとされましたが、いったん認定を返上した園については、この経過措置は適用されないのでしょうか。	<p>本経過措置は、旧幼保連携型認定こども園で2人の施設長がいた園が、新制度施行時点において新幼保連携型認定こども園へ移行しても同じ体制で円滑に移行できるよう設けられたものであり、ご指摘のような場合については、この経過措置は適用されません。</p>	

212	子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業の関係	認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますが、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。	<p>認定こども園に実施が義務付けられている子育て支援事業（認定こども園法第2条第12項）と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）とは、定義の一部が類似しているものの、相互に独立した事業です。</p> <p>子育て支援事業は、地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、子どもの養育に関する問題について相談に応じて必要な情報の提供、助言等の援助を行う事業のほか、地域の家庭において保護者からの相談に応じる事業や、家庭における保育が一時的に困難となった地域の子どもについて認定こども園又はその居宅において保護を行う事業等を含んでおり、認定こども園は、いずれかの事業を実施することが義務付けられています。</p> <p>他方、地域子育て支援拠点事業は、地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行う事業であって、市町村又はその委託等を受けた者が行うものであり、「週3日以上・1日5時間以上の開所」「専任職員2名以上配置」などの事業要件を満たすことが必要です。</p> <p>これらの要件を満たせば、認定こども園にも、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することができます。現に、平成25年度には、拠点事業のうち140か所は、認定こども園を実施場所としています。（平成26年6月末時点の集計状況）</p> <p>地域子育て支援拠点事業は、新制度施行時点で約6,000か所ですが、消費税財源を投入し、将来的には中学校区に1か所（全国で10,000か所）を目標として、整備を進めることとしています。</p> <p>市町村におかれては、地域子育て支援拠点事業を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行するに当たり、地域における子育て支援を推進する観点から、同事業の委託を継続していただくようお願いいたします。</p>	
213	幼保連携型認定こども園になる際の分園の取扱い	遠隔地に分園を持っている法人が幼保連携認定こども園になる際の分園の取り扱いはどうなりますか。	保育所における分園の設置認可にあたっては、本園・分園それぞれで基準を満たすことを基本としつつ、嘱託医や調理員に係る特例を設けています。	
214	認定こども園が新制度に移行しない場合の財政支援	各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成（一般補助）や保育所運営費は受けられますか。	いずれの類型の認定こども園についても、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、国としては、私学助成（一般補助）や保育所運営費を継続しません。なお、詳しくは【財政支援・私学助成・就園奨励費】No.352、353をご参照ください。	自治体向けFAQ【財政支援・私学助成・就園奨励費】No.361再掲
215	幼保連携型認定こども園の土曜日開園義務	幼保連携型認定こども園になった場合、原則として11時間開園、土曜日開園することが必要とのことですが、保護者が就労しておらず、かつ、保育利用希望がない又は希望時間が限定されている土曜日について、閉園又は開園時間の短縮をすることは認められるでしょうか。また、保護者の理解を得るために、重要事項説明書やホームページ等にその旨を明記しても良いでしょうか。	土曜日11時間開園することが基本ですが、園の都合ではなく、地域の実情に応じ、保護者の希望を確認した上で、土曜日について閉園又は開園時間の短縮をすることは差し支えないものと考えます。また、園の判断により、重要事項説明書やホームページ等に明記することも可能と考えます。ただし、土曜日であっても、11時間開所のニーズが存在する場合には、適切に保育を実施できる体制を整えておくことが前提です。	

216	評議員会の設置	認定子ども園のみを設置する社会福祉法人については、評議員会を設置する必要はありますか。	社会福祉法人制度改革について、社会保障審議会において、平成27年2月12日に報告書が取りまとめられ、評議員会については、全ての社会福祉法人において議決機関として設置することとされています。このため、新たな社会福祉法人制度の施行後は、評議員会を設置していただくこととなりますが、それまでの間は、従来の保育所と同様に、評議員会を設置しない取扱いも可能です。
217	3号定員を設定しない認定子ども園における食事の提供	認定子ども園で3号定員を設定せず、満3歳に達した1号子ども・2号子どもを年度途中で随時受け入れる場合、外部搬入により食事を提供し独立の調理室を設けないことは可能ですか。	3号定員を設定せず、1号・2号定員のみを設定する場合、施設の判断により、満3歳に達した子どもを年度途中に入園させることが可能であり、満3歳以上の2号子どもの食事を外部搬入による場合には、必要な調理設備を有すれば調理室は不要です。 なお、3号定員を設定して年度当初から2歳児を受け入れる認定子ども園は、調理室での自園調理が必要となります。この場合でも、幼保連携認定子ども園又は幼稚園型認定子ども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合は、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)です。
218	調理設備	幼保連携型認定子ども園の設備基準第7条第4項には、調理室を備えないことができる場合において、必要とされる「調理設備」とは具体的には何ですか。	当該施設において食事を適切に提供するための、加熱、保存等が可能な設備であり、具体的には電子レンジ・冷蔵庫などの設備等が考えられます。
219	園児要録の作成	幼保連携型認定子ども園については、園児の園児要録の作成・保存が義務付けられていますが、0～2歳児についても園児要録への記載が必要となるのでしょうか。従来と同様に児童票を作成することになるのでしょうか。	幼保連携型認定子ども園園児指導要録は、幼保連携型認定子ども園に在籍する全ての園児について作成することが必要です。 児童票については、上記要録の様式を参考に、これまでの児童票の取扱いも踏まえながら、自治体ごとに適宜御判断いただくようお願いいたします。 詳しくは、平成27年1月27日付「幼保連携型認定子ども園園児指導要録について(通知)」をご参照ください。
220	保育認定の対象とならない3歳未満児の受け入れ	これまで保育を必要としない3歳未満児について認可外部分で受け入れを行っていた認定子ども園が、新制度移行後も認可外保育施設の最低基準の範囲内で施設型給付とは会計を切り分けることで、引き続き受け入れることは差し支えないでしょうか。	幼稚園型認定子ども園を構成する保育機能施設及び地方裁量型認定子ども園において、満3歳未満の保育が必要な子ども以外の満3歳未満の子どもについて、日極め、特定の曜日等に受け入れることについては、新制度の施行後においても可能です。 また、認定子ども園とは別に認可外保育施設を併設することは可能ですが、保育室や教室の併用や職員の併任は認められず、それぞれの基準を満たすことが必要となります。 いずれの場合も、認定対象外の子どもの受け入れですので、施設型給付の対象にはなりません。実施状況に応じて一時預かり事業等の支援を受けることが可能です。

221	<p>処遇改善等加算の対象となる職員</p>	<p>処遇改善等加算Ⅰについて、法人の役員等を兼務している職員の取扱いはどうなりますか。</p>	<p>処遇改善等加算Ⅰにおいては、施設・事業所に勤務する全ての常勤職員の平均経験年数等を基に算定することになっていますが、この平均経験年数の算定にあたっては、法人の役員等を兼務している職員の経験年数も含まれます。</p> <p>また、賃金改善の対象となる職員については、平成29年度より、法人の役員等を兼務している職員も含むこととしています。処遇改善等加算Ⅰを、施設の職員としての賃金ではない役員報酬に充てることはできません。</p>	修正
222	<p>認定返上</p>	<p>安心子ども基金による認定子ども園整備事業等の国庫補助を受けて整備した認定子ども園について、認定子ども園としての認定を返上し、幼稚園と保育所に分けて運営することとした場合、補助金の返還を求められることとなりますか。</p>	<p>認定子ども園として運営しない場合は、原則として、補助額の返還を命ずることとされています。</p> <p>しかしながら、認定子ども園整備事業等の国庫補助を受けて設置した施設について、後発的事情により幼稚園や保育所に転用して使用継続する場合には、所管省庁に個別にご協議いただいた上で、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能と考えています。</p>	
223	<p>認定返上の場合の財産処分の取扱い ①</p>	<p>認定子ども園法の一部を改正する法律附則第3条による「みなし認可」を受けず、平成27年度から認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心子ども基金(保育所緊急整備事業)により整備した幼保連携型認定子ども園の保育所部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。</p> <p>同様に、安心子ども基金(認定子ども園整備事業)により整備した幼稚園型認定子ども園の保育所機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。</p>	<p>認定子ども園として運営していた学校法人が、今後、認定子ども園の認定を受けずに認可幼稚園と認可保育所等でそれぞれ運営することとした場合には、原則として、国庫納付に関する条件を付して財産処分手続き(転用)を行うこととなります。</p> <p>ただし、認可保育所等に転用して使用継続する場合であって、認定子ども園の認定を行った都道府県等と協議した結果、次に掲げる内容を遵守するものと判断される場合には、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能とします。</p> <p>①認定子ども園を構成する保育所部分又は保育所機能部分については、認可保育所等に転用し、使用継続することが確実に見込まれること。なお、認可保育所等への転用手続を行った場合でも、当初の補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行うことはできないこと。</p> <p>②転用後の認可保育所等の運営に当たっては、従前認定子ども園を構成していた幼稚園と緊密な連携協力関係を構築し、3歳以上の入所児童に対して学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育の実施に努めること。</p> <p>③認定子ども園としての認定を辞退し、認可幼稚園及び認可保育所等として運営するに当たっては、当該趣旨を利用者・地域住民に対して周知し、理解を求めるよう努めるなど円滑な移行に向けた措置を講じること。</p>	

224	認定返上の場合の財産処分の取扱い ②	認定こども園法の一部を改正する法律附則第3条による「みなし認可」を受けず、平成27年度から認定こども園が認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心こども基金（認定こども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業）により整備した幼保連携型認定こども園の幼稚園部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。同様に、安心こども基金（認定こども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業）により整備した保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。	認定こども園として運営していた社会福祉法人（幼稚園耐震化促進事業については学校法人も含む）が、今後、認定こども園の認定を受けずに認可幼稚園と認可保育所等でそれぞれ運営することとした場合には、原則として、国庫納付に関する条件を付して財産処分手続き（転用）を行うこととなります。ただし、認可幼稚園に転用して使用継続する場合であって、認定こども園の認定を行った都道府県等と協議した結果、次に掲げる内容を遵守するものと判断される場合については、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能とします。 ①認定こども園を構成する幼稚園部分又は幼稚園機能部分については、認可幼稚園に転用し、使用継続することが確実に見込まれること。なお、認可幼稚園への転用手続を行った場合でも、当初の補助事業完了時から起算して文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行うことはできないこと。 ②転用後の認可幼稚園の運営に当たっては、従前認定こども園を構成していた保育所と緊密な連携協力関係を構築すること。また、3歳以上の児童を受け入れる認可保育所の運営に当たっては、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育の実施に努めること。 ③認定こども園としての認定を辞退し、認可幼稚園及び認可保育所として運営するに当たっては、当該趣旨を利用者・地域住民に対して周知し、理解を求めるよう努めるなど円滑な移行に向けた措置を講じること。	
225	分園がある保育所の認定こども園への移行	分園がある保育所が幼保連携型認定こども園への移行を考えていますが、幼保連携型認定こども園の園庭は「同一敷地内又は隣接地に必置」とされており、基本的に分園の存在は想定されていないように見受けられます。分園がある保育所が認定こども園に移行する場合は、基本的に保育所型ということになるのでしょうか。	分園がある保育所が幼保連携型認定こども園になることも可能です。ただし、分園については本園との一体的な運営が必要であることから、認可権者において、以下の要件を全て満たすことについての判断が必要です。 ①教育・保育の適切な提供が可能であること ②子どもの移動時の安全が確保されていること ③それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備（※）を有していること。 （なお、既存の施設が所在する敷地部分については、移行特例の活用が可能です。） ※調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めません。	

226	財政支援	改正認定子ども園法が平成27年度から施行されることを前提として、平成27年度からの開園に向けて、同法第13条第2項に掲げる主務省令で定める設備・運営基準を満たす幼保連携型認定子ども園を26年度中に創設する場合に補助対象となるのですか。	改正認定子ども園法に掲げる設備運営基準を満たした幼保連携型認定子ども園を創設する場合、平成26年度における安心子ども基金管理運営要領においては、保育所緊急整備事業(幼保連携型認定子ども園を構成する認可保育所の整備費)及び認定子ども園整備事業(幼保連携型認定子ども園を構成する認可幼稚園の整備費)から各々補助するものとして差し支えありません。(各事業の補助基準額は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童に係る定員に係る単価と同法同項第2号、第3号の認定を受けた児童に係る定員に基づく単価を適用) この場合、各補助事業の対象経費の算出に当たっては、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童に係る定員と同法同項第2号、第3号の認定を受けた児童に係る定員により算出するなど合理的な算出方法によりお取り扱いください。 (ただし、保育所緊急整備事業(幼保連携型認定子ども園を構成する認可保育所の整備費)のみ補助基準額上に適用のある開設準備費用、土地借料、地域の余裕スペースの活用促進に要する費用については、保育所緊急整備事業における対象経費として差し支えありません。※その他の加算の取扱いについてはQ232を参照。) また、本件整備に関しては、保育緊急整備事業における整備対象施設中、「児童福祉法に規定する保育所」とあるのは、「児童福祉法に規定する保育所及び改正後認定子ども園法に規定する幼保連携型認定子ども園」と読み替えるとともに、認定子ども園整備事業における留意事項中、「交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園、保育所型認定子ども園、地方裁量型認定子ども園のいずれかであること。」の規定については適用しないこととなっています。
227	認定子ども園の施設整備費補助	来年度以降に認定子ども園になった後、安心子ども基金にあるような施設整備のメニューを活用することはできるのですか。	平成27年度においては、安心子ども基金への積み増しは行いませんが、認定子ども園等の施設整備については、新たな交付金(厚生労働省「保育所等整備交付金」、文部科学省「認定子ども園施設整備交付金」)を創設し、引き続き、財政支援を行うこととしています。 また、安心子ども基金に残高が生じた場合には、認定子ども園等の施設整備事業に限って、基金残高を活用出来ることとしています。
228	幼保連携型認定子ども園認可後の改修に対する補助	幼稚園から幼保連携型認定子ども園に移行した場合、建築基準法により排煙設備の設置等が求められますが、認可後でも、必要となる改修に補助は出ますか。また、減価償却費加算を受けることはできますか。	幼保連携型認定子ども園の認可を受けた後であっても、建築基準法に適合するための整備については、保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金による整備(大規模修繕)として補助を受けることが可能です。 減価償却費加算については、建物の整備にあたって施設整備費または改修費等の国庫補助金の交付を受けていないことが要件となっていることから、これらの補助を受けている場合には、加算を受けることはできません。
229	保育所等整備交付金	保育所等整備交付金について、27年度の施設整備は、28年度の繰り越し事業にできますか。	可能です。
230	施設整備費補助	認定子ども園を新規に整備する場合、文部科学省の認定子ども園施設整備交付金と厚生労働省の保育所等整備交付金の両方から補助を受けられるのでしょうか。	認定子ども園における施設整備費については、教育部分又は教育機能部分は文部科学省の認定子ども園施設整備交付金から、保育部分又は保育所機能部分は厚生労働省の保育所等整備交付金からそれぞれ補助を受けることが可能です。

231	法人一本化のための事業譲渡の際の退職金の取扱い	学校法人及び社会福祉法人により従来の幼保連携型認定こども園を設置している場合、新制度の施行までに法人を一本化する必要があるため、どちらかの法人に幼稚園又は保育所を事業譲渡する必要がありますが、その際の転籍職員の退職金の取扱いはどうなるのでしょうか。	今般、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年政令第404号)」が平成26年12月19日に公布・施行され、幼保連携型認定こども園の設置を目的(みなし認可を受けようとする場合を含む)として、独立行政法人福祉医療機構の運営する社会福祉施設職員等退職手当共済が適用されている社会福祉法人立保育所(又は幼稚園)を学校法人に事業譲渡する場合、引き続き、同共済契約を締結することが可能となります。(被共済職員期間を通算することが可能となります)。またあわせて、各都道府県に存在する私学退職金団体の運営する退職金共済が適用されている学校法人立幼稚園(又は保育所)を社会福祉法人に事業譲渡する場合についても同様に、引き続き、同共済契約が締結できるよう、都道府県を通じ、各団体に対して業務規程等の改正を要請しております。 なお、医療保険(短期給付)や年金保険(長期給付)については、学校法人は私学共済、社会福祉法人は健康保険と厚生年金に加入することとなり、年金保険の被保険者期間は通算されることとなります。	事業者向けFAQ【認定こども園に関すること】Q13再掲
232	保健師又は看護師の取扱い	従来は、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師又は看護師を、保育士とみなすことができるとされていますが、幼保連携型認定こども園における取扱いはどうなりますか。	従来の取扱いを踏まえ、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園においては、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができるものとし、当該者は、施行日から起算して5年間に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することが可能です。(平成26年11月28日付「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)」をご参照ください。)	
233	市街化調整区域における認定こども園の保育機能施設の開発許可	市街化調整区域において、認定こども園に移行するために保育機能施設を建築する場合、開発許可は認められますか。	都市計画法第33条に規定する技術基準に適合し、かつ、同法34条各号に規定する立地基準のいずれかに該当すると開発許可権者(都道府県知事・指定都市の長・中核市の長・特例市の長)において判断されれば、許可されます。 認定こども園担当部局におかれては、設置者が、認定こども園に移行するために必要な開発行為であることを開発許可担当部局に対して十分に説明するよう促すとともに、設置者からの相談に応じ、開発許可担当部局に対し、認定こども園に移行するために必要な開発行為であることを説明すること等、調整をお願いします。	

234	指導監督の取扱い	これまで、幼稚園・保育所ともに、認可権者が自治事務として指導監督を行っていたところですが、幼保連携型認定こども園に対する指導監督はどのように行えば良いのでしょうか。	これまで、幼稚園は認可権者である都道府県の私学担当部局において、保育所は認可権者である都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局において、自治事務としてそれぞれの自治体の考え方にに基づき、その内容や頻度、手法等も含め、適宜適切に指導監督が実施されていたと承知しています。 幼保連携型認定こども園についても同様に、学校としての性質に関する事項については、各都道府県の私学担当部局が必要に応じて教育委員会と連携しながらこれまで実施してきた幼稚園に対する指導監督の在り方を、児童福祉施設としての性質に関する事項については、各都道府県・指定都市・中核市がこれまで実施してきた保育所に対する指導監督の在り方を踏まえつつ、指導監督権限が一本化されることに伴い、指導監督の実施体制についても、私学担当部局や福祉担当部局、教育委員会等の関係部局が連携の上、一体的に実施していただくことが望ましいと考えます。	
235	公私連携幼保連携型認定こども園への経過措置	公私連携幼保連携型認定こども園に移行を予定している公立幼稚園・保育所については、既存園から移行する場合に認められている経過措置の対象となりますか。	公立幼稚園・保育所から公私連携幼保連携型認定こども園に移行する場合において、設置者は私立になりますが、市町村との協定により市町村の強い関与を維持しており、かつ実態として現に存する園からの移行形態であることには違いはないことから、既存園からの円滑な移行を促すための経過措置の趣旨を踏まえ、経過措置の対象として差し支えありません。	事業者向けFAQ【認定こども園に関すること】Q42再掲
236	建築基準法上の取扱い	幼稚園、保育所等から幼保連携型認定こども園に移行する場合における、建築基準法上の用途変更の手続きや、排煙設備及び非常照明の設置に係る取扱いはどうなりますか。	新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱いについては、「学校」及び「児童福祉施設」に係る基準の両方を適用するという原則のほか、基準の適用や建築基準法上の手続（確認申請等の手続）についての柔軟な運用が整理されており、平成27年2月13日付国土交通省事務連絡「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について」をご参照ください。 また、認定こども園法上、幼保連携型認定こども園の認可等に当たっては、必要な改修工事を完了していない場合であっても、建築行政担当部局と連携しつつ、必要な対応が適切に行われる見込みがあることなどが認められる場合については、認可等について柔軟な取扱いをしていただくことが可能です。このような認可等の際の留意点等については、平成27年2月13日付内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について（周知）」をご参照ください。	
237	感染症等の発生した場合の対応	幼保連携型認定こども園において感染症等が集団発生した場合、いわゆる臨時に学級閉鎖や休業しなければならないのでしょうか。	幼保連携型認定こども園については、認定こども園法第27条により学校保健安全法第20条が準用されていますので、感染症の予防上必要がある時は、臨時に学級閉鎖や休業を行うことができるとされています。その際、保育の必要性のある子どもを受け入れている児童福祉施設であることを踏まえて対応することが望まれます。 これらの措置を行うべきか否かについて、またこれらの措置を行うとした場合の期間等の決定や衛生管理、職員及び休園している園児や登園している園児に対する指導等を含む感染症予防に必要な措置については、自治体関係部署、学校医及び学校薬剤師等と十分相談してください。	

238	避難訓練の実施回数	<p>幼保連携型認定こども園に関する避難訓練の実施回数等については、児童福祉施設として毎月1回、学校施設として消防法の適用により年2回の避難訓練のうち、どちらが適用されるのでしょうか。</p> <p>また、幼稚園型認定こども園について、3歳児未満児を利用定員として設定する場合は、児童福祉施設の避難訓練の回数(毎月1回)を適用させるのでしょうか。</p>	<p>幼保連携型認定こども園については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条は準用されておられません。</p> <p>また、幼稚園型認定こども園についても、消防法においては幼稚園として扱われます。したがって、どちらの類型の認定こども園についても、消防法に従って年2回以上の実施をしていただくこととなります。なお、設置者の判断で保育所と同様に、毎月1回の実施を行っていただくことは妨げません。</p> <p>また、運営規程において施設ごとの非常災害対策を定めていただく必要があります。</p>	
239	幼保連携型認定こども園の移行特例	<p>改正認定こども園法の施行日の前日以前より運営されていた幼稚園や保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した後に園舎の増改築等を行う場合、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第四条の移行特例は適用されるのでしょうか。</p>	<p>当該幼稚園・保育所の既存設備を用いている範囲については、引き続き基準附則第4条の移行特例は適用されます。</p> <p>ただし、移行特例が適用されている施設にあっても、幼保連携認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準に適合されるよう努めることが求められているとともに、国においても施行10年経過後を目処に特例の運用状況等を勘案し、移行特例の内容等を検討することとしていることを踏まえ、認可権者と協議し適切な施設整備を行ってください。(参考:幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(平成26年11月28日付通知))</p>	

【地域型保育事業】

No.	事項	問	答	備考
240	小規模保育 (特例給付)	小規模保育事業を利用する子どもが3歳になったが、卒園後の受け皿が見つからない場合、引き続き、特例給付を受けて小規模保育事業を利用することは可能ですか。	小規模保育事業を利用する子どもについては連携施設を設定して、卒園後の受け皿を確保することが求められますが、連携施設の設定については、5年間の経過措置が設けられているところです。 経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で、特例給付を受けて、引き続き、小規模保育事業を利用することは可能です。	
241	事業所内保育 (特例給付)	事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合、引き続き、事業所内保育事業を利用することは可能ですか。	地域枠において事業所内保育事業を利用する子どもについては、連携施設を設定して卒園後の受け皿を確保することが求められますが、連携施設の設定については、5年間の経過措置が設けられているところです。経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で特例給付を受けて、引き続き事業所内保育事業を利用することは可能です。(なお、従業員枠において事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合についても、特例給付を受けて、事業所内保育事業を利用することは可能です。)	
242	事業所内保育	事業所内保育事業について、業務委託契約を結んでいる者など、事業主が直接雇用していない場合も、従業員枠として利用できますか。	事業主が直接雇用していない場合であっても、業務委託契約を結んでいる者などに対して、実質的に自社労働者と同様に事業所内保育を行っている場合は、事業所内保育事業の対象として、従業員枠の中で利用して頂くことは可能です。	
243	連携施設	家庭的保育事業者などの連携施設に公立の保育所(又は幼稚園)がなった場合、保育支援などで民間施設に赴く場合、公務員の立場で民間で業務を行うことに問題はありませんか。また、民間で業務を行っている際に生じた事故などの責任、賠償などについて協定などに免責要件を盛り込むなどして対応して問題ないでしょうか。	従来の家庭的保育事業における「家庭的保育支援者」においても、市町村の職員が支援者となっている場合があるように、公務員の立場で民間の業務を支援することは問題はないものと考えられます。また、後段についても、それらを含めて市町村と事業者間で調整した上で協定を締結することになります。	
244	医療法人による 地域型保育事業の 実施	医療法人は、新たに市町村の認可事業となる小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業を行うことはできないのでしょうか。	医療法人は、医療法第42条に基づく告示等において、認可保育所や認可外保育施設(地方自治体が基準を定め、その運営に要する費用の補助等をしているもの)については、事業(附帯業務)として行うことができることとなっています。 子ども・子育て支援新制度で新たに市町村の認可事業となる地域型保育事業について、引き続き医療法人が行うことができるようにするために「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知)の一部を改正したところです(「医療法人の附帯業務の拡大について」(平成27年3月31日医政発0331第5号厚生労働省医政局長通知)参照)。	

245	子育て支援員の研修内容	子育て支援員の研修内容については、いつごろ示されるのですか。	研修内容等について、子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会及び専門研修ワーキングチームにおいて検討を行い、26年12月に取りまとめたところであり、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)にてお示ししています。 なお、検討会における検討状況等については、以下の厚生労働省HPにてご覧頂けます。 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=208053	
246	子育て支援員の研修	小規模保育事業等の認可の要件となっている研修について、新規事業者に対する研修を平成27年4月1日までに実施することは実質的に困難であると考えますが、初年度については、現任者等についてなどの経過措置は講じられるのでしょうか。	既に家庭的保育事業の基礎研修を修了し、家庭的保育に従事している家庭的保育者及び家庭的保育補助者、小規模保育事業等に従事している保育従事者等については、子ども・子育て支援新制度施行後も引き続き従事することができるよう平成27年6月3日付雇児保発0603第1号通知により措置を講じたところです。 また、保育士資格を有しない者が、小規模保育事業等に従事する際に必要となる、「市町村長が行う研修」については、子ども・子育て支援新制度の施行後についても、現行の家庭的保育の基礎研修等での対応を可能としたところです。 さらに、小規模保育事業B型と事業所内保育事業については、当該市町村の研修実施体制が整うまでの間(概ね2年程度)は、その間に必要な研修(子育て支援員研修又は家庭的保育の基礎研修等)を受講することで当該事業に従事することを認める経過措置を設けたところです。 なお、その際は、職場内研修を適切に実施することが適切と考えています。	
247	居宅訪問型保育事業の利用対象児童	居宅訪問型保育事業の利用対象児童については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、障害、疾病等の要件が示されていますが、これに当てはまるかどうかの判断は誰がどのように行うのですか。	市町村が利用調整の中で判断を行うものと考えられます。	
248	居宅訪問型保育事業の定員設定	居宅訪問型保育事業の場合、定員設定をどのように行うのでしょうか。	居宅訪問型保育事業は1対1で行う事業として運営基準第37条第1項の規定により利用定員は1人とされています。また、市町村が行う確認は、同条第2項の規定により事業者単位で行い、かつ、利用定員の設定は事業毎に行うのではなく、それぞれの事業所毎に保育する子どもの数を0歳と1・2歳に区分して利用定員設定を行うこととなります。	

249	居宅訪問型保育事業と障害福祉サービスとの関係	<p>障害福祉サービスと居宅訪問型保育事業の関係を教えてください。</p> <p>居宅訪問型保育の利用者は、障害福祉サービス等の療育を併用することはできるのでしょうか。</p>	<p>居宅訪問型保育事業については、1対1というその事業形態から、保育所などが利用出来ない場合に限り、利用が認められるものであるという制度の趣旨を踏まえ、保育所等の利用が可能であれば、まずはその利用を検討することが適当です。</p> <p>また、障害福祉サービス等の他の施策の利用が考えられる場合であって、当該サービスの利用により保育ニーズも満たされる場合についても、まずはその活用を考えることが適当です。</p> <p>①なお、地域の障害福祉サービスの提供体制の状況等により、障害福祉サービスは一部利用可能ですが、毎日の利用が出来ない場合に、出来ない日に限り、保育所等の利用が困難である場合については、居宅訪問型保育事業の利用の可能性が考えられます。</p> <p>このように、特定の日に居宅訪問型保育事業を利用しないことが予め決まっている場合、居宅訪問型保育事業は1対1という事業形態であることから、他の施設・事業と異なり、子どもが利用しない日には、当該保育者による保育の提供自体が行われなことから、居宅訪問型保育事業に係る地域型保育給付は、週当たりの保育を行わない日数に応じた調整割合により減算することとなります。（例えば、障害福祉サービスを月・水・金の3日、居宅訪問型保育を火・木・土の3日利用する場合、地域型保育給付が提供されない週3日分に応じた一定の割合により減算することとなります。）</p> <p>②また、居宅訪問型保育を利用しながら、定期的に児童発達支援センターなどにおいて行われる療育の提供に保育者が帯同し、その前後に居宅において保育を行う場合は、提供を受ける支援の内容が重ならないため併用は可能であり、この場合は、月額単価による給付が行われ、減算は行いません。</p> <p>なお、地域型保育給付は、①のようなケースを除き、基本的には月単位での給付となることから、例えば、利用することが予め決まっている日について、対象児童の突発的な体調変化等の理由により、結果的に月に数日間居宅訪問型保育の利用がない場合については、減算の対象とはなりません。</p>	
250	連携施設からの給食の外部搬入	<p>地域型保育事業における給食については、連携施設からの搬入が可能とされていますが、連携施設が外部搬入している場合、外部搬入先からの搬入は認められますか。</p>	<p>食事の提供の責任は地域型保育事業を行う事業者であり、その管理者が必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保しなければならないことから、御指摘のような連携施設を介した外部搬入は認められません。</p>	

251	小規模保育事業の職員配置	小規模保育事業(A型・B型)については、子どもの数が少数となる時間帯であっても、保育士等の保育従事者を常時最低2人以上配置する必要がありますか。	小規模保育事業は、定員6人以上19人以下の小規模な事業であることから、保育従事者の配置基準上、年齢別配置基準(0歳児3:1、1・2歳児6:1)に基づく必要保育従事者数に加えて1人を加配することになっています。これにより、定員6人の施設においても最低2人の保育従事者による体制を確保しています。 例えば、開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合については、小規模保育事業は保育所と比べて職員数が少数であり、また、施設の規模が小さいことなどから、国の基準上は、常時最低2人以上の保育従事者の配置までは求めていません。 なお、その場合においても、保育士一人となる時間帯を必要最小限とすることや、事故などの緊急的な対応や異年齢への配慮など、適切な運営体制の確保が求められるため、その運用に当たっては認可主体となる市町村と十分協議することが望まれます。 ※定員19人以下の事業所内保育事業も同様。	
252	連携施設を設定できない場合の認可	事業者から小規模保育事業や家庭的保育事業の認可申請があった場合、連携施設を設定できないことを理由として認可しないことは認められますか。	連携施設の設定は家庭的保育事業等の認可基準のひとつとなっているため、連携施設を設定できない場合には認可基準を満たさないこととなりますが、新制度施行後5年間は連携施設の設定を要しないとする経過措置を設けていることから、保育の供給量が需要を上回っている等の法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携施設設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可しなければなりません。 なお、この経過措置期間中は、満3歳の幼児が4月以降も家庭的保育事業等を利用する際には、地域の保育事情などにおいて特段の事由がある場合に、当該年度内に卒園後の受け皿を確保することを基本として、市町村がやむを得ないと認めた場合には特例給付を受けて、引き続き、家庭的保育事業等を利用することを可能としています。本来、連携施設を設定し、確実に卒園後の受け皿を確保していただくことが基本ですので、経過措置期間中に、事業者は、必要に応じ市町村からの支援を求めつつ、連携施設の確保に努める必要があります。	自治体向けFAQ【認可・確認】No.77再掲
253	幼稚園に併設した小規模保育事業	幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。	幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能です。その際、専用部分を区分して必要面積を確保するなどそれぞれの認可基準を満たして運営することが必要です。なお、小規模保育事業については、制度施行前から3歳未満児を受け入れている場合には、制度施行から5年を経過する日までは、経過措置として、調理員の配置や調理設備の設置は必要ないこととなっています(弁当持参による対応も可)。	
254	認定こども園に併設した小規模保育事業	認定こども園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。	認定こども園は、3号認定子どもの受入れが可能であるため、ご指摘の場合については、小規模保育事業ではなく、認定こども園において3号認定こどもの定員を設定していただくことが基本と考えられます。 -その際、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合は、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)です。 なお、当該認定こども園とは異なる敷地に、同一法人が小規模保育事業を実施することは可能です。	

255	幼稚園が連携施設となる場合	幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、事業実施場所については別棟、もしくは園舎内であっても幼稚園とは区分された部屋で行う必要がありますが、当該幼稚園が小規模保育事業の連携施設となる場合であっても、上記と同様の取扱いになるのでしょうか。	原則的には、幼稚園と小規模保育事業でそれぞれの基準を満たすことが必要です。小規模保育事業を実施する幼稚園が当該事業の連携施設となる場合でも取扱いは同様です。 なお、幼稚園に併設して小規模保育を実施することは可能ですが、ご指摘のような同一法人が3歳以上児と3歳未満児を同一の場所で預かる場合、原則としては、認定こども園に移行していただくことが基本と考えられます。 また、幼稚園と小規模保育事業については、対象園児の年齢が異なり、別の職員が別事業として運営することとなるため、それを踏まえた実施場所であることが望まれます。	
256	幼稚園で実施する場合の土曜日の取扱い	幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、土曜日は閉園して年間250日開園とする取扱いは可能でしょうか。	保育認定の子どもを受け入れる施設においては、保護者が必要とする保育を提供できるよう、原則として土曜日も含めた開所が求められます。その上で、市町村が行う利用調整の結果、日曜・祝日以外について、保育の利用希望がない場合には開所しないことができるなど、就労状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することが可能です。なお、土曜日の利用が必要な子どもがいない場合など、常態的に土曜日に閉園する場合は、公定価格において土曜閉園に係る費用を定率で調整することになります。	
257	家庭的保育事業等の資産要件	家庭的保育事業等の資産要件については、保育所と同程度のものまでが求められるものではないと思いますが、今後、具体的な取扱い方針が示されるのでしょうか。	家庭的保育事業等の資産要件については、保育所の基準も参考に、事業規模に応じた必要な経済的基礎があると市町村が認めることとしています。 —詳しくは、平成26年12月12日雇児発1212第6号「家庭的保育事業等の認可等について」をご参照ください。	
258	地域型保育事業の設置階	事業所内保育事業を、マンションの1室で始めたいと考えていますが、設置階に制限はありますか。	事業所内保育事業の実施に当たって、設置階についての制限はありません。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第43条により、保育室等を2階以上に設ける場合には、耐火建築物又は準耐火建築物であることや避難階段を設けること等の各種基準を満たす必要があります。	事業者向けFAQ【事業所内保育に関すること】Q13再掲

259	社会福祉法人が地域型保育事業を行う場合の定款変更	<p>社会福祉法人が、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う場合、これらの事業は第2種社会福祉事業の位置づけはなされていませんが、公益性があることから税法上減免の対象となっているため、定款において、公益事業と位置づけ、第2種社会福祉事業と同様の改正手続きをすることが必要でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 社会福祉法人が行う公益事業については、定款において明記しなければなりません(社会福祉法第31条より)。 したがって、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新たに家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行うのであれば、定款を改正し、当該事業の位置づけを明確にしておく必要があります。</p> <p>参考:社会福祉法(昭和26年法律第45号)抜粋 (申請) 第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 目的 二 名称 三 社会福祉事業の種類 四 事務所の所在地 五 役員に関する事項 六 会議に関する事項 七 資産に関する事項 八 会計に関する事項 九 評議員会を置く場合には、これに関する事項 十 公益事業を行う場合には、その種類 十一 収益事業を行う場合には、その種類 十二 解散に関する事項 十三 定款の変更に関する事項 十四 公告の方法 	
-----	--------------------------	---	--	--

【一時預かり事業・預かり保育】

No.	事項	問	答	備考
260	一時預かり事業(幼稚園型)の単価	認定こども園において、2号・3号認定子どもを対象として、土曜日開所を行っている場合、当該土曜日において1号認定子どもを預かる場合については、平日単価と休日単価のいずれが適用されるのでしょうか。	認定こども園において、土曜日を含めた日曜日・祝日等の休日において2号・3号認定子どもを対象として開所していたとしても、休日単価を適用して差し支えありません。	
261	一時預かり事業(幼稚園型)の単価	一時預かり事業の基本単価は4時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が4時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのでしょうか。	基本分単価(通常単価・小規模施設単価)は、4時間/日の利用を基本として設定していますが、利用時間が4時間未満の利用者であっても同額となります。(園として4時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額しない。)	
262	一時預かり事業(幼稚園型)の休日単価の適用条件	休日単価は8時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が8時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのでしょうか。	休日単価は、8時間/日の利用を基本として設定しており、利用時間が8時間未満の利用者であっても、園として8時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額するといった運用は行いません。	
263	一時預かり事業の公費補助の上限額	一時預かり事業(幼稚園型)に係る公費補助の上限額は、一時預かり事業(一般型)の上限額(年間延べ利用児童数に応じた基準額)を適用するということでしょうか。	一時預かり事業(幼稚園型)に係る公費補助の上限額(1施設当たり年額)については9,570,000円となっており、一時預かり事業(一般型)の上限額を適用しています。	
264	一時預かり事業の利用料の設定	一時預かり事業の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。	利用料について、国として一律の基準を設けることは考えてはいませんので、各市町村が定めることを基本としつつ、市町村の判断より、各園の設定に委ねることも可能です。	
265	一時預かり事業の利用料の設定	利用者負担については、各市町村で設定し、国として一律の基準は設けないとされています。また、これまでは各園の設定に委ねていることを踏まえると、私立については各園の設定に委ねることが想定されるとありますが、利用料については、実施する各園で設定するということでしょうか。	必ずしも各園で設定することを原則とする訳ではありませんが、預かり保育の利用料を各園が設定していたこと等を踏まえ、実際の利用料の設定を各園に委ねることも含め、市町村において適切に判断していただきたいと考えています。	
266	一時預かり事業の利用料の設定	市町村で利用料の上限を設定し、その範囲内で園に定めもらうとしてはどうかという考え方で検討していますが、そのような方法で設定することは可能でしょうか。	可能です。	

267	一時預かり事業の利用料の設定	利用料は、園の所在市町村と利用者の居住市町村のどちらが決めるのでしょうか。	事業の実施主体となる、利用者の居住市町村が利用料を定めることとなりますが、市町村が事業者に委ねることも可能です。	
268	一時預かり事業(幼稚園型)の広域利用の利用者数	一時預かり事業(幼稚園型)については、年間延べ利用者数2,000人以下では補助単価が厚い設定となっていますが、広域利用で複数市町村に居住する子どもがおり、各々が少人数である場合には、市町村別の子どもの延べ利用者数で考えるのでしょうか。それぞれの市町村の子どもの延べ利用者数の合計で考えるのでしょうか。 後者の場合、どのように調整すればよいのでしょうか。	補助単価は、施設当たりの年間延べ利用人数により設定することとなります。設定の手順としては、まず施設所在地市町村が当該施設の預かり保育の利用実績等から年間延べ利用見込人数を算出し、当該人数に適用される補助単価案を算定の上、利用予定者の居住する市町村に当該補助単価案を連絡・調整し、各居住地市町村がそれぞれ当該案を踏まえ、補助単価を設定することを想定しています。	
269	一時預かり事業(幼稚園型)の職員配置	職員の配置については、幼稚園の学級を担任している教員とは別に専任の職員を配置する必要がありますでしょうか。学級の定員に余裕があり、配置基準を満たす場合は、学級担任があわせて担当することは可能でしょうか。	一時預かり事業(幼稚園型)における専任職員の配置については、年齢別配置基準を満たす必要があります。当該専任職員については、公定価格の算定上の必要教員数とは別途、職員の配置が必要です。 ただし、保育士又は幼稚園教諭の人数は2人を下ることはできませんが、幼稚園等と一体の場合であり、専任の保育士又は幼稚園教諭は1人で他は幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭に限る)を配置する場合は上記の取扱から除きます。	事業者向けFAQ【一時預かり事業に関すること】Q14再掲
269-2	一時預かり事業・預かり保育	一時預かり事業(幼稚園型)における専任職員の配置について、一時預かり事業(幼稚園型)を実施していない時間帯にその他の業務に従事することはできないのでしょうか。	一時預かり事業(幼稚園型)における専任職員の配置については、事業実施時間において専ら一時預かり事業に従事することを求めているものであり、教育課程時間など、その他の時間帯に教育・保育活動を行うことや他の事業に従事することを妨げるものではありません(常勤職員・非常勤職員等の勤務形態を問わない)。 その際、教育課程時間と一時預かり事業との兼務を行う場合には、公費の二重給付の防止や教諭等の適切な教育・労働環境を保障する観点から以下の点に留意してください。 ①一時預かり事業以外の業務と兼務する場合には、勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確とすること。 ②公定価格において学級担当等の常勤職員分が措置されている職員に係る人件費(超過勤務・休日勤務分を除く)については、一時預かり事業の対象経費として計上することができないこと。 ③チーム保育担当職員等、公定価格において非常勤分又は教育標準時間分のみ計上されている職員については、一時預かり事業の対象経費として計上することができること。 ④学級担当職員については通常の教育活動に係る業務を行うことが想定されることから、一時預かり事業との兼務職員については、学級担当職員以外のチーム保育担当職員等を中心に担当することが望ましいこと。また、兼務職員については、常に子どもに対する教育・保育活動に従事することとなり、業務負担が過重となる可能性があることから、兼務職員を配置する場合は、一時預かり事業のみを担当する(教育課程時間に従事しない)職員を配置することや特定の日時に限り学級担当職員がフォローする体制を構築するなど、質の高い預かり保育の環境の担保を図ることが必要であること。	新規

270	一時預かり事業(幼稚園型)の職員配置	一時預かり事業(幼稚園型)の職員配置において、2人以上の配置を求めているところ、幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、1人でも可とされていますが、支援を行う幼稚園等の職員は公定価格の対象となっている学級担任等でも問題ないでしょうか。	幼稚園等の職員からの支援を受けており、必要職員数が1人で可とされる場合における幼稚園等からの支援者については、公定価格の対象となっている学級担任等が、公定価格の対象となっている時間内に兼務することも可能です。
271	一時預かり事業(幼稚園型)と(一般型)の職員配置	幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、常時2人以上配置を求めないとされていますが、同一の幼稚園等で幼稚園型と一般型を併用する場合であり、かつ、両事業を同じ場所で行う場合、支援を行う幼稚園等の職員はそれぞれ1名で合計2名確保が必要でしょうか。	そのように同じ場所で行う場合には、支援を行う幼稚園等の職員は1名でも可能です。なお、それぞれの事業での必要配置数が1人である場合に限られることに留意して下さい。
272	預かり保育の職員配置	新制度移行園では、一時預かり事業(幼稚園型)に配置すべき専任職員に公定価格の対象となっている幼稚園の職員を算入することは原則として不可とされていますが、新制度に移行せずに私学助成一般経常費補助を受ける園の場合も同様に、私学助成の対象となっている職員を算入することはできないのでしょうか。	そのような場合は、通常、既に私学助成の対象となっている人件費と二重助成に当たることとなるため、一時預かり事業(幼稚園型)に配置すべき専任職員の対象とすることは適切ではありません。 なお、私学助成の対象となっているか否かが不明確な場合については、私学助成を行っている都道府県に確認が必要と考えます。
273	一時預かり事業(幼稚園型)の対象児童	幼稚園において非在籍園児を預かる場合、どのように実施すればよいでしょうか。例えば、一時預かり事業(幼稚園型)において非在籍園児を預かることは可能とされていますが、人数等の具体的な要件はあるのでしょうか。	幼稚園や保育所等において非在籍園児を広く受け入れる場合は、一般型による実施を基本とし、幼稚園等の在籍園児に対する一時預かりと併せて実施する場合は、同一園において幼稚園型と一般型を併用することとなります。 ただし、幼稚園型を実施している幼稚園等において、在籍園児を主として預かる中で、非在籍園児の利用が少数であること等により、幼稚園型及び一般型の両事業を実施することが、施設や市町村の事務を増大させる等の場合には、幼稚園型において当該非在籍園児の一時預かりを実施することも可能です。 この場合、年齢別配置基準数以上の人数を配置することが必要(3歳未満児であっても保育士に限定するものではありません。)とあり、また、設備・面積等の基準も満たす必要があることに留意が必要です。 なお、幼稚園型において非在籍園児を受け入れる場合の具体的な人数の上限などを国としてお示しする予定はありませんが地域の預かりニーズを踏まえながら市町村において適切に判断してください。
274	一時預かり事業(幼稚園型)の対象児童	一時預かり事業(幼稚園型)で非在籍園児を預かる場合において、対象を満3歳以上に限定することは可能でしょうか。	市町村の判断により、一時預かり事業(幼稚園型)で併せて受け入れる非在籍園児の年齢に条件を設けることは可能ですが、 ・非在籍園児の預かりニーズは、主として3歳未満であると考えられること ・一時預かり事業(幼稚園型)で実施する場合であっても年齢別配置基準数以上の職員を配置することや保育所と同様の設備基準の遵守が求められること を踏まえ、地域の一時預かりニーズと幼稚園の受入れ体制を併せて考慮し、適切な対応を講じて頂くようお願いいたします。

275	一時預かり事業の対象児童の範囲	対象児童について、在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)となっていますが、2号認定の子ども(特例給付の子ども)に対しても、一時預かり事業の対象となりますか。	対象となります。	
276	1号認定＋一時預かり事業と2号認定の選択	次年度から幼保連携型認定こども園に移行する予定の幼稚園において、ほぼ毎日預かり保育を利用している幼児が多い場合、その幼児らが、幼保連携型認定こども園への移行後、1号認定で預かり保育を利用するか、2号認定を申請するかは、保護者の選択によるということでしょうか。	1号認定を受けて一時預かり事業を利用するか、2号認定を申請するかは、保護者の選択によります。	
277	一時預かり事業(一般型)	一時預かり事業(一般型)の対象児童について、「3歳児未満の3号認定以外の子どもは、一時預かりという性格から制約が必要」とされていますが、具体的にどのような制約がかかるのでしょうか。例えば、「週何回までの利用なら可」といった指針は示されるのでしょうか。	3歳未満児の3号認定以外の子どものうち、3号認定は受けていないが就労等の理由で利用するといった場合以外で、特定の施設を定期利用する場合には、一時預かりという事業の性格から制限が必要というものです。 国として利用制限等の具体的な指針を示す予定はありませんが、幅広い利用者が公平に利用できるよう、一時預かり事業の趣旨を踏まえ、適切に実施していただくようお願いします。	
278	一時預かり事業(一般型)	一時預かり事業(一般型)は土曜日実施も必須でしょうか。	一時預かり事業(一般型)は利用実績に応じた補助単価設定となっていることから、国の基準として土曜日実施を必須としているものではありません。 なお、市町村の判断で、土曜日実施を求めることは妨げられませんが、地域の確保状況を勘案しつつ、一時預かりニーズに適切に対応できるような事業設計をお願いします。	
279	一時預かり事業の2歳児の受入れ	幼稚園において未就園児(2歳児)の受入れを行っており、園児(満3歳児)と同一のクラス編成を行っていますが、幼稚園で実施する一時預かり事業においても、2歳児を満3歳児と同じ部屋で預かることは可能ですか。	幼稚園で実施する一時預かり事業における未就園児の取扱いについては、No. 274でお示ししたとおりですが、当該事業の対象となる子どもの年齢や数に応じた職員配置や面積等の基準を満たせば、2歳児と満3歳児を同じ部屋で預かることは可能です。	
280	私学助成の預かり保育と一時預かり事業の選択	就労等を理由とした定期利用を実施する園に対し、一時預かり事業の財源を充当した場合、一時的な保育についても、市町村事業により補助を行う必要がありますか(従来の対応どおり、一時的な利用については私学助成補助を選択できるのでしょうか。)	同一園において一時預かり事業(幼稚園型)と私学助成の預かり保育補助の両方の公費補助を受けることはできません。	

281	市町村が一時預かり事業(幼稚園型)を委託(補助)しない場合などの経過措置	預かり保育推進事業について、市町村が認定こども園や施設型給付を受ける幼稚園に一時預かり事業(幼稚園型)を委託(補助)しない場合などの経過措置はどうなりますか。	認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定の子どもの預かり保育については、私学助成からの移行の受け皿となることに特に配慮した一時預かり事業(幼稚園型)の事業類型を創設し、市町村で適切に事業を実施して移行することを原則としています。その上でなお、市町村において事業の実施が困難な特別な事情がある場合や、従来の預かり保育の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対して、引き続き預かり保育推進事業(私学助成)の対象とする経過措置(平成26年度に都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限ります)を設けています。	
282	預かり保育から一時預かり事業(幼稚園型)への円滑な移行が困難な園に対する経過措置	私学助成の預かり保育から一時預かり事業(幼稚園型)への円滑な移行が困難な園に対する経過措置について、どのように取り扱えばよいでしょうか。	私学助成の預かり保育補助の具体的な手続きや運用は各都道府県に委ねられていますが、例えば、都道府県において一定の期日を示して、当該期日までに私学助成の預かり保育補助の継続実施を希望する園は申し出等をするということ、園及び市町村に対して周知するなど、対象となる園が補助を受けられるよう配慮することが望ましいと考えます。 新制度へ移行した園については、私学助成の預かり保育補助ではなく、一時預かり事業(幼稚園型)における対応が原則となりますが、減収が生じる等により一時預かり事業(幼稚園型)における対応が困難な場合には、経過措置として私学助成の預かり保育補助による対応を可能としているところです。経過措置による対応を認める要件としては、一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価を基に算出した平成27年度の見込額及び都道府県の私学助成における預かり保育補助の平成27年度の見込額(見込み額が算出出来ない場合は平成26年度の補助実績額)を比較し、減収が生じること等が挙げられます。 なお、新制度移行園については、一時預かり事業(幼稚園型)における対応が原則であることに鑑み、市町村が一時預かり事業(幼稚園型)を実施しない場合には、都道府県(新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局)においては、住民の利用ニーズがあるにもかかわらず事業実施が困難である理由などを当該市町村に確認するとともに、翌年度以降の事業の実施に向けた実施計画などを確認すること等を通じて、市町村に適切な対応を求めていくことが必要と考えます。	
283	現行の私学助成による預かり保育を実施できる経過措置	「施設型給付」を受ける幼稚園が従来の私学助成による預かり保育を実施できる経過措置の条件として、制度施行前に都道府県による私学助成の預かり保育を受けていた園に限るとのことでありますが、いわゆる102条園(個人立や宗教法人立等)も対象となりますか。	学校法人立以外の園への私学助成の実施については、学校法人化を目指す幼稚園(いわゆる志向園)を除き、国の私学助成の対象外のため、引き続き都道府県に判断していただくこととなります。	

284	一時預かり事業(幼稚園型)の広域利用	一時預かり事業(幼稚園型)を実施しないA市の子ども(a)が、隣接するB市の施設型給付を受ける幼稚園(b園)に入園している場合、b園の預かり保育を一時預かり事業(幼稚園型)で実施することとなった場合は、aの預かりに係る公費支援はどこが行うことになるのでしょうか。	<p>まずは、一時預かり事業(幼稚園型)を広域的に行う園がある場合には、基本的には、当該園に対してA市及びB市のどちらからも委託(補助)ができるよう、市町村間での調整をお願いします。</p> <p>その上で、なお調整がつかず、本ケースのようにA市が一時預かり事業(幼稚園型)を実施できない場合は、aの預かりに係る公費支援がどちらの市からもなされない場合もあるため、事業の実施上支障がある場合には、当分の間、b園の預かり保育は、一時預かり事業(幼稚園型)で実施するのではなく、引き続き、都道府県の私学助成による預かり保育補助とする経過措置(平成26年度に都道府県による預かり補助を受けている園に限ります)を受けることも考えられます。</p>	
-----	--------------------	--	---	--

285	施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育	施設型給付を受けない幼稚園(私学助成に残る場合)が行う預かり保育の支援については、私学助成による預かり保育と一時預かり事業のいずれが優先するのですか。	原則として、私学助成による預かり保育補助を受けることとなりますが、各幼稚園の実情に応じて、市町村と調整の上、一時預かり事業の委託(補助)を受けて実施することも可能です。
286	施設型給付を受けない幼稚園の一時預かり事業(幼稚園型)の実施要件	新制度に移行しない幼稚園が、新制度の「一時預かり事業」を受託する場合の条件はありますか。	新制度に移行していない幼稚園が一時預かり事業(幼稚園型)を受託する場合の条件設定については、基本的には実施主体である市町村が、事業者の意向等を踏まえ、適切に判断していただくこととなります。 なお、都道府県による私学助成と一時預かり事業(幼稚園型)補助で補助対象となっている職員が重複しないようにする必要があることに留意してください。
287	幼稚園がない市町村での一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園がない市町村においては、1号認定子どもは特例給付として保育所を利用することになりますが、その場合、保育所で一時預かり事業(幼稚園型)を実施することはできるのでしょうか。また、実施できる場合、夏休みに利用される場合も一時預かり事業(幼稚園型)での対応となるのでしょうか。	児童福祉法施行規則上、一時預かり事業(幼稚園型)の対象施設は、幼稚園及び認定こども園に限定されていますので、保育所が特例給付対象として1号認定子どもを受けれている場合に、一時的に、その子どもの前後の保育を行う必要がある場合は、一時預かり事業(一般型)により対応することとなります。 なお、恒常的な保育ニーズがある場合には、当該子どもが2号認定を受けることが可能であり、2号認定を受けて保育を提供することが基本と考えます。
288	担当職員の資格要件	幼稚園の教諭免許状は取得しているが教職についたことがない者を一時預かり事業(幼稚園型)の担当職員として配置する際に、免許状更新講習の修了確認期限を経過している場合は、配置の日までに免許状更新講習を受講・修了する必要がありますか。	一時預かり事業(幼稚園型)のみを担当する職員については、教員免許更新制の対象となる教育職員に該当しないため、免許状更新講習の受講義務はありません。免許状更新講習を受講・修了していない場合であっても、配置可能です。その際には、市町村において、当該職員が一時預かり事業(幼稚園型)を担当するための経験や能力を有していることを確認していただくようお願いします。 なお、現職の幼稚園教諭が、幼稚園の教育時間外に、引き続き一時預かり事業(幼稚園型)の職員も担当する場合には、幼稚園教諭として免許状更新講習の受講義務が生じます。このため、修了確認申請期限までに免許状更新講習を受講・修了することができなかった場合や、受講・修了しても都道府県教育委員会に修了確認の手続きを行わなかった場合等には、免許状が失効することもあります。
289	一時預かり事業(幼稚園型)の従事者の研修	一時預かり事業(幼稚園型)における子育て支援員の研修はどのようなものとなるのでしょうか。	子育て支援員は一定の研修を受ける必要がありますが、当該研修は、一般型と同内容となります。
290	一時預かり事業(幼稚園型)の従事者の研修	子育て支援員研修を受講中の者や受講予定の者を、配置することは可能でしょうか。	幼稚園の預かり保育補助からの円滑移行の観点も考慮し、経過措置として、速やかに研修を受講・修了する予定である者については、一定期間に限り(概ね2年程度を想定)、一時預かり事業(幼稚園型)の担当職員として配置して差し支えありません。この場合、当該者に対しては、業務を行う上で必要な研修を園内において適切に実施してください。

291	幼稚園における3歳未満児の預かり	幼稚園において、一時預かり事業によらず、毎日2歳児を預かっていますが、新制度に移行した場合でもこれを継続することは可能ですか。	例のような場合は、一時預かり事業の対象とすることはできませんが、その園が行う独自事業として行う分には差し支えありません。	
292	第二種社会福祉事業の届出	一時預かり事業(幼稚園型)を行う場合、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の開始届を届け出る必要はありますか。	一時預かり事業(幼稚園型)は、第二種社会福祉事業に該当しますが、社会福祉法に基づく開始届を届け出る必要はありません。ただし、事業の開始に当たっては、児童福祉法に基づく都道府県知事への届け出が必要となりますのでご注意ください。 詳しくは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について」(平成27年3月31日付通知)をご参照ください。	
293	一時預かり事業(幼稚園型)の長時間加算	一時預かり事業(幼稚園型)の長時間加算について、具体的な加算要件はどのようなものでしょうか。	一時預かり事業(幼稚園型)の長時間加算については、平日においては標準4時間/日(教育時間を含めて8時間/日)、休日においては8時間/日を超える場合に適用されます。ただし、実際の適用にあたっては、当該時間を超えたことのみをもって機械的に判断するのではなく、当初の利用予定時間や、実際の延長時間、延長時間における利用者負担の追加徴収の有無等を総合的に勘案し、基本分の時間を超えて、預かりを実施していることを事業の実施主体である市町村において適切に判断する必要があります。	
294	一時預かり事業(幼稚園型)の資格要件の緩和	一時預かり事業(幼稚園型)を担当する職員の資格要件に係る緩和措置は、いつまで継続されるのでしょうか。	今回の緩和措置は、有資格者不足という状況に対応するための暫定的な措置として実施するものです。具体的な実施期間については、一時預かり事業(幼稚園型)の実施状況等を踏まえつつ、今後、適切に検討していく予定ですが、少なくとも平成28年度中に緩和措置を廃止することはありません。	

295	一時預かり事業(幼稚園型)の資格要件の緩和	「幼稚園教諭免許状所有者」、「小学校普通免許状所有者」及び「養護教諭普通免許状所有者」には、免許状更新講習を受講・修了していない者も含まれるのでしょうか。	<p>新免許状(平成21年4月1日以降に授与)と旧免許状(平成21年3月31日以前に授与)とで取扱いが異なります。</p> <p>新免許状については、有効期間が定められており、その満了日までに免許状更新講習を受講・修了しない場合には、免許状が失効することとなります。このため、①当初の有効期間が満了していない免許状を有する者(やむを得ない事由により有効期間の延長が行われた場合を含む。)、②当初の有効期間の満了日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許状の有効期間が更新された者、③当初の有効期間が満了(免許状が失効)した後、免許状更新講習を受講・修了し、新たに有効な免許状を有するに至った者のみが「普通免許状所有者」として取り扱われます。</p> <p>旧免許状については、有効期間は定められていませんが、受講義務者(現教職員、指導主事・社会教育主事等)が修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了しなかった場合、修了確認期限をもって免許状が失効することとなります。このため、①当初の修了確認期限が到来していない免許状を有する者(やむを得ない事由により修了確認期限の延長が行われた場合を含む。)、②当初の修了確認期限の到来日までに免許状更新講習を受講・修了した者、③当初の修了確認期限が到来(免許状が失効)した後、免許状講習を受講・修了し、新たに有効な免許状を有するに至った者、④当初の修了確認期限が到来した時点で受講義務者でない者(幼稚園での預かり保育にのみ従事している者や、特段の業務に従事していない者等)のみが「普通免許状所有者」として取り扱われます。</p>	
296	一時預かり事業(幼稚園型)の資格要件の緩和	「幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生」について、具体的にどのような者であれば、配置が認められるのでしょうか。	<p>具体的には、市町村において適切な要件設定・判断していただくことを想定していますが、①幼稚園教職課程・保育士養成課程において、幼児の心身の発達や学習の過程、幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識の習得を目的とした科目(例:「こどもの心理学」、「保育原理」、「保育内容総論」など)を相当程度履修していること、②過去に学生ボランティア等として預かり業務に従事した経験があること等を要件とすることが考えられます。</p> <p>なお、当然ながら、これらの者を配置する場合には、園内での研修等を通じて、一時預かり事業(幼稚園型)に必要な知識等を十分に習得させることが必要です。</p>	
297	一時預かり事業(幼稚園型)の資格要件の緩和	「幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生」について、雇用契約を結ばず、ボランティアや実習生として活用することは可能でしょうか。	<p>雇用契約を締結していない者を一時預かり事業(幼稚園型)の担当職員として配置(必要職員数に算入)することはできません。なお、必要職員数には算入できませんが、各園において、学生ボランティアや実習生等を受け入れ、担当職員の指導監督の下、預かり業務に従事させることは当然妨げられません。</p> <p>また、幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生と雇用契約を結び、担当職員として配置する際には、学業に支障をきたさないよう、十分に配慮する必要があります。</p>	

298	一時預かり事業(幼稚園型)の資格要件の緩和	教育・保育従事者のうち、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者(有資格者)を1/3以上とすることとされていますが、「小学校普通免許状所有者」、「養護教諭普通免許状所有者」及び「幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生」は、有資格者とみなしてよいのでしょうか。	有資格者は、「保育士」及び「幼稚園教諭普通免許状所有者」のみを指しますので、「小学校普通免許状所有者」、「養護教諭普通免許状所有者」及び「幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生」を有資格者とみなすことはできません(研修修了者(子育て支援員)と同様の取扱いとなります)。	
299	一時預かり事業(幼稚園型)における補助対象児童の把握・管理方法	補助対象児童の数・利用状況について、どのように把握・管理すれば良いのでしょうか。	市区町村における補助金(委託費)の支払時期に応じて(4ヶ月ごとの支払いであれば4ヶ月に一回)、各施設から、在籍園児・非在籍園児別に、平日・休日ごとの延べ利用児童数(長時間加算の延べ利用児童数(待機児童に係る緊急対策の対象自治体にあつては、超過時間ごと)を含む)を確認できる簡潔な書類の提出を求めることにより確認することが基本であり、必ずしも、各月・各日ごとの利用実績や、個々の児童ごとの利用状況の詳細まで確認する必要はありません。 なお、当然ながら、指導監査等の機会に、補助申請の根拠となる帳簿等の提示・提出を求めることを妨げるものではありません。	
300	一時預かり事業の開設準備経費の範囲	一時預かり事業の開設準備経費の改修費等とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。	開設準備経費の改修費等とは、事業開始にあたって必要となる経費を指しており、国として特段の制限は設けておりません。 例えば、空調設備・洗面台の整備等に要する改修費のほか、カーペットなどの備品購入や地域住民への広報周知に要する経費など、幅広いものが対象となり得ると考えます。	
301	一時預かり事業(幼稚園型)における補助対象児童の把握・管理方法	補助額については、必ず利用実績に基づき算定しなければならないのでしょうか(事前の申請で把握された予定に基づく算定はできないのでしょうか)。	実際の利用実績に応じて把握することが基本となりますが、各園では、事前の利用申請・契約により明らかとなった利用予定児童数に基づき、預かりに係る人員配置等を行う必要があることから、利用予定児童数をもって補助額を算定することも可能です。	
302	一時預かり事業(幼稚園型)における職員配置	子ども・子育て支援交付金実施要綱(29年度改正)(案)では、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者以外の教育・保育従事者として、「オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者」が追加されていますが、どういう趣旨でしょうか。	「幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者」とは、有効期間満了日又は修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了しなかったことにより免許状が失効した者を指すものですが、これらの者についても、当初の免許状取得に当たって十分な知識・技能を習得していると認められることから、「一時預かり事業(幼稚園型)」における配置を可能としたものです。 なお、「幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者」は、あくまで「保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者」であり、有資格者として取り扱うことはできませんので、ご注意ください。	

303	一時預かり事業の長時間加算	平成29年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案)では、長時間加算(特例)の「(特例)」という記載と「※当分の間、緊急対策を実施する…」という記載が削除されていますが、どういう趣旨でしょうか。	平成28年度から待機児童に係る緊急対策を実施する市町村に限定して適用していた特例的な単価(100円～300円)について、一般化(全国に適用)することにより、全ての市町村において潜在的待機児童を含めた適確な受入れを推進するものです。 なお、「※当分の間、緊急対策を実施する…」という記載を削除したことに伴い、「子ども・子育て支援新制度に移行済又は今後移行を予定しているもの」という限定もなくなっています。
304	一時預かり事業の長時間加算	一時預かり事業(幼稚園型)の長時間加算については、預かり時間によって加算額が異なりますが、各児童ごとの利用時間をどのように管理すべきでしょうか。	これまで、長時間加算の適用の可否を判断するにあたって行っていたのと同様の方法で管理していただければ結構です。 具体的には、各児童ごとに実際の利用時間(実績)を確認することが基本となりますが、保護者からの事前の申込みの際に利用予定時間を確認している場合、各園ではそれに対応した人員配置を行う必要があることも踏まえ、実際の利用時間(実績)によらず利用予定時間をもとに加算額を算定するなど、柔軟な取扱いを行うことも差し支えありません。
305	一時預かり事業の長期休業日の補助単価	平成29年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案)では、長期休業日の基本分単価について、8時間未満の場合は400円、8時間以上の場合は800円とされていますが、長時間加算を含めると、預かり時間ごとの補助単価の合計はどのようになりますか。	預かり時間ごとに、以下のとおりの単価が適用されます。 ・4時間:400円(基本分のみ) ・5時間:500円(400円(基本分)+100円(長時間加算)) ・6時間:600円(400円(基本分)+200円(長時間加算)) ・7時間:700円(400円(基本分)+300円(長時間加算)) ・8時間:800円(基本分のみ) ・9時間:900円(800円(基本分)+100円(長時間加算)) ・10時間:1,000円(800円(基本分)+200円(長時間加算)) ・11時間以上:1,100円(800円(基本分)+300円(長時間加算))
306	一時預かり事業の長期休業日の補助単価	平成29年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案)では、基本分単価について、「Ⅱ年間延べ利用児童数2,000人以下の施設」においても、①平日と、②長期休業日(8時間未満)及び③長期休業日(8時間以上)が別々に記載されていますが、平日と長期休業日の預かりを両方実施した場合には、①に対応した単価(1,600,000円÷年間延べ利用児童数)－400円とは別途、長期休業日に係る延べ利用児童数に応じた②又は③の単価が追加で算定されるという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおり。
307	一時預かり事業(幼稚園型)における長期休業期間	「長期休業日」とは具体的にどの期間を指すのでしょうか。秋季等に行われる1週間程度の休業日なども含まれるのでしょうか。	園則等において一定期間を通じた休業日として定められた期間であれば、「長期休業日」として取り扱って差し支えありません。

308	一時預かり事業(幼稚園型)対象児童の範囲	同一法人が複数の園を運営している等の場合において、教育時間前後の預かり保育について、複数の園の児童を1つの園に集約し、一括して行うことは可能でしょうか。その場合、補助単価はどのようになるでしょうか。	御指摘のような形で、複数の園の児童を1つの園に集約し、一括して預かり保育を行うことは可能です。その場合、一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価の適用に当たっては、預かり保育を実施するのとは異なる園に在籍する園児についても「在籍園児」として取扱うこととなります。	
309	一時預かり事業(幼稚園型)年間延べ利用児童数の考え方	平成29年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案)では、「年間延べ利用児童数」という文言が複数の箇所に記載されていますが、その意味はすべて同じでしょうか。	「Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設」及び「Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設」における「年間延べ利用児童数」は、平日と長期休業日を合算した数を指しますが、Ⅱの「①平日(1,600,000円÷年間延べ利用児童数)－400円」における「年間延べ利用児童数」は、平日のみの数を指すものです。	

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事項	問	答	備考
310	保育短時間認定子どもに係る延長保育	保育短時間認定の子どもに係る延長保育について、例えば延長保育時間がコアタイムの前後にそれぞれ1時間半と分かれた場合、前後それぞれについて延長時間1時間の単価が適用されることになるのでしょうか。保育短時間認定の子どもの延長保育の実施要件として、30分単位の設定は行われませんか。	延長保育の実施要件として、原則として前後それぞれで延長時間を定めることとしていますが、ご指摘の例のように、保育短時間認定子どもに係る延長保育について、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後で合算して算出することとしており、ご指摘の例の場合、3時間の単価を適用することになります。	
311	延長保育事業	延長保育事業の実施要件である「1日当たり平均対象児童数」については、休日保育を実施している場合は、休日保育分も含めて平均を出す、ということでしょうか。	休日に係る延長保育も平日同様、通常の開所時間帯の前後に保育を実施する場合があります。(休日における通常の開所時間は延長保育に含みません。) そのうえで、休日に係る延長保育(通常の開所時間外の利用に限る。)がその週の延長保育の最多利用児童数であれば、休日に係る延長保育を実施した日を平均対象児童数の算定に用いることとなります。	
312	延長保育事業	月途中で保育短時間認定から保育標準時間認定に変更になり、延長保育の利用対象となくなった場合などの年額の取扱いはどうなるのでしょうか。	保育短時間認定に係る年額の算定は「在籍児童数(保育短時間認定に限る)×延長時間区分ごとの単価」で計算しますが、在籍児童数は各月初日の短時間認定児童数を平均するため、月途中で保育必要量の認定に変更がある場合には、翌月の月初日の短時間認定児童数に反映することとなります。	
313	延長保育事業	幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許と保育士登録の両方が必要ですが、経過措置により、施行後5年間は幼稚園教諭免許だけでも可とされています。この経過措置中の保育教諭等は保育士の資格を持っていませんが、延長保育も担当できますか。	幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る経過措置は、延長保育事業においても、同様の経過措置を講じていますので、延長保育も担当できます。	
314	放課後児童クラブの研修カリキュラム	放課後児童クラブの支援員、子育て支援員の研修、補助員の研修、現任研修について、それぞれの研修カリキュラムのうち、重なり合うものは共通して実施が可能でしょうか。	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修は、放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために受講を課しているところであり、都道府県等が実施している放課後児童指導員等の資質の向上のための研修とは性格を異にするものです。 また、子育て支援員の専門研修(放課後児童コース)は、放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する補助員として従事するためのものです。 従って、各研修は、目的、内容の異なるものですので、共通して実施することは想定していません。	

315	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度に移行しない幼稚園は、実費徴収に係る補足給付を行う事業の対象になりますか。	新制度に移行しない幼稚園は本事業の対象にはなりません。	
316	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業における補助額はどのように算定するのでしょうか。	補足給付事業は、副食材料費(1号)及び給食費以外の実費徴収に分けて補助を行うこととなりますが、その際、平成27年1月23日開催の都道府県等説明会資料3-1「地域子ども・子育て支援事業について」でお示した国が定める基準額と実際に徴収した金額をそれぞれ比較して低い方の額を用いて補助を行うこととなります。	
317	実費徴収に係る補足給付を行う事業	園服などについては、園が保護者から直接費用を徴収するのではなく、園が特定の店で特定の物品の購入を指定する場合があります。この場合でも、実費徴収に係る補足給付を行う事業の対象となるのでしょうか。	おたずねのように、実費徴収相当のものを保護者が園を経由せずに購入する場合についても、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用と同様の費用であると市町村が認めた場合であって、それらについて、重要事項説明を行った上で、同意を得ている場合については、当該事業の対象となる実費徴収額に含めて差し支えありません。	
318	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業について、対象保護者に対する補助は、生活保護制度上では保護費の算定に当たって収入として扱われるのでしょうか。 また、実費徴収に係る補足給付を行う事業について、保護者が直接購入した教材等は補足給付の対象とならないのでしょうか(例えば、施設・事業者の指示を受けて、保護者が教材等を当該施設・事業者以外から購入した場合はどうなるのでしょうか)。	本事業に基づく補助については、生活保護制度上では収入認定されません。また、補足給付の対象となるものは、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第13条第4項の規定に係るものとなり、保護者が直接購入したものは原則として本事業の対象となりません。 ただし、実費徴収相当のものを保護者が園を経由せずに購入する場合について、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用と同様の費用であると市町村が認めた場合であって、それらについて、保護者に対して重要事項説明を行った上で、同意を得ている場合については、本事業の対象となる実費徴収額に含めて差し支えありません。	
319	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業について、対象となる実費徴収額は、施設の名前で徴収されたものに限られるのでしょうか。例えば、PTAや保護者会の名前で徴収されたものは対象にならないのでしょうか。	PTAや保護者会の運営に要する費用については、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用ではなく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項の規定による費用に該当しないため、実費徴収に係る補足給付事業の対象となる実費徴収額には含まれません。	
320	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業について、公立施設も補助対象となるのでしょうか。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育)は、公立施設は対象となりません。	

321	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	私学助成の幼稚園特別支援教育経費や多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)は、国庫補助上、対象となる子どもの2人以上の受け入れが必要とされていますが、同一施設で認定区分が異なる子どもが2人いる場合は、どのような扱いとなるのでしょうか	私学助成の幼稚園特別支援教育経費については、対象となる子どもが2人以上いる場合のみ補助を受けられます。 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)の補助要件は、私学助成の幼稚園特別支援教育経費と異なり、1～3号認定子どもまで含めた園全体の対象子ども数が2人以上としています。なお、実際の補助は本事業の対象となる子どもの分のみとなります。	
322	学校法人立認定こども園に通園する特別な支援を必要とする2号認定子どもへの支援	学校法人立認定こども園に通園する特別な支援を必要とする2号認定子どもで私学助成の特別支援教育経費の対象となる場合でも、同一市町村内の他施設とのバランスの観点から、保育所等で行われている障害児保育事業の対象とすることは可能でしょうか。	学校法人立認定こども園のうち、旧接続型の幼保連携型認定こども園と、単独型と接続型の幼稚園型認定こども園については、これまでも2号認定となりうる子どもも含めて私学助成の対象となっていたことを踏まえ、2号認定子どもも私学助成の特別支援教育経費の対象となりますが、市町村の判断により、単独事業として、障害児保育事業を行うことも可能です。ただし、その場合には、私学助成の特別支援教育経費と重複のないよう、都道府県と調整が必要となります。 なお、学校法人立認定こども園であっても、旧並列型の幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園の2号認定子どもは障害児保育事業の対象となり、並列型の幼稚園型認定こども園の2号認定子どもと地方裁量型認定こども園は多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)の対象となります。(私学助成の特別支援教育経費の対象にはなりません。) (注)ここでいう私学助成の特別支援教育経費の対象となる学校法人立認定こども園には、学校法人化する予定のいわゆる志向園も含まれます。また、設置主体の一本化のために、学校法人から社会福祉法人へ事業譲渡した場合、従前まで学校法人が設置していた幼稚園部分に在籍する2号認定子どもがいたとしても、私学助成の特別支援教育経費の対象にはなりません。	
323	放課後児童健全育成事業	一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位への国庫補助の要件について、 ①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合については、山村振興法やへき地教育振興法など法的根拠のある地域限定でしょうか。	当該要件については、交通条件、及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、漁業集落、へき地及び離島であり、法令等に定義された地域を対象とするものです。 対象地域について疑義がある場合は、個別にご相談いただくようお願いいたします。	
324	放課後児童健全育成事業	一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位への国庫補助の要件について、 ②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合の具体的な内容は何でしょうか。	以下のようなものを対象とする予定です。 ○小学校の統廃合により、廃校となった小学校に通っていた子ども達が自宅に近い生活圏域の中で活動(生活)するために、引き続き、廃校等を活用して放課後児童クラブを実施する場合 ○翌年度からの本格実施を見据え、年度途中(年度後半)に放課後児童クラブを開所した場合(ただし、翌年度中に児童の数が10人以上とならなかった場合は、災害等によるやむを得ない理由がある場合を除き、交付金の返還を命ずることがあるので留意すること。) なお、補助対象となるかの判断に迷う場合については、個別に厚生労働省にご相談いただくようお願いいたします。	

325	放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業)	放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業)について、タクシーやファミリー・サポート・センターの活用は対象となるのでしょうか。	タクシーによる送迎については、年間を通じて、タクシー事業者と契約を結び、定期的に送迎を行う場合などが対象となります。 また、ファミリー・サポート・センターの活用による実施については、国庫補助事業である子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)として実施する場合には、他の国庫補助を受ける場合(重複受給)に当たることから、対象とはなりません。	
326	放課後児童支援員等処遇改善等事業	賃金改善の方法にはどのようなものがありますか。	賃金改善の方法は、ベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金等があります。	
327	放課後児童支援員等処遇改善等事業	放課後児童支援員等処遇改善等事業の事業費を、新たな職員を雇い上げる費用(新たな職員の給与の全部)に充当することは可能でしょうか。	実施要綱別添6の3(1)の事業については、職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助するものであり、新たな職員を雇い上げることにより増加した人件費を補助する趣旨ではないことから、新たに職員を雇い上げる場合についても、当該職員に係る賃金改善経費のみが補助対象となり、賃金改善部分以外の人件費に充当することはできません。 実施要綱別添6の3(2)の事業については、賃金改善に必要な費用を含む常勤職員を配置するための追加費用の一部を補助するものであり、新たに常勤職員を雇い上げる場合に限らず、事業の対象となる常勤職員の賃金改善経費を含む給与に充当することも可能です。	
328	放課後児童支援員等処遇改善等事業	新規に増員した職員の賃金改善額はどのように考えたら良いでしょうか。	平成25年度に同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準と比較し、その額を超える部分が賃金改善額となります。	
329	放課後児童支援員等処遇改善等事業	新規に開所した場合の賃金改善額はどのように考えたら良いでしょうか。	平成25年度に存在しなかった放課後児童クラブに従事する職員の賃金改善額については、平成25年度の地域の放課後児童クラブの賃金水準と比較し、賃金改善が図られていると認められる部分を賃金改善額とします。	
330	放課後児童支援員等処遇改善等事業	放課後児童支援員等処遇改善等事業について、実施要綱の別添6の3(1)に規定する家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を主に担当する職員が複数名いた場合、複数名の職員に係る賃金改善経費が補助対象となるのでしょうか。	実施要綱別添6の3(1)に規定する家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を主に担当する職員が複数名いる場合は、その全ての職員に係る賃金改善経費が補助対象経費の額の算定対象となります(人数の制限はない)。	
331	放課後児童支援員等処遇改善等事業	実施要綱の別添6の3(2)に規定する家庭、学校等との連絡及び情報交換等に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置するとともに、これらの業務を主に担当する非常勤職員も配置している場合、当該非常勤職員の賃金改善経費も補助対象となるのでしょうか。	実施要綱別添6の3(2)の事業については、当該育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置するための追加費用を基に補助対象経費の額を算定することとし、非常勤職員の賃金改善経費を補助対象経費の額の算定に含めることはできませんが、「5 対象事業の制限等」の(2)に記載のとおり、国庫補助金を活用して、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において決定して差し支えありません。	

332	放課後児童支援員等処遇改善等事業	放課後児童支援員等処遇改善等事業の国庫補助基準額は、何人分の賃金改善経費を見込んだものでしょうか。	国庫補助基準額については、放課後児童クラブに従事する非常勤職員1名分の賃金改善経費、又は非常勤職員1名を常勤職員に替える場合の追加費用を基に算出していますが、執行に当たっては、いずれも支援の単位当たりの年額として国庫補助基準額を設定しており、その金額の範囲内であれば、補助の対象となる職員の人数には制限を設けていません。	
333	放課後児童クラブ運営支援事業	放課後児童クラブ運営支援事業の賃借料補助について、平成26年度以前より運営している放課後児童クラブが、新たに民家等を借りて事業を実施する場合、支援の単位が増加しなくても受入児童数が増えれば、当該補助金の対象となり得るか。	なり得る。現在の場所では手狭で、入所を希望する児童全員が入所できないため、広い場所に移転する場合は適用されると解される。その場合、支援の単位が増えなくても、定員が増えれば適用される。ただし、老朽化が理由で移転する場合は適用できないのでご留意願いたい。	
334	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	概ね5年以上の経験年数の放課後児童支援員に対する処遇改善の要件である「一定の研修」について、他の市町村が実施する研修も対象となるか。	処遇改善の補助を実施する市町村が適当と認めた場合には、他の市町村が実施する研修も対象となる。	
335	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	概ね10年以上の経験年数の放課後児童支援員の「事業所長的（マネジメント）立場にある者」とは、どのような職員を指すか。	「事業所長的（マネジメント）立場にある者」は、放課後児童健全育成事業の事業所長、若しくは支援の単位の責任者などを想定している。なお、当該立場にある者については、発令や運営規程等の文書により確認できる必要がある。	
336	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	本事業における、①平成28年度に対する賃金改善額、②放課後児童支援員の経験年数は、どのような確認方法を想定しているか。	①対象となる職員の給与等の額が確認できる書類（例えば、各年度の給与規定や、賃金台帳の写し等）、②放課後児童健全育成事業以外の事業の経験年数を確認する場合には、各々の事業所等における経験年数が確認できる書類（勤務証明書等）を想定している。	
337	放課後児童健全育成事業	長期休暇支援加算について、支援の単位を新たに設けて運営する場合が補助対象となるとのことだが、支援の単位を新たに設けない場合（長期休暇中に児童が増え、職員を配置した場合等）は補助対象とならないのか。	長期休暇支援加算は、夏休み等の長期休暇期間中に児童の数の増があり、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助対象とすることとしている。このため、単に職員を加配した場合には補助の対象とはならない。なお、当該支援の単位は、開所日数以外の設備運営基準を満たす必要がある。	

338	病児保育事業	病児保育事業の改善分加算について、「利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に加算」とあるが、どの程度実施すれば加算の対象となるのか。	病児保育事業の交付要綱上、「特定分」と「一般分」を区分して記載しているが、これは、従来からの特定事業主財源による「特定分」と、消費税財源による質の向上分としての「一般分」を財源別に明示的に区分しているものである。「一般分」として記載されている、今回の新制度に伴う質の向上による改善分は、「特定分」としての基本分を改善する目的で設けたものである。 改善分加算については、利用児童の少ない日において、地域の保育所等に対して、感染症流行情報、予防策等の情報提供や巡回支援を行うなど、その地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価することとしているが、これらの機能は、通常、病児保育事業所が備えている機能であり、基本的に改善分加算の対象となるものとする。 したがって、利用児童数が多く、巡回等が行えない場合でも、保育所等への情報提供などを適宜行うことで、改善分の対象となるものとする。	
339	地域子育て支援拠点事業について	地域子育て支援拠点事業について、実施要綱の4.実施方法②一般型イ実施場所(ア)では「公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場所として適した場所」とありますが、これらの他にどのような場所で実施することが可能でしょうか。例えば、幼稚園や認定こども園で事業を実施することは可能でしょうか。	実施要綱に例示した場所に限らず、子育て親子が集う場として適した場所であれば、地域子育て支援拠点事業の実施場所とすることができます。 幼稚園・認定こども園は、教育・保育に関する専門性を活かして、従前から、地域における幼児期の教育・保育のセンターとして子育て家庭の保護者等に対する支援(各種講座の開催、教育相談事業の実施、親子登園など未就園児教室の実施等)を行ってきており、その知識・経験を有効活用する観点から、本事業の実施場所とすることが考えられます。 なお、幼稚園・認定こども園における子育て支援活動については、私学助成の「子育て支援推進経費」(幼稚園の子育て支援活動の推進)を活用することも可能であり、各自治体におかれては、地域及び各園の実情に応じ、積極的な対応をお願いします。	
340	特別な支援を要する子どもへの補助事業	特別な支援を要する子どもへの支援については、私学助成(幼稚園等特別支援教育経費)、市町村が実施する補助制度(一般財源化前の障害児保育事業)及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業で支援することとなっておりますが、これらの補助事業の対象となる子どもは身体障害者手帳等の障害者手帳の交付を受けている必要がありますか。	私学助成(幼稚園等特別支援教育経費)や多様な事業者の参入促進・能力活用事業において、特別な支援を要する子どもに該当するかの判断に当たり、障害者手帳は必須ではありません。医師の診断書その他、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等、障害の事実が把握可能であればこれらの事業の対象として差し支えありません。 また、市町村が実施する補助制度(一般財源化前の障害児保育事業)においては、市町村が補助要件を定めることとなりますが、上記事業の取扱を参考として頂くことが考えられます。	
341	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の補助対象について	多様な事業者の参入促進・能力活用事業について、平成28年度の実施要綱では、留意事項から「認定こども園特別支援教育・保育経費について、別表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であっても、各都道府県からの独自助成等を受けている場合は、本事業の対象としないこと。」という記載が削除されていますが、何故でしょうか。	当該記載は、私学助成(特別支援教育経費)等の対象となっている園児について、重ねて多様な事業者の参入促進・能力活用事業による補助を受けることはできないことを確認的に記載したのですが、この記載により、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業による補助を受けた上で、各都道府県・市町村の単独事業としてその上乗せを行うことも認められない」との誤解を招く可能性があったため、適正化を図る観点から削除したものです。	

342	病児保育の広域利用	病児保育を利用する際、居住地市町村以外の病児保育を利用することは可能ですか。その際、どのようなことに留意する必要がありますか。	病児保育について、居住地に利用できる施設があるとは限らないため、広域的な利用ニーズに応じていく必要があります。 このため、市町村間ではあらかじめ広域利用があった場合の費用負担について十分に協議していただくことが基本となりますが、以下のような対応が考えられます。 ①一定数の利用者を恒常的に受け入れており、今後も同様に受け入れる見込みである場合には、市町村間において当該施設の利用枠に関する協定を締結する。(なお、このような場合には、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市町村間で子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが適当と考えられます。) ②複数の施設において広域利用が見込まれる場合には、当該複数の施設を対象とした包括的な協定を締結する。 ③①、②に該当しないような急遽利用があった場合など、事後的に利用実績を把握した場合、費用負担の調整を市町村間で行ってください。 都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整に対し助言等を行ってください。
343	放課後児童健全育成事業	開所日数加算について、交付要綱では「(年間開所日数-250日)×15,000円(1日8時間以上開所する場合)」とされていますが、平日についても1日8時間以上開所しなくてはならないのでしょうか。	小学校の年間授業日数や長期休暇期間等における平日の日数等を勘案し250日と設定しており、この日数を超過してクラブを開所する場合に開所日数加算の対象となる。このため、開所日数加算の対象となる開所日が長期休暇期間等に当たることを想定し、交付要綱では「(年間開所日数-250日)×15,000円(1日8時間以上開所する場合)」としているところであり、平日について1日8時間以上の開所を必要としているものではない。
344	放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業)	放課後児童クラブ設置促進事業における「既存施設の改修」とは、どの程度の改修を想定しているのでしょうか。	床板やカーベットの張り替え、壁紙のはり替えなどの軽微な改修を想定している。建物の構造を変えるような改修や、建物の効用を増加させるような改修は放課後児童クラブ設置促進事業の補助対象外となる。
345	放課後児童クラブ運営支援事業(障害児受入推進事業)	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置しましたが、年間を通して障害児の利用がなかった場合、補助対象となるのでしょうか。	障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童指導員等を配置していれば、結果として障害児の利用がなかった場合でも補助対象となる。
346	放課後児童クラブ運営支援事業(土地借料補助)	土地借料の補助対象となる期間はいつになるのでしょうか。	工事契約日以降から放課後児童クラブを開所するまでの期間における土地借料が補助対象となる。
347	放課後児童支援員等処遇改善等事業	平成27年度に賃金改善を図り、国庫補助の対象となりましたが、平成28年度も国庫補助の対象となるには、更なる賃金改善をしなくてはならないのでしょうか。	平成25年度の賃金と比較して、賃金改善がされていれば補助対象となるため、平成27年度の賃金と比較する必要はない。

348	一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価	園の行事等のため、休日（土日祝）を営業日に、平日を休業日に振り替えている場合、一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価における「平日」と「休日」の取扱いはどのようになるのでしょうか。	園の行事等のために営業日の振替えを行っている場合、振替え後の取扱いに合わせるようになります。例えば、日曜日を営業日に、翌日の月曜日を休業日に振り替えている場合、日曜日は「平日」、月曜日は「休日」の単価が適用されます。	
349	一時預かり事業（幼稚園型）の利用料の設定	休日や長期休業中の利用料を平日と変えることは可能でしょうか。	利用料については、市町村又は各園で自由に設定していただくものですので、日によって利用料を変えることは差し支えありませんが、その理由を含め、あらかじめ利用者にはっきりと説明を行うことが望まれます。	
350	多様な事業者参入促進・能力活用事業（対象児童の在籍状況についての確認・判断時期）	対象児童の在籍状況について、いつ時点で確認・判断を行えば良いのでしょうか。	年度当初の時点で確認・判断することが基本となりますが、それ以降に対象児童が入園したり、障害を有していることが発覚する場合もあるため、施設からの相談に応じて、年度途中でも柔軟に対応する必要があります。 なお、私学助成（幼稚園等特別支援教育経費）についても、基本的な考え方は同様です。対象児童の有無・人数について、一般補助に係る園児数を算定する5月1日時点のみで確認・判断するのではなく、例えば、満3歳児の園児数を算定する1月時点で改めて確認するなど、実態に即した把握をすることが望まれます。	
351	多様な事業者参入促進・能力活用事業（年度途中で対象児童の受入れがなくなった場合の取扱い）	年度途中の退所等により対象児童の受入れがなくなった場合、それ以降、補助は受けられないのでしょうか。	年度途中の退所等により、対象児童が減少したり、対象児童の受入れがなくなった場合でも、受入れに必要な体制（職員の加配）を整えている場合には、それに応じた補助を受けることが可能です。	

【財政支援・私学助成・就園奨励費】

No.	事項	問	答	備考
352	現行制度に残る施設の私学助成・就園奨励費の取扱い	従来の私立幼稚園(新制度に移行しない幼稚園)に対する私学助成・就園奨励費は、新制度施行後にはどうなるのですか。	<p>新制度に移行していない幼稚園に対する財政支援は、従来と同様、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなります。国は、各都道府県が私立幼稚園に補助した場合、その一部を補助するという性質上、都道府県が私学助成を行うことが前提となりますが、国としては、新制度に移行していない幼稚園には、引き続き私学助成により支援していく方針です。</p> <p>これらの財政支援の水準については、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実に努めていくこととしています。なお、国の消費税増収分は新制度を含めた社会保障4経費に充てることとされていますが、私学助成や就園奨励費補助はこの対象になっていません。</p>	
353	新制度に移行する施設の私学助成・就園奨励費の取扱い	新制度に移行する私立幼稚園や認定こども園に対する新制度の私学助成・就園奨励費は、新制度の施行後にどのように変わりますか。	<p>私学助成の一般補助は基本的に実施しませんが、国のメニューのうち一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施します。また、特別補助については、国のメニューとしては、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施します。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別の事情がある場合の過渡的な措置として実施します。</p> <p>また、就園奨励費補助金(国庫補助)の対象外となります。</p>	
354	一種免許、財務改善、特別支援、教育の質向上(国負担)	私学助成における一種免許状の保有の促進、財務状況の改善の支援、幼稚園特別支援教育経費及び教育の質の向上を図る学校支援経費の支援は今後どうなりますか。	<p>幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、施設型給付を受けない幼稚園のいずれについても学校法人立については、国庫補助対象とします。社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園については、学校法人立の幼稚園(従来の幼保連携型認定こども園を含む。)から移行したのものも含め、国庫補助対象外とします。</p> <p>なお、新制度施行後に新設される学校法人立の幼保連携型認定こども園における幼稚園特別支援教育経費については、1号認定子どものみを国庫補助対象とします。(平成27年2月26日付私学助成課事務連絡「幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園特別支援教育経費)について」をご参照ください。)</p>	
355	財政措置	新制度に移行しない幼稚園数・園児数を確実に見込むことは難しいと思われませんが、国として確実に財政措置できるのですか。	私学助成・就園奨励費の予算については、私立幼稚園の新制度への移行率をもとに、必要な額に限り新制度に移し替えることとしているため、新制度に移行していない幼稚園に対する私学助成・就園奨励費に要する額は適切に措置されます。	

356	新制度との出入り	年度途中において市町村の確認を辞退した幼稚園に対する私学助成・就園奨励費は国の補助の対象となりますか。	年度途中から私学助成の対象とするかどうかは都道府県・市町村間で調整して判断いただきたいと思います。都道府県の私学助成の対象となる場合については、国庫補助の対象となります。市町村が年度途中で確認辞退した園に対して就園奨励事業を実施する場合については、国庫補助の対象とします。	
357	特別支援(地方負担)	認定こども園・新制度に移行した幼稚園に係る特別支援教育経費支援の地方負担は、これまでと同じく特別交付税になるのですか。	引き続き特別交付税によることとしています。	
358	団体補助の在り方	団体補助(日本私立学校振興・共済事業団補助及び退職金社団補助)は、新制度施行により変更はありますか。	今回の制度改正は、団体補助の実施主体やその在り方に変更を加えるものではない(新制度に移行する園も含めて対象とする)と考えています。	
359	団体補助の実施主体	政令市・中核市所在の幼保連携型認定こども園の認可は政令市・中核市に権限移譲されますが、団体補助の実施主体はどうなりますか。	団体補助の実施主体については、引き続き都道府県を実施主体として想定しています。	
360	団体補助の加入対象	認定こども園の普及を踏まえ、退職金団体の加入対象に保育所や認可外保育施設を加えてもよいでしょうか。3歳未満児を担当する保育士も認めてよいでしょうか。	退職金団体の運営については、加入対象の範囲を含め特段の規制はなく、各団体の判断により、学校法人が行う保育所等の職員や一時預かり事業等の専任職員を加入対象とすることが可能です。	
361	認定こども園が新制度に移行しない場合の財政支援	各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成(一般補助)や保育所運営費は受けられますか。	いずれの類型の認定こども園についても、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、国としては、私学助成(一般補助)や保育所運営費を継続しません。なお、詳しくはNo.352、353をご参照ください。	自治体向けFAQ【認定こども園】 No214再掲
362	国・地方の費用負担割合	子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業についての国・都道府県・市町村の費用の負担割合はどうなりますか。指定都市・中核市についても都道府県の費用負担があるのでしょうか。	施設型給付については、私立施設の場合、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となり、指定都市、中核市でも他の市町村と同様に1/4となります。公立施設の場合は、市町村の一般財源によることになるため、給付費の負担割合は市町村10/10となります。 また、教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、当分の間、全国統一費用部分(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)と地方単独費用部分(市町村負担+ 都道府県補助)を組み合わせて施設型給付として一体的に支給する経過措置があります。 地域型保育給付については、公私ともに国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の割合となり、指定都市、中核市でも他の市町村と同様に1/4となります。 地域子ども・子育て支援事業については、要綱でお示しする予定ですが、補助率は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3を予定しています。(妊婦健診は一般財源)	

363	措置入所に係る費用負担割合	児童福祉法第24条第5項、第6項に規定する措置入所については、支援法の給付とならないと思いますが、国・都道府県・市町村の費用負担割合はどうなるのでしょうか。	児童福祉法第24条第5項、第6項に規定する措置入所に係る費用負担割合については、支援法の施設型給付と同様、公立施設は全額設置者負担、私立施設は、国2分の1、都道府県4分の1、市町村(指定都市、中核市を含む。)4分の1となります。	
364	私学助成の幼稚園特別支援教育事業	私学助成の特別支援教育事業について、同一施設の認定こども園内で1号認定子どもから2号認定子どもに認定変更が生じた場合の取扱いはどうなるのでしょうか。受けられる補助メニューも私学助成から多様な主体の参入促進・能力活用事業に切り替わることになるのでしょうか。一度補助を受けたら、一年間は有効となるのでしょうか。あるいは月単位で判定していくのでしょうか。	私学助成はこれまでと同様、各都道府県の定める時点において対象園児の数を確定し、年度を通じて補助を行う枠組みとなります。一方で、子どもの認定区分は随時変更可能であり、また、多様な事業者の参入促進・能力活用事業は月単位での補助単価となっているため、私学助成との重複が生じないよう、適宜調整をお願いします。	
365	私学助成の子育て支援活動の推進	私学助成の子育て支援活動の推進について、新制度に移行した場合はどうなりますか。	新制度に移行した幼稚園・認定こども園の子育て支援活動については、要件を満たし、かつ、市町村から委託を受ければ地域子育て支援拠点事業として実施することができます。また、従来の私学助成(子育て支援活動の推進)による支援と市町村による地域子育て支援拠点事業との間に差異があることも踏まえ、地域子育て支援拠点事業への円滑な移行が困難な園に対しては、当分の間、私学助成による補助を受けることも可能とします(ただし、これまで都道府県による私学助成の子育て支援活動の推進補助を受けていた園に限ります。)	事業者向けFAQ【幼稚園に関すること】Q36再掲
366	地域子育て支援拠点事業と私学助成の子育て支援活動の推進	新制度に移行した幼稚園や認定こども園が地域子育て支援拠点事業を実施する場合、当該事業に係る市町村からの委託費(補助)等のほか、私学助成(子育て支援活動の推進)も合わせて受けることは出来るのでしょうか。	そのような場合は、重複して国庫補助対象となる私学助成(子育て支援活動の推進)を受けることは出来ません。	
367	特別な支援を要する子どもへの補助事業	特別な支援を要する子どもへの支援については、私学助成(幼稚園等特別支援教育経費)、市町村が実施する補助制度(一般財源化前の障害児保育事業)及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業で支援することとなっておりますが、これらの補助事業の対象となる子どもは身体障害者手帳等の障害者手帳の交付を受けている必要がありますか。	私学助成(幼稚園等特別支援教育経費)や多様な事業者の参入促進・能力活用事業において、特別な支援を要する子どもに該当するかの判断に当たり、障害者手帳は必須ではありません。医師の診断書の他、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等、障害の事実が把握可能であればこれらの事業の対象として差し支えありません。 また、市町村が実施する補助制度(一般財源化前の障害児保育事業)においては、市町村が補助要件を定めることとなりますが、上記事業の取扱を参考として頂くことが考えられます。	自治体向けFAQ【地域子ども・子育て支援事業】No.340再掲

368	多様な事業者参入 促進・能力活用事業 (対象児童の在籍状 況についての確認・ 判断時期)	対象児童の在籍状況について、いつ時点で確認・判断を行えば 良いのでしょうか。	年度当初の時点で確認・判断することが基本となりますが、それ以降に対象児童が入園 したり、障害を有していることが発覚する場合もあるため、施設からの相談に応じて、年度 途中でも柔軟に対応する必要があります。 なお、私学助成(幼稚園等特別支援教育経費)についても、基本的な考え方は同様で す。対象児童の有無・人数について、一般補助に係る園児数を算定する5月1日時点のみ で確認・判断するのではなく、例えば、満3歳児の園児数を算定する1月時点で改めて確 認するなど、実態に即した把握をすることが望まれます。	自治体向け FAQ【地域子 ども・子育て 支援事業】 No.350再掲
-----	--	---	---	---

【教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費に係る経過措置等】

No.	事項	問	答	備考
369	経過措置の対象施設	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の経過措置は、保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園の1号給付にも適用されるのですか。	1号給付のいずれについても適用されます。	
370	全国統一費用部分と地方単独費用部分の財政負担	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の中で、給付の地方単独費用部分の対象となる加算はどれですか。あるいは、基本分単価、加算単価ともに、一定の割合により国庫負担対象額と地方単独費用部分とで費用分担するのですか。	<p>全国統一費用部分及び地方単独費用部分の性格を踏まえながら、実際の算定実務への影響を極力小さくする観点から、基本的には、1号給付に係る公定価格の総額に対する一定の割合(72.5%※)により国庫負担対象額を設定し、利用者負担額を控除した額を国1/2、都道府県1/4により財政負担することとしています。</p> <p>なお、平成27年2月6日開催の「平成26年度第3回都道府県私立学校主幹部課長会議」において、本件に係る「私立幼稚園(1号認定子ども)に係る新制度の財政構造」についてご説明しています。また、上記会議で配布した資料のうち、該当の資料については、各都道府県新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局あてに平成27年2月6日付けメールにより送付していますので、そちらをご参照ください。</p> <p>※ 平成29年度より73.4%</p>	修正
371	地方単独費用部分における負担割合	地方単独費用部分に係る市町村負担・都道府県補助に係る割合はどうなりますか。また、地方自治体負担分に係る交付税措置はどうなりますか。	<p>本則における市町村と都道府県の費用負担(1:1)を踏まえ、経過措置である地方単独費用部分についても、市町村実質負担:都道府県補助=1:1の割合としたうえで、適切に地方財政措置を講じる方向で調整しております。</p> <p>なお、平成27年2月6日開催の「平成26年度第3回都道府県私立学校主幹部課長会議」において、本件に係る「私立幼稚園(1号認定子ども)に係る新制度の財政構造」について説明をしています。</p> <p>また、上記会議で配布した資料のうち該当の資料については、各都道府県新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局あてに平成27年2月6日付けメールにより送付していますので、そちらをご参照ください。</p>	

372	地方単独補助による私学助成や給付の上乗せ	認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に対して都道府県や市町村が私学助成や給付の上乗せを行うことに問題はないでしょうか。	<p>各都道府県や各市町村としての私立学校教育の振興の考え方に基づいて独自に助成を行うことは可能です(教育基本法第8条参照)。これまでの私学助成の水準が都道府県により格差があることなども踏まえ、必要に応じて、新制度に移行する園も含め、地方自治体独自の助成措置を検討することが考えられます。</p> <p>この場合の助成方式としては、市町村による施設型給付の支給とは別に、都道府県が独自に、これまでと同様、幼稚園への団体補助(機関補助)として私学助成を行う方式や、同様に、市町村が幼稚園への団体補助(機関補助)として独自に補助を行う(市町村の補助に対し都道府県がその経費の一部を補助することもあり得る)方式が考えられます。</p> <p>なお、市町村が、個人給付である施設型給付として、国の設定する公定価格を上回る給付(単価の上乗せ、独自の加算項目などを設定)を行う方式も考えられます(ただし、当該上回る給付部分に係る子ども・子育て支援法による都道府県による補助について、市町村と都道府県で協議が必要)が、施設・市町村の双方にとって、給付実績や審査等の多大な事務負担増となることや、特に広域利用の施設については施設から市町村、市町村から国・都道府県への請求に過誤のないよう注意を要することに留意が必要と考えます。</p>	
373	私学助成の地方単独補助の方法	私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により制度的に保障している全国的な水準よりも高い都道府県において、新制度に移行する私立幼稚園について、引き続き、地方自治体独自の上乗せ分等の私学助成を実施することを検討するよう国から要請がありました。具体的などのような補助事業とすればよいのでしょうか。例えば、全ての園に対して一律の補助を行えば良いのか、それとも、園の規模等によって変えるのか、施設型給付の額が従来の私学助成の額よりも減る園にのみ補助を行えば良いのでしょうか。	<p>公定価格の仮単価については、従来の私学助成の全国的水準により設定しているため、とりわけ私学助成の水準を高く設定している都道府県に所在する園を中心として減収となる園が出る可能性があります。このため、とりわけ従来の私学助成の一般補助の水準が高い都道府県においては、私立幼稚園が新制度に移行した後も、従前通り特色ある質の高い教育活動を展開できるようにするため、単独の上乗せ助成を実施するか否かについて検討をお願いしたいと考えています。また、園ごとの私学助成の水準のばらつきが大きい都道府県についても減収となる園が出る可能性があり、同様に検討することが考えられます。</p> <p>この上乗せ単独助成の補助事業の内容、配分方法等については、ある特定の要素(教育内容、取組内容、配置状況等)に着目した形での配分、各園の経営実態や新制度施行後の見込み等を踏まえた形での配分などが考えられますが、各地方自治体がそれぞれ自らの財源により独自に実施する事業であり、最終的には、各都道府県が自ら判断し設定する性格のものと考えています。</p> <p>ただし、施設型給付と同様の個人給付とすることは、事務が煩瑣になるなどの課題も多いことから、基本的には、各園への機関補助することを軸に検討していただくのが良いのではないかと考えています。</p>	

【会計基準・外部監査】

No.	事項	問	答	備考
374	個人立施設の会計処理①	施設型給付費等に係る会計処理については、法人種別ごとの会計処理を求めることが基本とされていますが、個人立の施設の会計処理はどのような取扱いとなるのでしょうか。今後、通知等で示されますか。	施設型給付費等に係る会計処理については、法人種別ごとの会計処理を求めることを基本としており、例えば学校法人が運営する施設や事業は学校法人会計基準を、社会福祉法人が運営する施設や事業は社会福祉法人会計基準を、株式会社が運営する施設や事業は企業会計基準を適用することとしています。 また、いわゆる102条園(宗教法人立や個人立の幼稚園等)において、公的な会計基準が設けられていない施設が施設型給付費を受ける場合については、基本的に学校法人会計基準に準じた会計処理を行ってください。	
375	個人立施設の会計処理②	施設型給付費を受ける個人立の幼稚園については、学校法人会計基準に準じた会計処理を行うことが基本とありますが、事務体制の制約等により、準じた処理が困難な場合はどうすればよいのでしょうか。	必ずしも学校法人会計基準に準じた会計処理を義務づけるものではありませんが、当該基準に準じた会計処理を行っていない場合、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けて監査証明を得ることが困難な場合も考えられますので、可能な限り、当該基準に準じた会計処理を行うことが望まれます。	
376	財団法人、社団法人、NPO法人などの会計基準	財団法人や社団法人、NPO法人などの場合、会計基準はそれぞれの会計基準によって差し支えないでしょうか。	それぞれの会計基準によって頂いて差し支えありません。 なお、これらの者については、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日付児発第295号厚生省児童家庭局長通知)においては、企業会計の会計基準による会計処理を行っている者と同様の取扱いとなります。	
377	私立幼稚園に対する検査等	これまで、都道府県から私学助成を受けていた園に対しては、都道府県が検査を行っていましたが、私立幼稚園が新制度に移行した際には市町村検査、報告徴収などを行うこととなるのでしょうか。また、都道府県の私学担当部局は財務書類を徴収することができるのでしょうか。	新制度に移行する私立幼稚園については、市町村が確認権者として運営基準を満たしているか等を確認するために監査等を行うこととなります。同時に、新制度に移行しても、学校法人の所轄庁が都道府県知事であることには変わりはありませんので、所轄庁としての検査、報告徴収などは、引き続き、都道府県が実施することとなります。 なお、私立幼稚園が新制度に移行することにより私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第9条に規定する補助金(一般補助及び特別補助)を受けなくなる場合、同法第14条の所轄庁への財務書類の届出義務の対象外となりますが、所轄庁において指導監督に必要な範囲で引き続き財務書類を徴収することは可能です。	
378	利用者負担額の取扱い	学校法人で新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園(以下、「新制度園」という。)の利用者負担額(基本負担額)に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。	公定価格における利用者負担額(国基準の範囲内で市町村が定める額)に係る会計処理については、大科目は「学生生徒納付金収入」、小科目は「基本保育料収入」とします。	

379	施設型給付費の取扱い	学校法人立の新制度園における施設型給付費に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。	施設型給付費は、施設の運営に標準的に要する費用総額として設定される「公定価格」から「利用者負担額」を控除した額であることから、その性質上、大科目は「補助金収入」として取り扱うことが基本です。(なお、小科目は「施設型給付費収入」とします。) ただし、施設型給付費が、法的には保護者に対する個人給付と位置付けられるものであるという点を重視して、所轄庁(都道府県知事)の方針のもと、大科目を「学生生徒等納付金収入」として取り扱うことも可能です。ただし、この場合でも、小科目は「施設型給付費収入」とすることが必要ですので、ご注意下さい。 なお、公認会計士による外部監査を受けない場合には、市町村による会計監査が行われることを踏まえ、上記のような取扱いを行う場合には都道府県から市町村に対して適切な情報提供等をお願いします。	
380	特定負担額の取扱い	学校法人における新制度園の特定負担額に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。費目ごとに処理する必要はあるのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下、「運営基準」という。)第13条第3項に規定する特定教育・保育の質の向上に係る対価として保護者の同意を得て支払いを受ける額(いわゆる特定負担額)に係る会計処理については、大科目は「学生生徒納付金収入」、小科目は「特定保育料収入」とすることを基本とします。(なお、小科目には用途を示す費目を付記することも考えられます。例: 特定保育料収入(施設整備費)など)	
381	入園前に納付する検定料等に係る会計処理①	学校法人における新制度園の検定料や入園料に係る会計処理はどうなるのでしょうか。	検定料については、従来の私学助成を受ける園と同様、大科目は「手数料収入」、小科目は「入学検定料収入」として取り扱うこととなります。 また、新制度移行後に入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、①入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価又は②教育・保育の対価の大きく2つに分けられますが、このうち、①については、その費用の性質上、検定料と同様、大科目は「手数料収入」として取り扱うことが適当と考えます(小科目は「入園受入準備費収入」とします。) なお、②については、特定負担額として一定の要件の下で徴収することが可能であり、用途を示す費目を一括して入園料の名目で徴収することも可能ですが、その場合の会計処理については、上記(No.380)に示すとおり、大科目は「学生生徒納付金収入」、小科目は「特定保育料収入」とすることを基本とします。(なお、小科目に用途を示す費目を付記する場合は、「入園料」ではなく、具体的な費目をを用いることとします。)	
382	入園前に納付する検定料等に係る会計処理②	学校法人において新制度園における入園前に徴収する検定料や入園料は、どの年度の収入として処理すればよいのでしょうか。	「手数料収入」として取り扱う検定料及び入園受入準備費については、入園年度の前年度の収入として処理しますが、入園料として徴収する特定負担額については、教育・保育の対価としての性質上、入園年度の収入として処理します。(なお、入園年度の前年度中に徴収した場合には、いったん「前受金収入」として処理することとなります。)	

383	実費徴収の取扱い	学校法人において新制度園における実費徴収に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。	運営基準第13条第4項に規定する特定教育・保育において提供される便宜に要する費用として保護者の同意を得て支払いを受ける額(いわゆる実費徴収額)に係る会計処理については、従来の私学助成を受ける幼稚園における取扱いと同様、徴収の実態等に応じて取り扱うものとします。	
-----	----------	--	--	--

384	一時預かり事業(幼稚園型)に係る会計処理	学校法人において一時預かり事業(幼稚園型)に係る経費等はどのように会計処理するのでしょうか。	私学助成における従来の預かり保育については、学校法人会計基準では補助活動収支として計上するQ&Aが出されており(平成14年7月29日日本公認会計士協会「学校法人の設置する認可保育所に係る会計処理に関するQ&A」参照。)、一時預かり事業(幼稚園型)に係る会計処理においても、私学助成における従来の預かり保育と同様に扱うこととします(一時預かり事業は教育活動に付随する事業であるため、教育に関連する科目として計上しないこととなります。)。なお、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、従来どおり、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができます。	
385	収支予算書における収入計上	学校法人立の新制度園において、収支予算書に施設型給付費と利用者負担額の収入見込額を計上する場合はそれぞれ区分して計上する必要があるのでしょうか。	新制度園における収支予算書の取扱いについては、私学助成を受ける幼稚園における取扱い(私学助成法第14条第2項)に準じて取り扱うこととなりますが、収入見込額の計上に当たっては、学納金収入(利用者負担額)と補助金収入(施設型給付費)は、それぞれ区分して計上する必要があります。ただし、収支予算書提出時点では各入園予定者の基本保育料(利用者負担額)が必ずしも明らかではないため、例えば、公定価格における利用者負担額の割合(H27予算案ベースで約42%)や前年度実績等を用いて見込額を計上し、必要に応じて補正予算で対応することが考えられます。 なお、従前の勘定科目により既に収支予算書を作成・提出済みの場合は、後日(例えば、補正予算編成時に)、新たな勘定科目による収支予算書に差し替える等の対応が考えられます。	
386	認定こども園の取扱い①	学校法人において幼保連携型認定こども園は、単一の部門として会計処理するのでしょうか。	新制度における幼保連携型認定こども園は、学校(及び児童福祉施設)としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、認定こども園を一つの単位として施設型給付費により財政支援を行うことから、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、一つの部門として取り扱うこととします。	
387	認定こども園の取扱い②	学校法人において幼稚園型認定こども園は、単一の部門として会計処理するのでしょうか。	幼稚園のみで構成する認定こども園(いわゆる幼稚園型認定こども園(単独型))については、学校として一つの部門として会計処理することになります。また、幼稚園及び保育機能施設により構成する認定こども園(いわゆる幼稚園型認定こども園(並列型及び接続型))についても、子ども・子育て支援法(以下、「支援法」という。)において、認定こども園を一つの単位として施設型給付費により財政支援を行うため、施設型給付費を幼稚園と保育機能施設に区分して会計処理することとした場合の事業者の事務負担等も考慮し、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、幼稚園型認定こども園を一つの部門として取り扱うこととします。	

388	認定こども園の取扱い③	学校法人において学校等の新設の場合は法人部門に収支を計上することになりますが、新制度への移行の場合は、移行に伴う収支をどの部門に計上すればよいでしょうか。	幼保連携型認定こども園への移行に当たっては、新たに認可(みなし認可を含む)を受けることとなるため、従来の学校新設等の会計処理と同様、移行に伴う収支(前受金や施設整備費等の準備経費など)は法人部門に計上し、移行後必要に応じて、認定こども園部門に適宜振替処理等を行うこととなります。また、幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行する場合や幼稚園型認定こども園のまま新制度に移行する場合は、新たに認可を受ける施設が無いことから、移行に伴う収支は、引き続き、幼稚園部門に計上することとなります。
389	教育研究経費と管理経費の区分①	学校法人において幼保連携型認定こども園における教育研究経費と管理経費の区分(以下、「教管区分」という。)はどのように取り扱うのでしょうか。	新制度における幼保連携型認定こども園は、教育・保育施設(支援法第7条第4項)として教育・保育を一体的に提供していることから、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、基本的に管理経費に該当する経費等(昭和46年11月27日雑管第118号「教育研究経費と管理経費の区分について(報告)」について(通知)の別紙1.~7.に該当する経費及び地域型保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業等(新制度移行後も私学助成を受けて預かり保育及び子育て支援活動等を実施する場合の当該事業を含む。)に係る経費)を除き、教育研究経費として取り扱うこととします。なお、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、従来どおり、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができます。
390	教育研究経費と管理経費の区分②	学校法人において幼稚園型認定こども園における教管区分は、どのように取り扱うのでしょうか。	幼稚園型認定こども園についても、幼保連携型認定こども園と同様に、教育・保育施設(支援法第7条第4項)として教育・保育を一体的に提供していることから、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、基本的に管理経費に該当する経費等(上記No.389と同じ。)を除き、教育研究経費として取り扱うこととします。 なお、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、従来どおり、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができます。
391	外部監査を受けた場合の自治体監査の取扱い	学校法人立の新制度園が公認会計士等による外部監査を受ける場合でも、市町村からの監査を二重に受けないといけないのでしょうか。	新制度園が公認会計士又は監査法人による外部監査を受けた場合には、市町村による通常の会計監査の対象外とします。なお、運営面の適正さを担保するために、市町村による定期的な指導監督又は当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合の監査等は実施します。

392	大臣所轄法人(大学等を設置する法人)に係る監査報告書の取扱い	学校法人において大臣所轄法人(大学等を設置する学校法人)が私学助成を受ける場合、私学助成法第14条第3項に規定する監査報告書を作成し、所轄庁(文部科学大臣)に提出する必要があるが、当該大臣所轄法人が新制度園を設置している場合、市町村に対して提出する外部監査に係る監査報告書は、文部科学大臣に提出する監査報告書と同じものでよいのでしょうか。また、その場合でも、外部監査費加算は適用されるのでしょうか。	この場合、市町村に提出する監査報告書は、私学助成法第14条第3項に規定する監査報告書で足りるものとします。また、この場合でも、外部監査費加算の対象となります。なお、高等学校等を設置する知事所轄法人が新制度園を設置している場合においても、同様の取扱いとします。	
393	監査報告書等の提出範囲	学校法人において外部監査の監査報告書等は、市町村のほか都道府県にも提出する必要があるのでしょうか。	外部監査費加算を受けている場合は、市町村に監査報告書等を提出することは必須ですが、市町村のほか都道府県等への提出については、所轄庁の取扱いによります。なお、施設型給付を受給している施設であっても、引き続き、私学助成(幼稚園等特別支援教育経費及び預かり保育推進事業等)は、私学助成法第9条に規定する経常的経費に該当するため、引き続き、私学助成法第14条第3項に規定する公認会計士等による監査の実施が義務付けられているため、所轄庁たる都道府県に監査報告書を提出することは必須となります。ただし、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは、私学助成法第14条第3項に規定する公認会計士等による監査は必要ありません。また、私学助成を一切受けない施設については、私学助成法第14条に基づく公認会計士等による監査は必要ありません。	
394	外部監査の定義	学校法人における外部監査費加算の要件である公認会計士等の監査の定義は何ですか。	私学助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査(学校法人立の場合)及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査をいいます。	
395	所轄庁の指定する監査事項	学校法人における新制度園の外部監査に係る監査事項はどのようなのでしょうか。	監査事項については、従来どおり、所轄庁の判断により指定することが基本ですが、新制度においては、都道府県ごとの私学助成とは異なり、国基準を踏まえ教育・保育の標準的な運営に係る費用として公定価格を設定することから、新制度園における外部監査に係る監査事項について、一定の統一的取扱いとすることが適当です。このため、所轄庁における監査事項の指定に当たっては、大臣所轄法人に係る監査事項(平成27年度については「文部大臣を所轄庁とする学校法人が文部大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」(昭和51年7月13日文部省告示第135号)、平成28年度以降については「文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」(平成27年文部科学省告示第73号))に準じて取り扱うこととします。	

396	給食費の実費徴収の取扱い	学校法人が運営する新制度園における給食費の実費徴収に係る会計処理はどのようにすればよいのでしょうか。	給食費の実費徴収については、従来の私学助成を受ける幼稚園における取扱いと同様に、徴収の実態等に応じて取り扱うものと考えられます。例えば、以下の取扱いが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・(大科目)事業収入(小科目)補助活動収入(平成28年度以降は(大科目)付随事業・収益事業収入(小科目)補助活動収入)として処理。 ・補助活動収入とは別の小科目を設けて処理。 ・食育等の観点から教育(保育)の実施に必要な経費として、合理性が認められる場合には、学生生徒等納付金として処理。 ・給食を外部搬入している等の場合に、預かり金として処理。 	
397	人件費の計上区分	新制度における「保育教諭」に係る人件費は、学校法人会計上、「教員人件費」と「職員人件費」のどちらに計上すべきでしょうか。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律第14条10項において、「保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。」と規定されており、保育教諭は教育に従事する教員であることから、学校法人会計では保育教諭人件費は「教員人件費」に計上することになります。〔当該保育教諭が担当する子どもの認定区分にかかわらず、同様の取扱い〕	
398	人件費の計上区分	新制度における「保育士」に係る人件費は、学校法人会計上、「職員人件費」として計上すればよいのでしょうか。	学校法人会計では保育士資格を有する者のうち、保育士として勤務する者(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園や保育所、小規模保育事業等で勤務する場合、一時預かり事業や子育て支援活動に従事する場合)は「職員人件費」として計上することになります。 なお、幼保連携型認定こども園に関しては、認定こども園法一部改正法附則第5条の規定により、保育士資格のみを有する者が保育教諭となることも可能とされているため、当該規定により保育教諭となる者については、上記問のとおり「教員人件費」として計上することになります。	

【その他】

No.	事項	問	答	備考
399	給付額の利用者通知	法定代理受領における給付額の利用者への通知は、毎月行わなければならないのでしょうか。例えば1年分をまとめて通知することは認められますか。	利用者への通知の取り扱いについては、お尋ねのように、1年分をまとめて通知する取り扱いとすることも可能と考えます。	
400	給付額の利用者通知 (公立施設)	施設型給付費の保護者通知について、私立保育所の場合は委託費であるので保護者への給付額通知は不要と考えて良いでしょうか。 また、公立保育所では市から保護者へ直接通知が必要でしょうか。	私立保育所における委託費の保護者への通知については、子ども・子育て支援法附則第6条により第27条が適用除外となっているため、お尋ねのとおり、法定代理受領の給付額通知についても適用除外となっています。 また、私立保育所以外の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所からの法定代理受領の給付額の通知は、公立施設であっても必要となります。	
401	法定代理受領	施設型給付について、受給者が法定代理受領を拒み、直接、個人への給付を望んでいる場合はどうすれば良いのでしょうか。	子ども・子育て支援法第27条第5項により、市町村は、当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費(若しくは地域型保育給付費又は特例施設型給付費、特例地域型保育給付費)として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設(若しくは特定地域型保育事業者)に支払うことができるため、その支払方法を決定するのは支払者である市町村となります。 なお、認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により、特定教育・保育施設等を利用した場合には、特例給付による償還払いとなりますが、基本的にはその場合を除き、償還払いとなるケースは想定していません。	
402	法定代理受領の概算払い	法定代理受領を行う施設や事業者に対する施設型給付費や地域型保育給付費の支払いについて、毎月ではなく、3か月分をまとめて概算で前払いし、事後精算することは認められますか。	施設型給付費及び地域型保育給付費については、子ども・子育て支援法施行規則第18条で毎月支払うこととされています。ご指摘の例のように、3か月分を前払いの概算払いとしてまとめて支払い、その後、各月単位で精算することも可能です。ただし、3か月分をまとめて後払いとすることは認められません。 また、私立保育所に対する委託費についても同様です。 なお、この取扱いについては、平成27年2月3日付事務連絡「施設型給付費等の支払について」、平成27年4月9日付事務連絡「施設型給付費等の支払について」及び平成27年5月20日付事務連絡「施設型給付等の支払いの円滑な実施について」においてもお示ししていますので、ご参照ください。	
403	給付額通知の内容	法定代理受領の給付額通知に記載する金額は、基本分単価だけでなく、加算も含んだ金額になるのでしょうか。	法定代理受領により施設型給付費等の支給を受けた場合において、支給認定保護者へ通知される金額は、給付費の額(公定価格から利用者負担額を引いた金額)であるため、加算額も含めたものとなります。	

404	費用の精算の時期	新制度における給付の精算時期は、従来の保育所運営費と同様、翌年度に精算されることになるのでしょうか。	従来の保育所運営費と同様、翌年度に精算します。	
405	設置主体が変更になった場合の施設型貸付金の譲渡手続き	日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人福祉医療機構の貸付を活用し施設整備を行った既存施設が、新制度移行に際して施設の設置主体が変更となった場合には、移管先法人が返済することになると考えてよいでしょうか。	幼稚園又は保育所を設置する者が、当該幼稚園又は保育所の事業に関し、施設の設置、整備又は経営等について私学事業団又は福祉医療機構から必要な資金の貸付けを受け、事業譲渡の時点でその償還が完了しない場合において、事業譲渡に当たり、当該貸付けに係る債務を承継しようとするときは、一般的な貸付けに係る債務の承継と同様、債権者である私学事業団又は福祉医療機構の同意を得ることが必要であるため、手続等について、事前に私学事業団又は福祉医療機構に相談する必要があります。	
406	保育士確保の取組	国における保育士確保のための取組について教えてください。	「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、平成27年1月に、国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援を強力に進めるための工程表として『「保育士確保プラン」を策定しました(詳しくは、平成27年1月14日付雇児発0114第1号「保育士確保プラン」について』をご参照ください)。 「保育士確保プラン」においては、保育士試験の年2回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど更なる推進を図ることとしていますので、各自治体におかれても、「保育士確保プラン」に掲げる施策メニューを活用し、保育士確保に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。	
407	へき地保育所の取扱い	へき地保育所に対するこれまでのような補助はなくなると思いますが、認可化が困難な場合はどうするのですか。	地域型保育又は施設型給付の対象となるよう認可化を目指していただくことが基本ですが、それが困難な場合は、特例給付により、へき地保育所が運営を継続できるような運用を認めます。 ※平成26年10月24日子ども・子育て会議資料1「特例給付・特例地域型保育給付について」参照。 また、地域型保育事業に移行できない場合の特例給付の単価の基準については、平成27年3月3日付府政共生第216号「離島その他の地域における特例保育の公定価格に係る協議の実施について」の協議依頼において、個別の算定方式をお示していますので、通知をご確認ください。	
408	使途制限の取扱い	施設型給付費や地域型保育給付費、委託費については、使途制限は設けられるのでしょうか。	新制度における施設型給付や地域型保育給付は個人給付(法定代理受領)であるため、使途制限はありません。ただし、私立保育所に係る委託費については、市町村からの委託に基づき、施設において保育を提供することに要する費用として支払われる性格であることにかんがみ、従前制度と同様に新制度施行後も、引き続き使途制限を設けることとしています。なお、施設型給付における処遇改善等加算は質の高い教育・保育を安定的に供給し長く働くことができる職場の構築を図るという加算の趣旨を踏まえ、確実に職員の賃金改善に充てるものとします。	

409	<p>使途制限の取扱い</p>	<p>使途制限については、私立保育所に係る委託費を除き、かからなくなる方向であると理解していますが、これまで使途制限がある中で積み立てられてきた資金についても同様に使途制限がかからなくなるものと理解してよいでしょうか。</p> <p>また、社会福祉法人の認定こども園に移行する場合は、従来の運営費の取扱いはどのようになるのでしょうか。</p>	<p>施設型給付費については、私立保育所に係る委託費を除き、使途制限を設けないとする予定ですが、学校法人や社会福祉法人等のそれぞれの法人の種別に応じて課せられる要件等については、施設型給付費等の資金の運用に当たっても同様に課せられるものとなります。</p> <p>また、私立保育所から認定こども園に移行した場合についても、これまでに積み立ててきた資金の取扱いについては、上記と同様の取扱いですが、なお、これまで積み立ててきた積立金の目的計画が果たされるようお願い致します。</p>	
-----	-----------------	---	--	--

410	特定保育事業	従来の特定保育事業は、新制度ではどのようになるのでしょうか。	特定保育事業の対象となる子どもについては、新制度では保育短時間認定の対象となり、当該子どもを保育する費用については、施設型給付(私立保育所を利用した場合は委託費)として賄われることとなります。
411	障害児を受け入れた場合の加算措置	障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、加算措置が設けられていますが、認定こども園や幼稚園、保育所については加算措置がないのでしょうか。	ご指摘のとおり、地域型保育事業において障害児を受け入れる場合には、障害児保育加算を設けることとしています。他方、認定こども園や幼稚園、保育所において障害児を受け入れた場合における財政支援については、既存の仕組みにより対応することとしています。具体的には、私立幼稚園については、私学助成の特別補助(特別支援教育経費)により対応することとし、保育所については従来通りの地方交付税措置により対応することとなります。なお、認定こども園において私学助成や障害児保育事業の対象とならない障害児については、多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)において対応することとします。これらの施設において、主幹教諭・主任保育士等が、地域関係機関との連携や相談対応等の療育支援を行う場合には、療育支援加算の対象となります。
412	地域子ども・子育て支援事業(訪問型の子育て支援事業)	子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業において、訪問型の子育て支援事業(いわゆる「ホームスタート」事業など)は実施できますか。	未就学児がいる家庭に、定期的に約2~3か月間訪問し、友人のように寄り添いながら「傾聴」(相談事などを受け止める)や「協働」(育児や家事を一緒に行う)等を行う取組みである訪問型の子育て支援事業(いわゆる「ホームスタート」事業など)については、地域子ども・子育て支援事業に直接的には位置づけられていませんが、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の要件を満たせば、これらの事業を実施する中で、訪問型の子育て支援事業の要素を盛り込むことは、可能です。 (具体例) ・ 地域子育て支援拠点事業では、実施要件である親子の交流の場の提供・促進、子育てに関する相談援助といった基本事業を実施した上で、任意の取組みとして各家庭への訪問支援の実施を認めることも可能です。(加算措置あり) 【実施自治体例:和光市】 ・ 利用者支援事業は、子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。子育て家庭の場合、身近な場所であっても通うこと自体に困難が伴う場合もあることから、状況に応じて、地域で開催されている交流の場や各家庭に出向いて相談支援を実施するアウトリーチ型支援を併用することも可能です。【実施自治体例:豊後高田市】
413	地方自治体における歳入歳出予算科目の取扱いについて	地方自治法施行規則において、地方自治体における歳入歳出予算科目が定められているところですが、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、本施行規則の改正をする予定があるのでしょうか。	地方自治体における歳入歳出科目に関しては、地方自治法施行規則第15条の別記において規定がありますが、各自治体の行政権能等に基づき、予算科目を変更することが可能となっていることから、本施行規則の改正の予定はありません。 なお、どのような歳入歳出科目が想定されるのかなどのモデルケースについては、平成27年1月28日に自治体向けに発出した事務連絡「子ども・子育て支援新制度関係歳入歳出予算の科目について」によりお示ししていますので、同事務連絡をご参照ください。

414	処遇改善等加算において過去の勤務経験を通算するために必要な書類	処遇改善等加算において、職員が過去に勤務していた施設の勤続年数を通算するためには、どのような書類を用意すればよいでしょうか。	加算を受けようとする施設・事業者は、常勤職員に係る前歴(職歴)の証明に関する書類を所在地市町村に提出する仕組みを基本としているため、あらかじめ職員が過去に勤務していた、勤続年数を通算可能な他の施設等の設置者から書類を入手しておく必要があります。また、公立施設に在職している期間については、辞令の写しで代えることも可能と考えられます。	
415	処遇改善等加算の認定手続き	処遇改善等加算の認定手続きのスケジュールはどのように想定していますか。また、認定の効果は年度当初に遡及されますか。	処遇改善等加算を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事が定める日までに、必要書類を市町村長に提出することとしており、具体的には都道府県が定めるスケジュールによることになります。また、制度施行時において加算の認定がなされていない場合については、事業者からの申請ペースで適用した上で、認定がなされた後に設定の効果は年度当初に遡及させることも想定されます。	公定価格 FAQ No.96再掲
416	減価償却費加算の要件	保育所等の減価償却費加算はどのような施設(事業所)に加算されることになるのでしょうか。一度、施設整備費補助を受けた施設は、何十年も前に補助を受けた場合であっても、加算を受けられないのでしょうか。	減価償却費加算は、以下の要件全てに該当する施設を対象とします。 (ア)保育所等の用に供する建物が自己所有であること(注1) (イ)建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること (ウ)建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2) (エ)賃借料加算の対象となっていないこと (注1)施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること (注2)施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えありません。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること よって、注2①～③に全て該当する建物については、(ウ)に該当するものとして、(ア)、(イ)、(エ)の要件も全て該当している場合は、加算の対象とすることができます。 ※詳細は、平成27年3月10日付事務連絡「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(案)の送付について」をご参照ください。	公定価格 FAQ No.46再掲
417	休日保育加算	休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないでしょうか。	日曜日における就労等に係る保育ニーズへの対応の観点から、間食又は給食等の提供をしていただくことが基本ですが、保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられます。	公定価格 FAQ No.100再掲

418	基本単価と必要な職員配置	<p>保育所や認定こども園(保育認定2号・3号)の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。</p> <p>また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。</p>	<p>平成27年3月10日付事務連絡「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(案)の送付について」の各事業類型の「Ⅱ基本部分」にあるとおり、基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士(常勤)等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があります。これを満たさない場合は、指導の対象となります。なお、保育標準時間認定子どもが少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くなる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。また、幼稚園や認定こども園については、これまで年齢別配置基準の設定がなかったことから、配置基準に達していない施設に配慮して、公定価格上調整措置を設けて、費用を調整することとしています。</p> <p>また、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについては、従事時間等の具体的な要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。</p> <p>なお、小規模保育事業等の保育標準時間認定における非常勤保育従事者も同様の取扱いとなります。</p>
419	引っ越し後も同一施設を利用する場合の給付費	<p>A市からB市に転入したが、引き続き、同一施設を利用し続ける場合、それぞれの市からの給付費は日割りとするのでしょうか。</p>	<p>ご指摘については、通常の転出・転入の場合と同様に、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成27年3月31日付通知)第2を踏まえ、日割りとすることが適当です。</p> <p>なお、当該市町村間で調整がついた場合には、月割りの取扱いとしても差し支えありません。</p>
420	法令遵守責任者の兼任	<p>同一法人で介護保険の事業も行っている場合、法令遵守責任者は、介護保険の法令遵守責任者と兼任でもよろしいでしょうか。</p>	<p>子ども・子育て支援法における法令遵守責任者は、介護保険法における法令遵守責任者と兼任することも可能です。</p>
421	資料の提供等の際の本人同意	<p>子ども・子育て支援法第16条に基づき、他の官公庁に対し、税情報の公用請求をする場合、本人同意は必要となるのでしょうか。</p>	<p>支給認定の申請、変更、職権による変更、取消し及び現況届に係る事務を処理するために、子どもの保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税に関する情報を照会する場合は、照会対象者の同意は不要です。</p>
422	施設を利用しなかった場合の給付及び利用者負担の取扱い	<p>感染症や旅行、里帰り出産など、利用者の事由により施設を利用しなかった場合も、施設型給付の対象となるのでしょうか。また、その場合の利用者負担の徴収はどうなるのでしょうか。</p>	<p>新制度では、支給認定子どもが特定教育・保育施設に在籍していれば、施設型給付費等の給付対象となります。</p> <p>一方、利用者負担額については、基本的に徴収するものと考えますが、施設の判断により利用者負担額を徴収しない等、実態に応じて柔軟な対応をしていただくことは差し支えありません。</p>
423	加算項目の認定	<p>公定価格の加算項目の認定について、広域利用をする利用者がいた場合、施設所在地の市町村による加算認定を利用者の所在地市町村の加算認定として取扱うことはできますか。</p>	<p>市町村間で十分な情報提供のうえ、そのような取扱いをすることも可能です。</p>

424	施設型給付費等の支払時期	各月初日に利用する子どもに係る施設型給付費等について、施設・事業者が困らないことが確認できれば実績に基づく翌月払いとしてもかまわないか。	施設型給付費等の支払いについては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成27年3府省局長通知)第3(2)でお示ししているとおり、当月分は遅くともその月中に支弁することとしているほか、「施設型給付費等の支払いについて(依頼)」(平成27年4月9日付け事務連絡)及び「施設型給付費等の支払いの円滑な実施について(依頼)」(平成27年5月20日付け事務連絡)において、法令に基づき、毎月支給あるいは前払いとしての概算払いにて対応いただく必要がある旨お示しております。 ただし、これらについては、給付費等の支払いが遅れることで、施設及び事業所の運営に支障が生じないようにお示しているものであり、やむを得ない事情がある場合には、施設・事業者と調整の上、利用子どもの処遇や職員の処遇など施設の安定的な経営に支障の無い範囲内において、翌月払いとしても差し支えありません(ただし、この場合においても、歳出の会計年度所属区分に留意する必要があります。)	
425	マイナンバー関連	保護者からの支給認定について、事業者を経由して市町村に申請するという手続きを行っている場合には、事業者は必ず「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)における「個人番号関係事務実施者」に該当し、申請者に対する本人確認を行わなければならないことになるのですか。	事業者を経由して市町村へ申請を行う場合であっても、個人番号が記載された申請書類等を密封した(施設等で確認等を行わない)まま市町村に提出する場合には、当該事業者は、番号法における「個人番号関係事務実施者」に該当せず、本人確認を行う必要はありません。 この場合、市町村が申請者の本人確認を行うこととなりますが、市町村による本人確認については、申請者本人の身分証明証の写し等の添付や電話による対応も可能とされています。詳細については、各自治体の番号制度主管課にお問い合わせ願います。	
426	保育士配置の特例	平成28年4月に改正された児童福祉施設の設備運営基準第96条を適用した場合の必要保育士の計算方法はどのように行うのでしょうか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第96条を適用する場合には、認可定員に応じて必要となる保育士の数を1日に配置していれば足りることとなる。 したがって、「1日を通じて配置しなければならない保育士の総数」が、「認可定員に応じて必要となる保育士の数」を上回る場合には、その差分の範囲内で、「都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の配置が可能である。 なお、同条の適用に当たって、短時間保育士の数を常勤換算する必要はない。 また、定員弾力化を行っている場合には、「認可定員に応じて必要となる保育士の数」は、定員弾力化後の児童数に応じて計算するものである。	
427	その他	0～2歳のみの定員を設定する保育所について、保護者の希望に基づき卒園後(3歳以降)の受け皿となる施設を確保する必要がありますか。	認可や確認の要件にはなりません。ご質問のような場合には、3歳以上児の円滑な接続の観点から、地域型保育事業と同様に卒園後の受け皿となる施設を設定すること等が重要と考えられます。 市町村においても、0～2歳のみの定員を設定する保育所に通う子どもに対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、卒園後の受け皿となる施設を設定すること等、適切な協力や支援を行うことが望ましいです。	